

平成29年度版
男女共同参画に関する年次報告書

～^{ひと}女と^{ひと}男が認め合い 支え合う 共に輝くまち～

平成30年11月

霧 島 市

目 次

I 年次報告書の概要	
1 はじめに	1
2 霧島市男女共同参画計画の概要	1
3 霧島市男女共同参画における数値目標の進捗状況	5
II 霧島市の社会環境の状況	
1 人口	7
2 世帯	9
3 配偶関係	11
4 出生	12
III 霧島市男女共同参画施策の実施状況	
重点課題1 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	13
1 統計情報等	13
2 事業実施状況	18
3 数値目標の進捗状況	24
重点課題2 生涯を通じた男女の健康の保持・増進	25
1 統計情報等	25
2 事業実施状況	27
3 数値目標の進捗状況	29
重点課題3 誰もが安心して暮らせる環境の整備	30
1 統計情報等	30
2 事業実施状況	31
3 数値目標の進捗状況	39
重点課題4 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革	40
1 統計情報等	40
2 事業実施状況	43
3 数値目標の進捗状況	47
重点課題5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	48
1 統計情報等	48
2 事業実施状況	49
3 数値目標の進捗状況	52
重点課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	53
1 統計情報等	53
2 事業実施状況	60
3 数値目標の進捗状況	63
重点課題7 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保	64
1 統計情報等	64
2 事業実施状況	69
3 数値目標の進捗状況	71
重点課題8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進	72
1 統計情報等	72
2 事業実施状況	74
3 数値目標の進捗状況	77
重点課題9 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進	78
1 統計情報等	78
2 事業実施状況	81
3 数値目標の進捗状況	83
IV 資料編	
霧島市男女共同参画推進条例	84

I 年次報告書の概要

1 はじめに

本書は、霧島市男女共同参画推進条例（平成24年3月29日条例第5号）第15条に基づく年次報告書として作成したものであり、霧島市の男女共同参画の現状及び本市が平成29年度に取り組んだ男女共同参画に関する施策の実施状況を、「霧島市男女共同参画計画」（平成25年3月策定）の重点課題ごとに取りまとめ公表するものです。

（実施状況の公表）

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を公表するものとする。

2 霧島市男女共同参画計画(後期計画)の概要

(1) 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間としています。

(2) 計画の体系

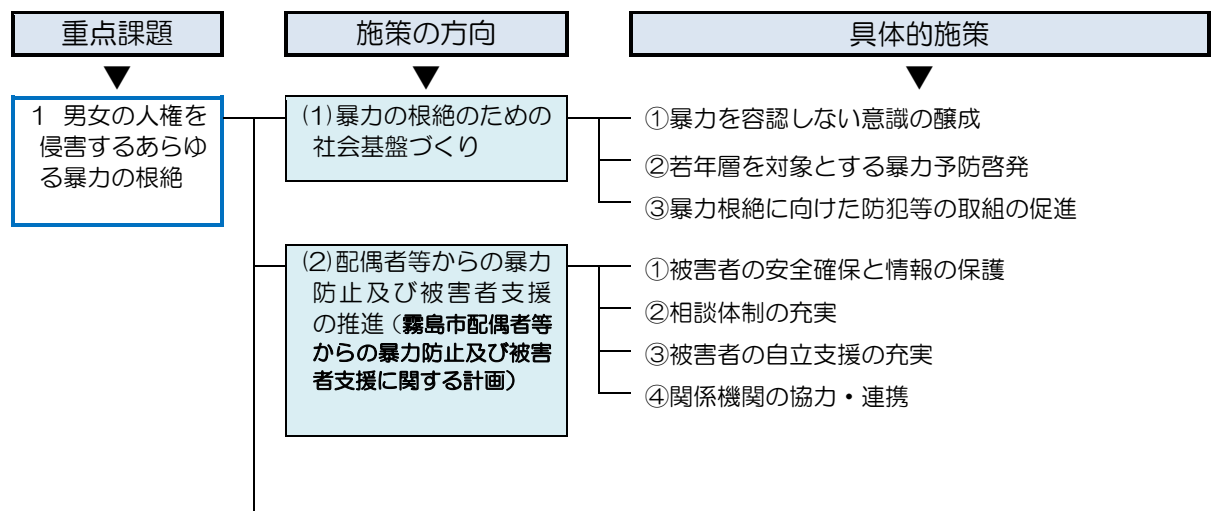
① 基本理念

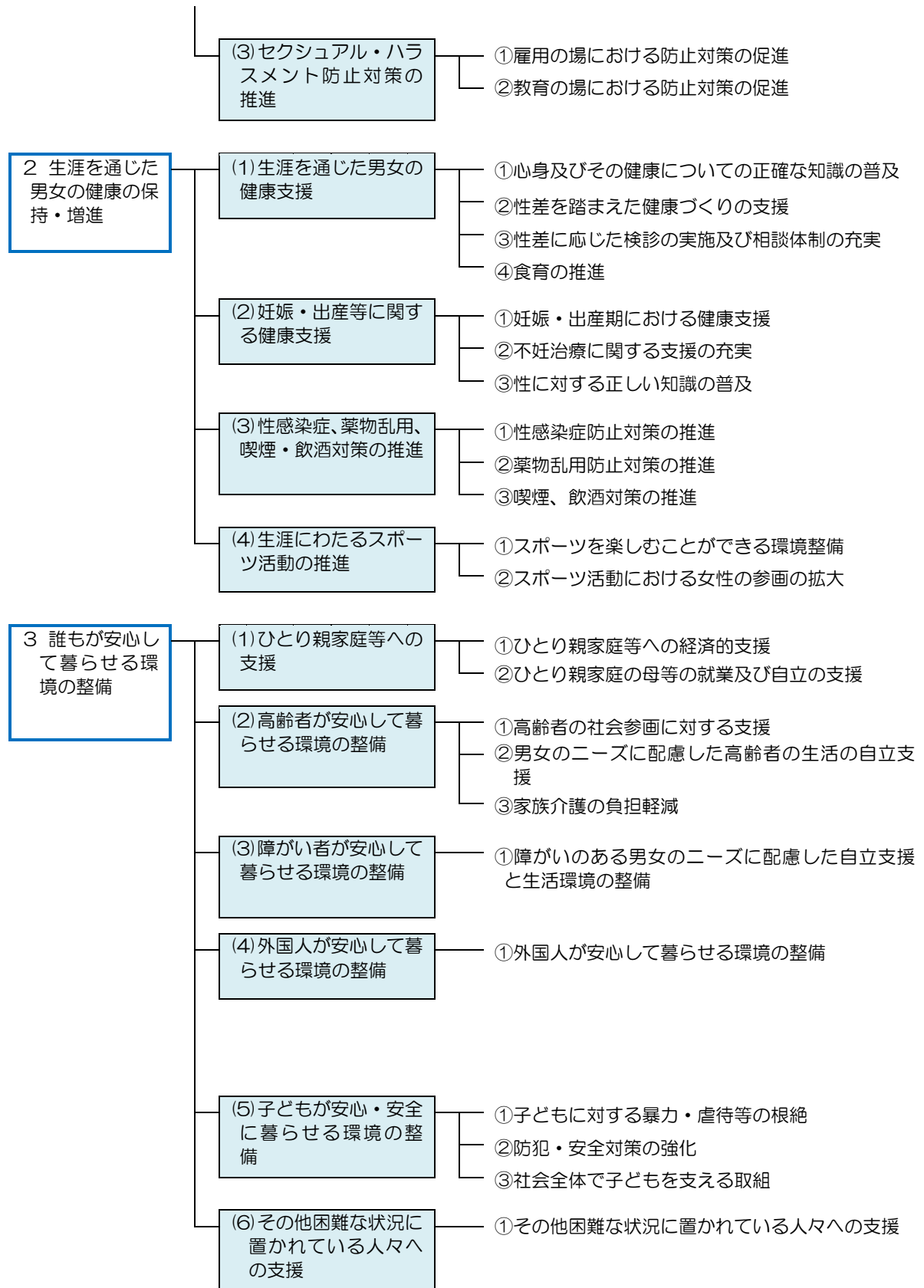
「女と男が認め合い 支え合う 共に輝くまち」をキーワードに、男女共同参画社会の実現を目指します。

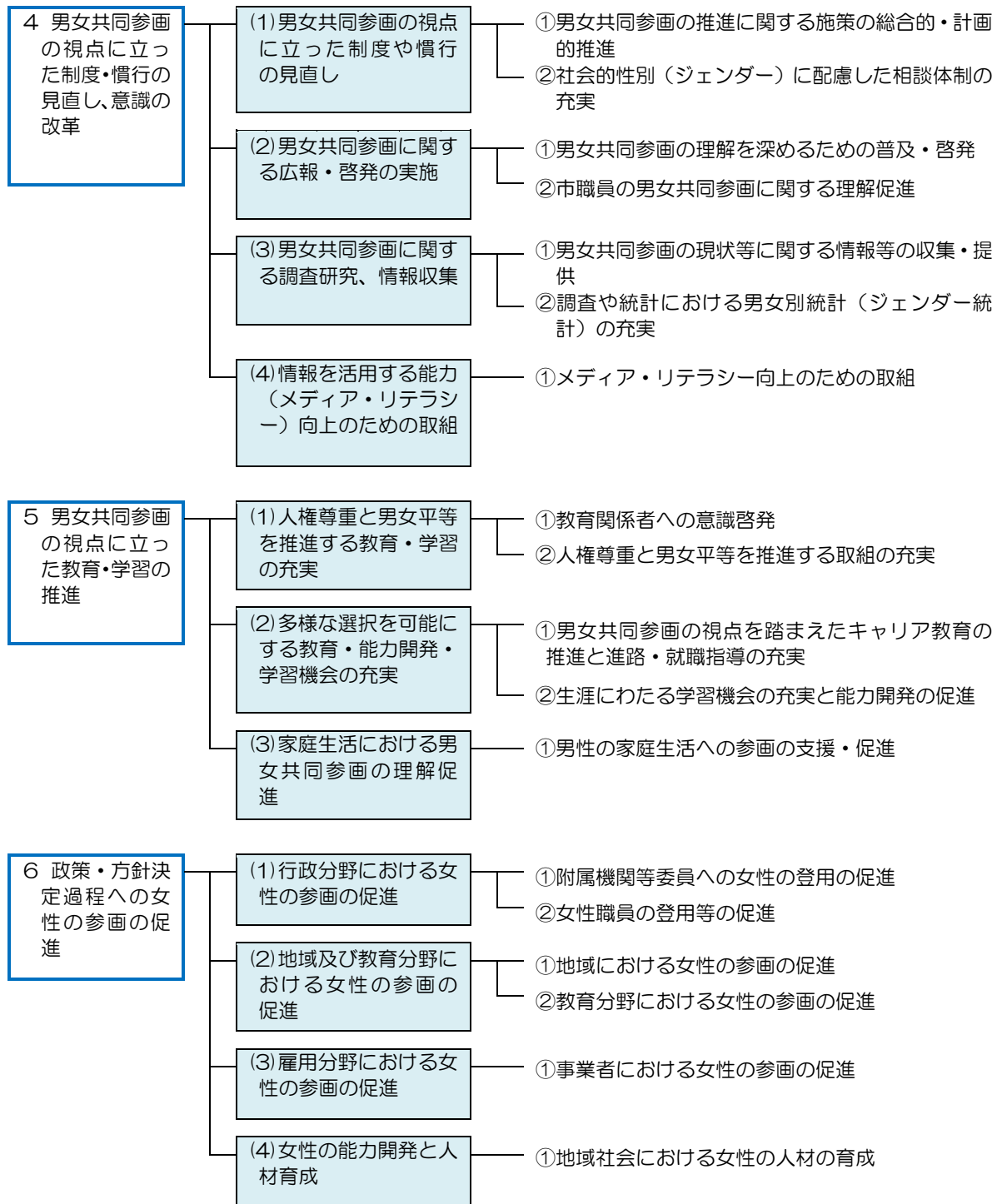
② 基本目標

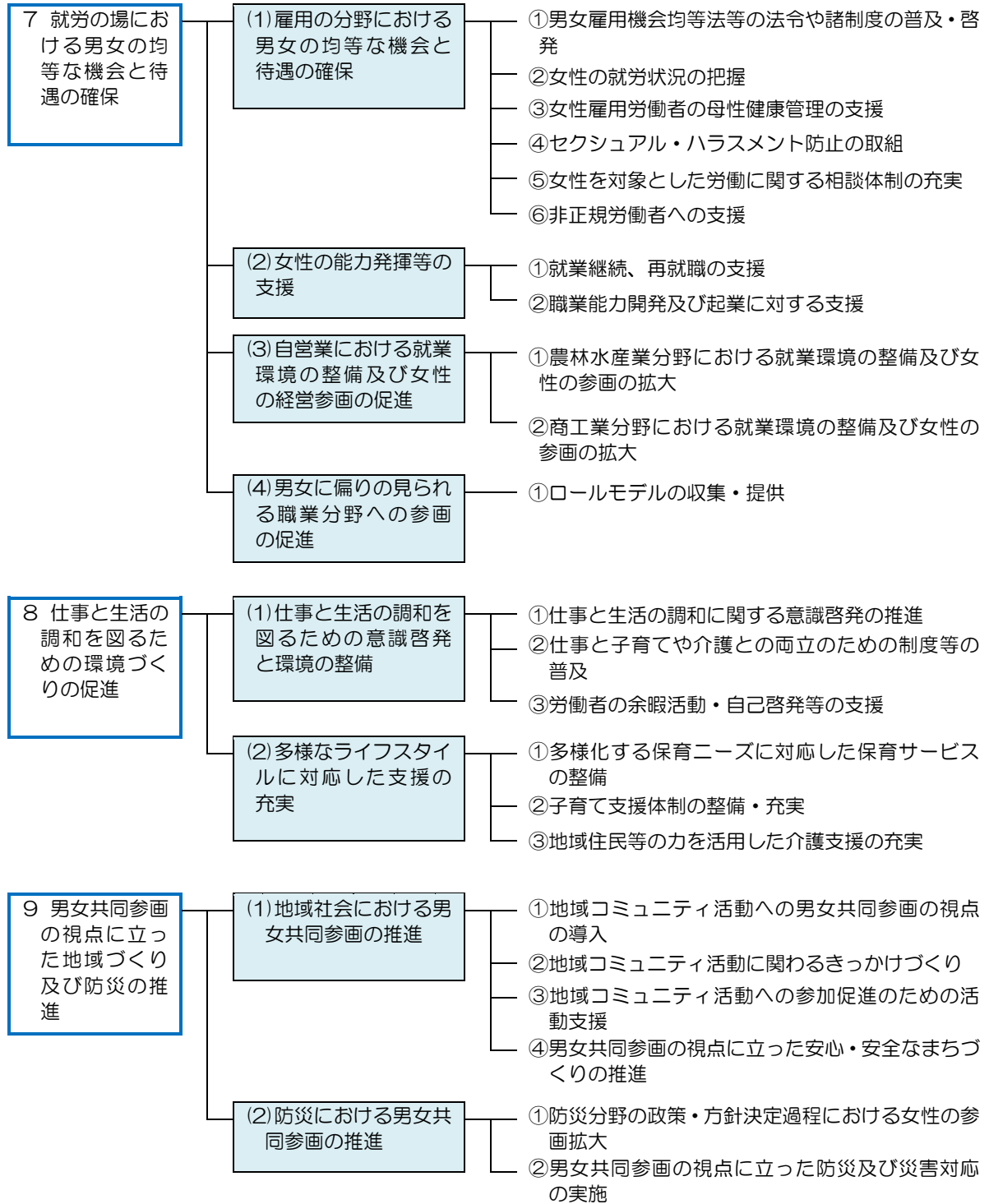
この計画は、男女共同参画に関する様々な取組を推進する上での柱になるものとして、4つの基本目標を設け、その下に9つの重点課題を設定しています。

- 基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会
- 基本目標Ⅱ 制度や慣行について配慮する社会
- 基本目標Ⅲ 能力発揮の機会が平等である社会
- 基本目標Ⅳ 男女が互いに協力し合い責任を担うことができる社会









霧島市男女共同参画計画における数値目標の進捗状況

重点課題	番号	項目	H23年度 (計画策定時)	H28年度	H29年度	H29年度 (目標値)	評価	備考(数値目標を設定している計画等)	担当課
			数値	数値	数値	数値			
1	1	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	8.2%	6.3%	—	6.6%	—	第一次霧島市総合計画後期基本計画	企画政策課
1	2	配偶者暴力防止法を知っている市民の割合	54.8%	86.7%	—	80.0%	—	男女共同参画に関する市民意識調査	企画政策課
1	3	「女性のための無料相談」の認知度	28.3%	30.3%	—	33.0%	—	男女共同参画に関する市民意識調査	企画政策課
2	4	健診を受診した市民の割合(特定健診)	45.5%	46.7%	44.2%	60.0%	↓	第一次霧島市総合計画後期基本計画	保険年金課
2	5	自殺者数	38人	20人	20人	減少させる	↑	健康きりしま21(第2次)	健康増進課
2	6	不妊治療助成件数	83人	140人	155人	85人	↑	第一次霧島市総合計画後期基本計画	健康増進課
2	7	妊娠11週以内に妊娠届出を行った女性の割合	89.5%	92.1%	90.9%	100%	↗	健康きりしま21(第2次)	健康増進課
2	8	スポーツに親しんでいる市民の割合	61.9%	65.0%	62.7%	66.0%	↗	第一次霧島市総合計画後期基本計画	スポーツ・文化振興課
3	9	社会参加を行っている高齢者の割合	74.8%	68.7%	—	85.0%	—	第一次霧島市総合計画後期基本計画(高齢者実態調査)	長寿・障害福祉課
3	10	虐待通報件数	52人	43人	44人	減少させる	↑	第一次霧島市総合計画後期基本計画	子育て支援課
4	11	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	29.7%	24.2%	—	38.8%	—	第一次霧島市総合計画後期基本計画	企画政策課
4	12	「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	37.6%	27.4%	—	36.0%	—	第一次霧島市総合計画後期基本計画	企画政策課
4	13	「霧島市男女共同参画推進条例」の認知度	—	45.7%	—	27.0%	—	男女共同参画に関する市民意識調査	企画政策課
5	14	男女共同参画に関する講座等を実施した公立小中学校の割合	27.1%	41.7%	43.8%	75.0%	↗		企画政策課
5	15	各種講座の応募者数	5,766人	4,865人	4,563人	5,950人	↓	第一次霧島市総合計画後期基本計画	社会教育課

重点課題	番号	項目	H23年度 (計画策定時)	H28年度	H29年度	H29年度 (目標値)	評価	備考(数値目標を設定している計画等)	担当課
			数値	数値	数値	数値			
5	16	男女共同参画関連事業への男性の参加率	20.5%	47.9%	48.6%	30.0%	↑		企画政策課
6	17	附属機関等の委員に占める女性の割合	24.9%	29.7%	30.0%	40.0%	↗		企画政策課
6	18	女性委員がいない附属機関等の数	6機関	2機関	2機関	0機関	↗		企画政策課
7	19	「男女雇用機会均等法」の認知度	65.1%	87.4%	—	83.0%	—	男女共同参画に関する市民意識調査	企画政策課
7	20	積極的改善措置に取り組む事業者の割合	—	66.2%	41.4%	40.0%	↑	男女共同参画に関する企業実態アンケート調査	企画政策課
7	21	家族経営協定締結数	75戸	78戸	78戸	87戸	↗		農政畜産課
8	22	ワーク・ライフ・バランスの認知度	22.4%	45.3%	—	36.0%	—	男女共同参画に関する市民意識調査	企画政策課
8	23	男性の育児休業取得率	0.6%	12.5%	14.0%	増加させる	↑	男女共同参画に関する企業実態アンケート調査	企画政策課
8	24	子育て支援施設の利用者数	40,513人	68,280人	70,470人	69,000人	↑	第一次霧島市総合計画後期基本計画	子育て支援課
8	25	一時預かり延人数	9,648人	8,134人	9,044人	9,700人	↓	第一次霧島市総合計画後期基本計画	子育て支援課
8	26	保育所入所者数	2,932人	3,672人	3,656人	3,300人	↑	第一次霧島市総合計画後期基本計画	子育て支援課
9	27	自治会加入率	67.9%	60.7%	60.3%	70.0%	↓	第一次霧島市総合計画後期基本計画	市民活動推進課
9	28	男女共同参画セミナーを実施した地区自治公民館の割合	11.2%	46.1%	49.4%	65.2%	↗		企画政策課

記号	内 容	項目数(H29)	項目No.
↑	計画通り進捗できている	8	5、6、10、16、20、23、24、26
↗	年次目標(進捗)未達も計画策定当初よりは向上している	7	7、8、14、17、18、21、28
—	現状値が把握できない項目	9	1、2、3、9、11、12、13、19、22
↓	計画通り進捗できていない	4	4、15、25、27

Ⅱ 霧島市の社会環境の状況

1 人口

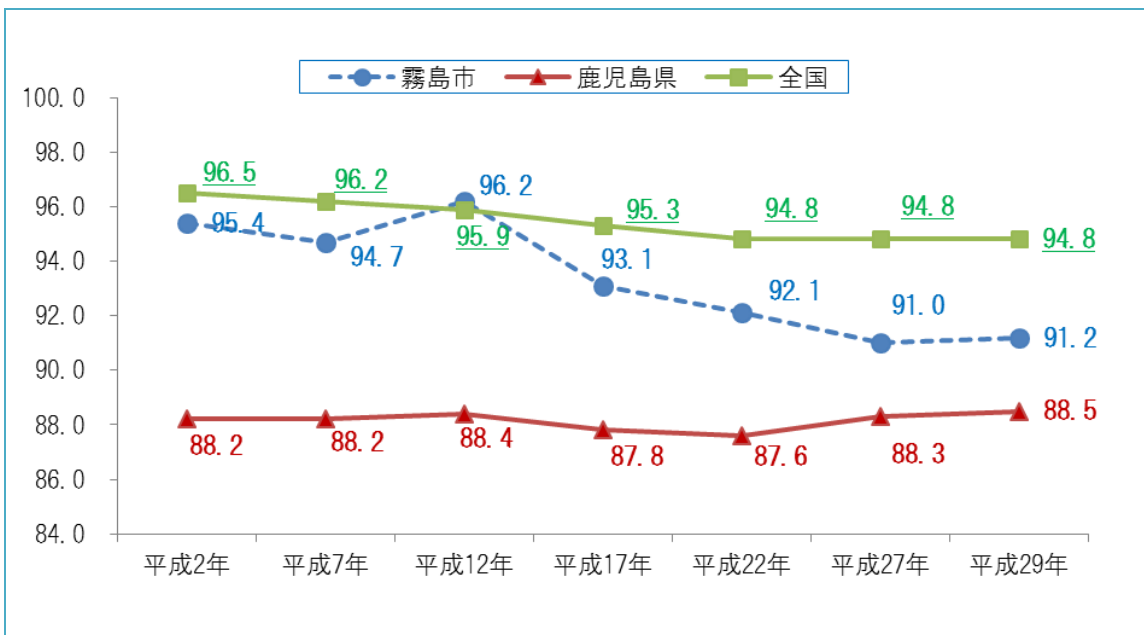
(1) 男女別人口

本市の人口構成を男女別にみると、平成29年10月1日現在で男性が59,786人、女性が65,552人であり、女性が5,766人多く、人口性比（女性100人に対する男性の数）は91.2となっている。



（平成2年～平成27年：総務省「国勢調査」、平成29年：鹿児島県推計人口）

(人口性比の推移)



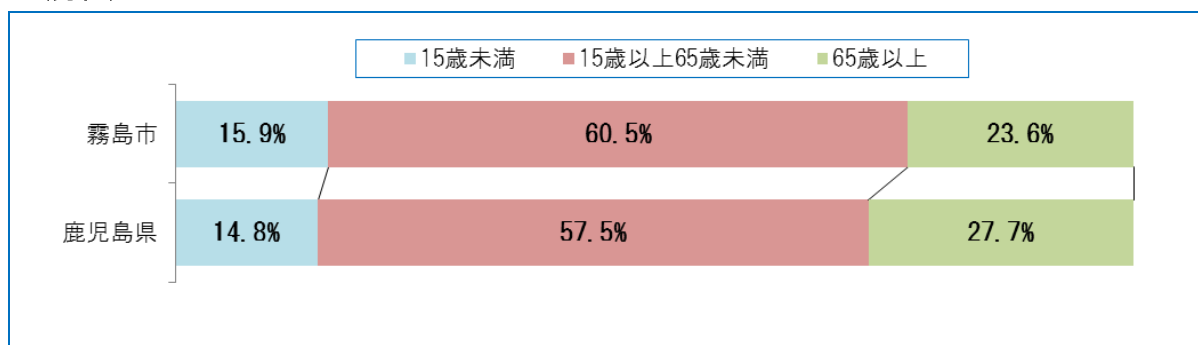
（平成2年～平成27年：総務省「国勢調査」、平成29年：鹿児島県推計人口）

(2) 年齢別人口

本市の人口構成を男女・年齢別にみると、平成29年10月1日現在で老年人口（65歳以上）は、男性が23.6%、女性が29.2%となっており、女性の方が男性より高齢化が進んでいる。また、男女ともに、県内平均値と比較して、老年人口の割合は低く、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は高い。

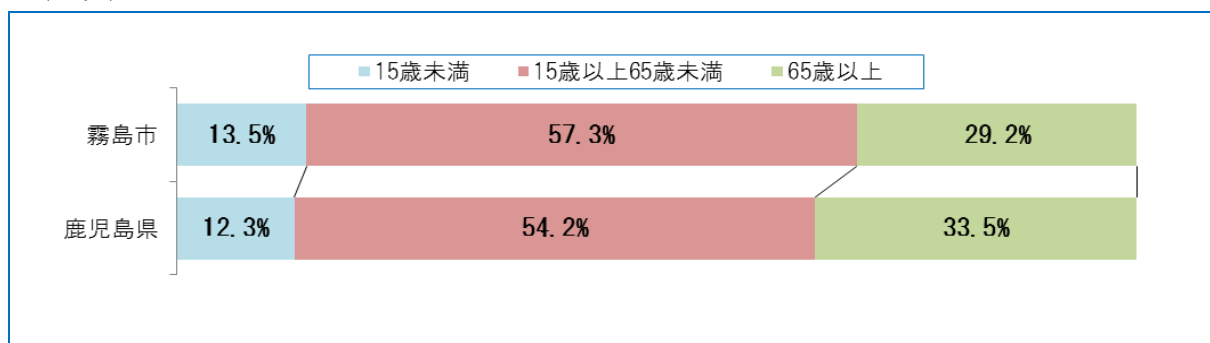
また、「年齢（5歳階級）別人口性比」を全国平均と比較すると、「20～24歳」・「55～59歳」間で、全国平均と市平均が逆転していることから、本市は、進学や就職で市外へ転出する男性が多いことがうかがえる。

(男性)



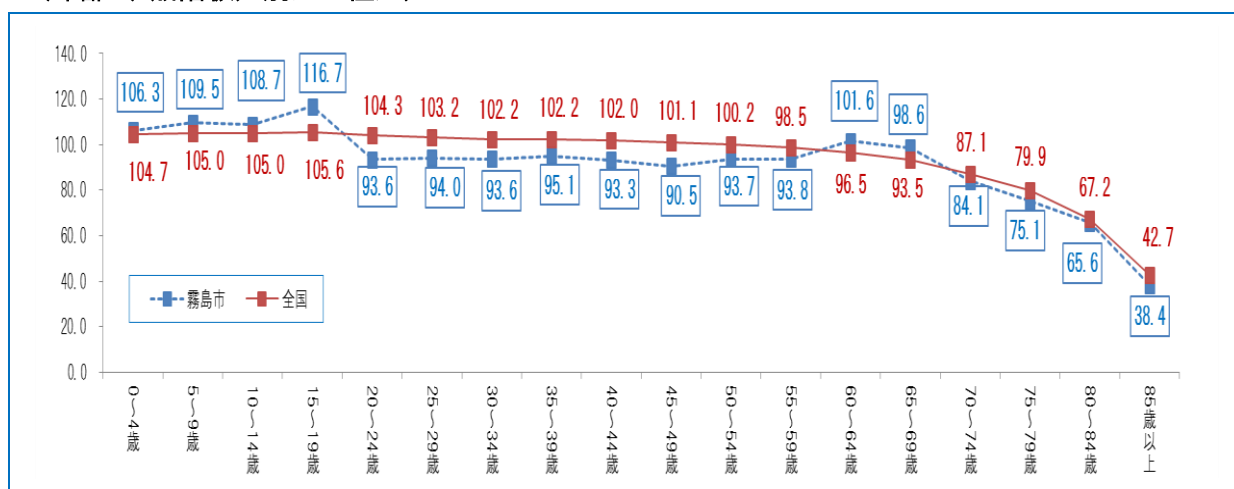
(鹿児島県推計人口)

(女性)



(鹿児島県推計人口)

(年齢（5歳階級）別人口性比)



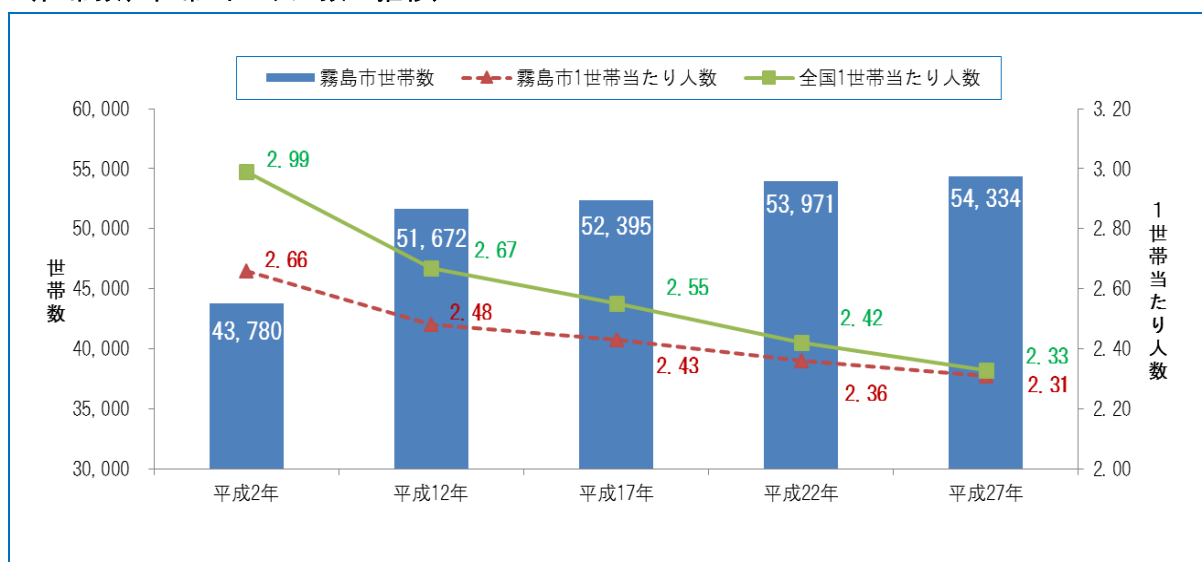
(総務省「平成27年国勢調査」)

2 世帯

(1) 世帯数

本市の世帯数は、平成27年10月1日現在で54,334世帯となっており、前回調査時（平成22年）と比較すると363世帯、0.6%増加し、増加傾向にある。一方、1世帯当たり人員は2.31人となっており、前回調査時と比較すると0.05ポイント減少し、減少傾向にある。

(世帯数、世帯当たり人数の推移)

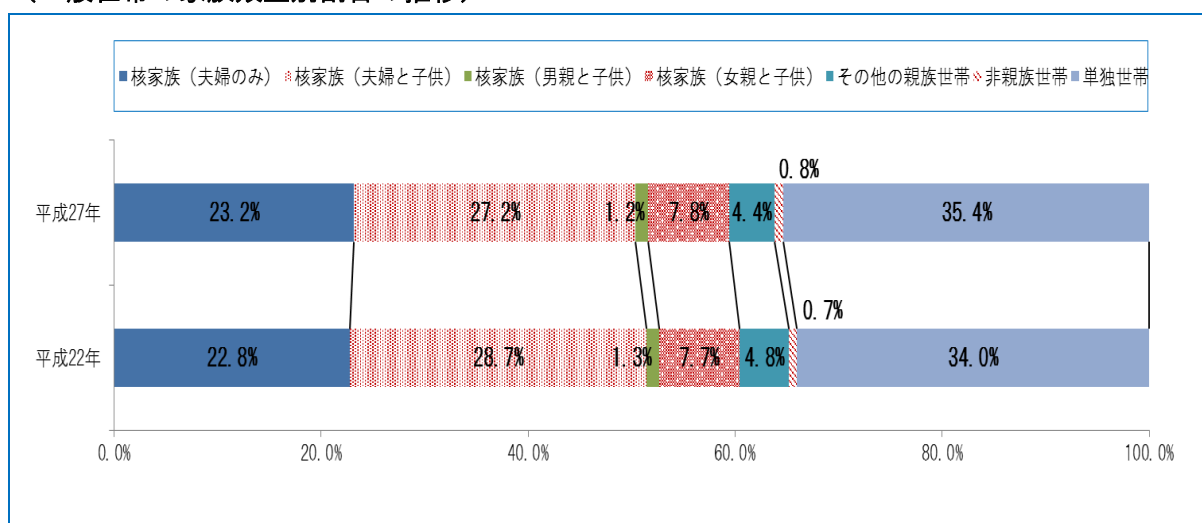


(総務省「国勢調査」)

(2) 家族類型

本市の一般世帯を家族類型別にみると、平成27年10月1日現在で、「単独世帯」の割合が35.4%と最も多くなっており、増加傾向にある。一方、「核家族のうち夫婦と子供からなる世帯」の割合は27.2%となっており、減少傾向にある。

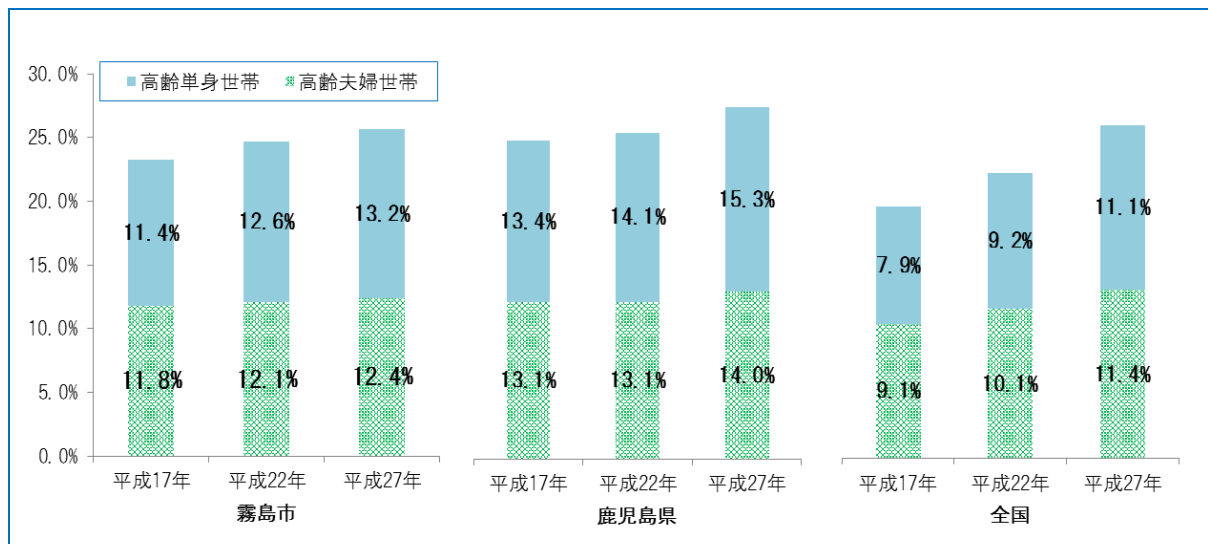
(一般世帯の家族類型別割合の推移)



(注) 一般世帯とは、「総世帯」から「施設等の世帯（病院、社会施設の入院・入所者等）」を除いたものであり、「普通世帯（①住居と生計を共にしている人の集まり、②一戸を構えて住んでいる単身者）」に「準世帯のうち一人の準世帯（間借り・下宿、会社等の独身寮の単身者）」を含めた定義である。(総務省「国勢調査」)

(3) 高齢世帯

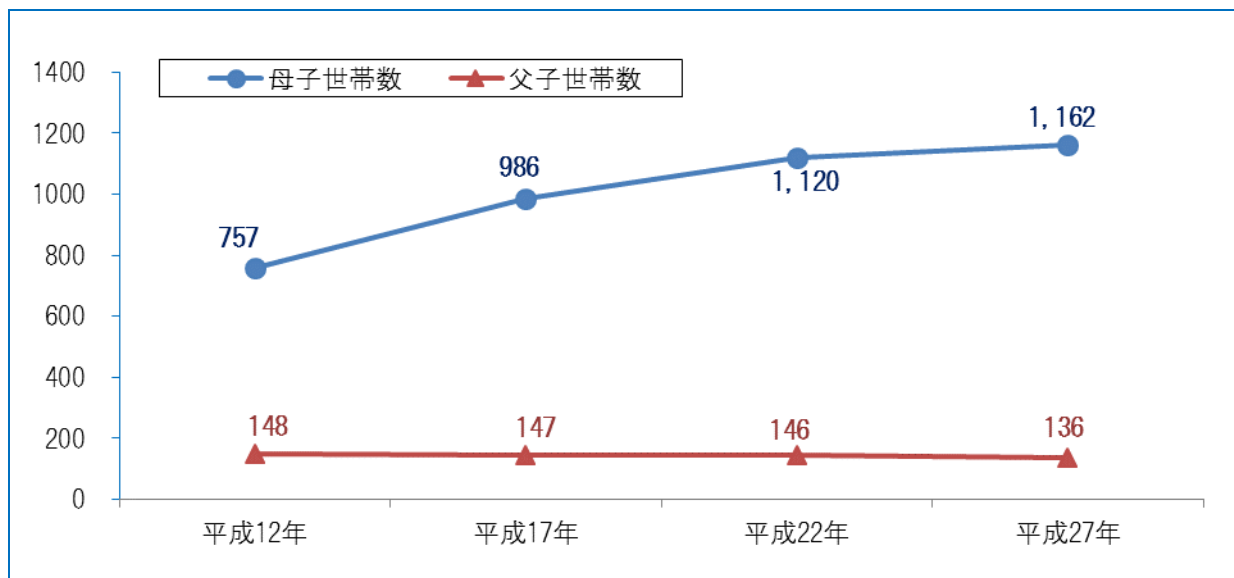
本市の高齢世帯の状況を見ると、平成27年10月1日現在で「高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上）」の割合が12.4%、「高齢単身世帯」の割合が13.2%となっており、いずれも増加傾向にある。なお、全国平均は、「高齢夫婦世帯」の割合が11.4%、「高齢単身世帯」の割合が11.1%となっており、本市は全国よりも高齢者世帯の割合が大きくなっている。



(総務省「国勢調査」)

(4) 母子世帯・父子世帯

本市の母子世帯数は、平成27年10月1日現在で1,162世帯となっており、前回調査時（平成22年）と比較すると42世帯、3.7%増加し、増加傾向にある。



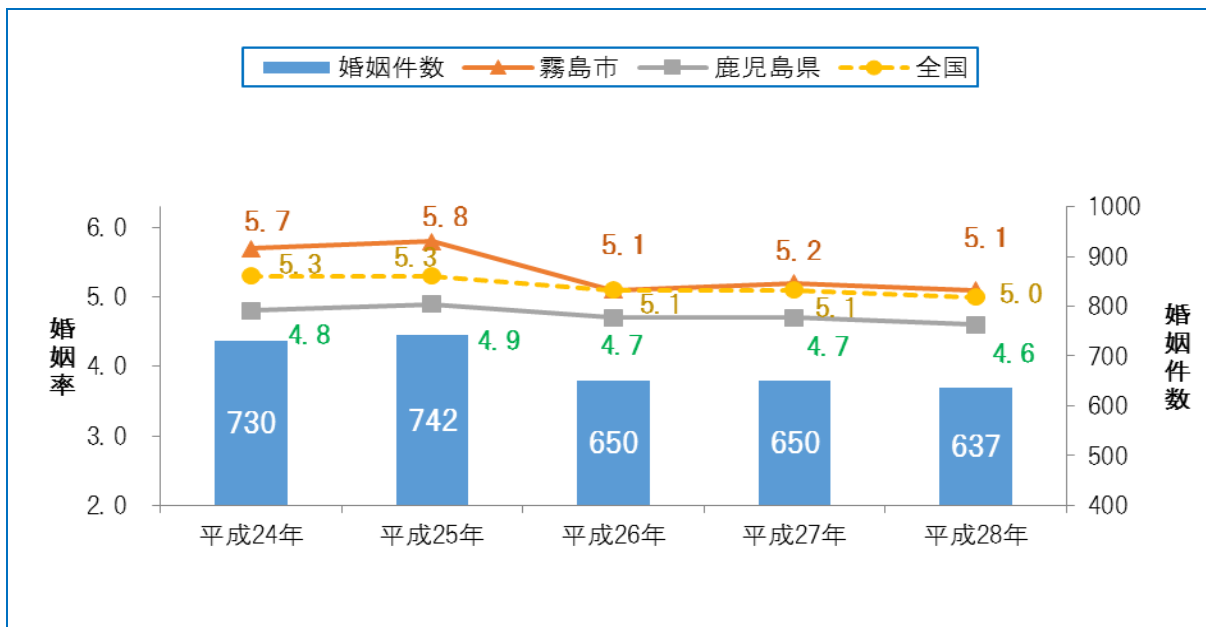
(総務省「国勢調査」)

3 配偶関係

(1) 結婚

本市における結婚の状況をみると、平成28年の婚姻件数は637件で、前年より13件減少した。なお、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は5.1であり、全国の婚姻率（5.0）と同等である。

(婚姻件数、婚姻率の推移)

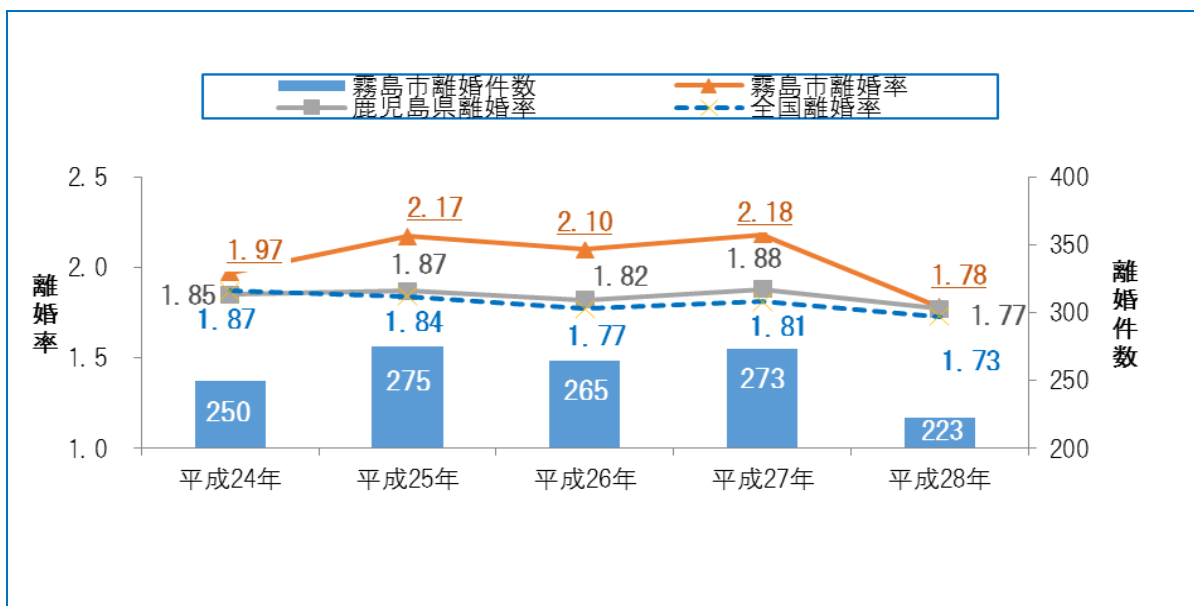


(県衛生統計年報)

(2) 離婚

本市における離婚の状況をみると、平成28年の離婚件数は223件で、前年より50件減少した。なお、平成28年の離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は1.78となっており、全国の離婚率（1.77）と同等である。

(離婚件数、離婚率の推移)



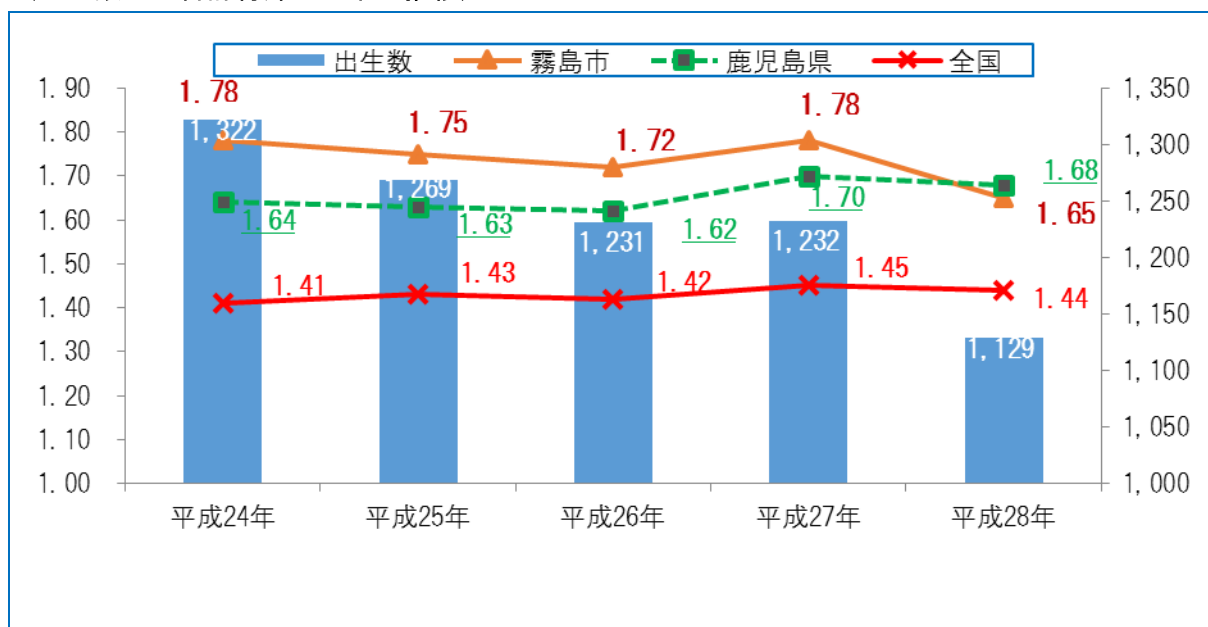
(県衛生統計年報)

4 出生

本市における出生の状況をみると、平成28年の出生数は1,129人で、前年より103人減少した。

なお、本市における合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちにどれだけ子供を産むか）は1.65であり、全国（1.44）より上回っているが、今回、県（1.68）より下回った。

（出生数及び合計特殊出生率の推移）



合計特殊出生率（鹿児島県・全国）：衛生統計年報

合計特殊出生率（霧島市）：健康増進課作成

Ⅲ 霧島市男女共同参画施策の実施状況

重点課題1 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

施策の方向 (1) 暴力の根絶のための社会基盤づくり

施策の方向 (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進

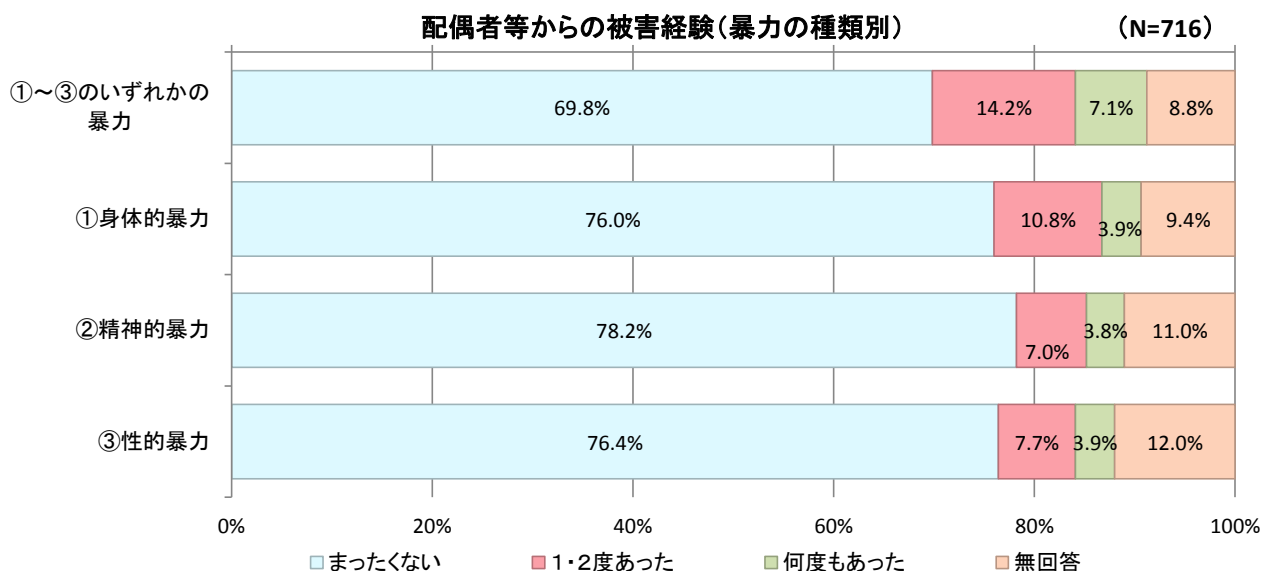
(霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画)

施策の方向 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 統計情報等

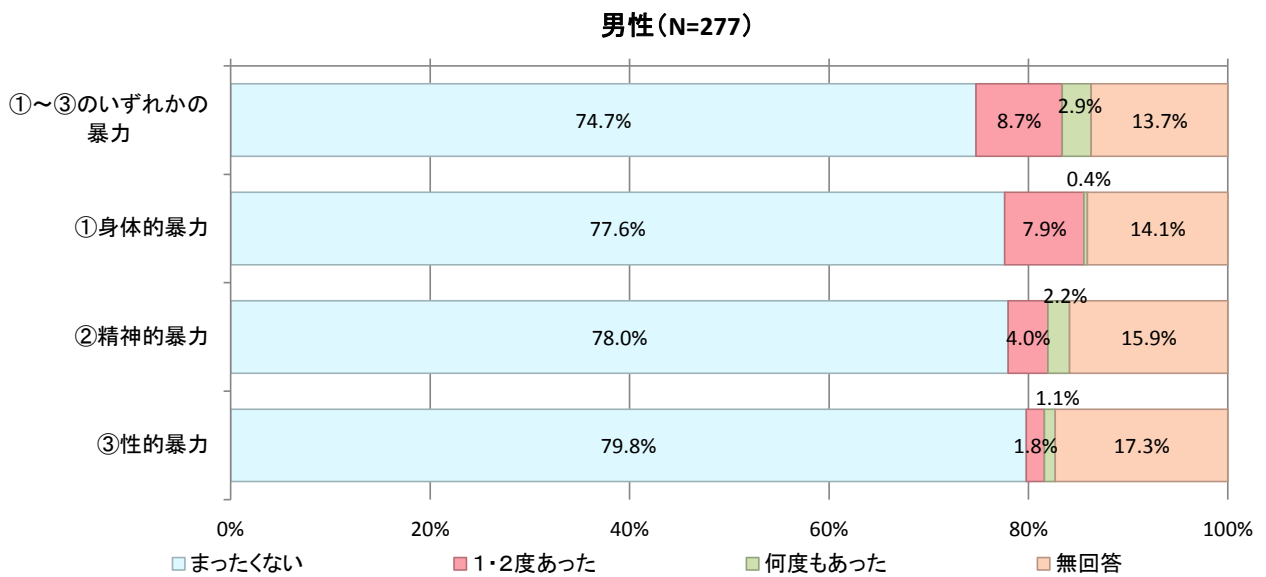
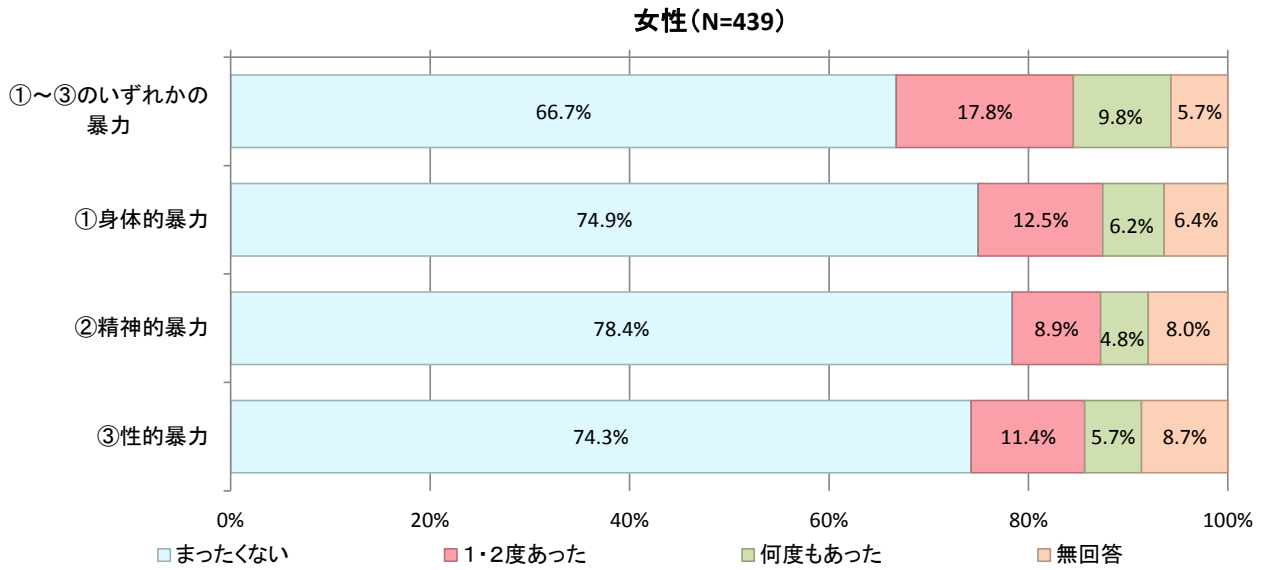
(1) 配偶者等から暴力を受けた経験・暴力形態

平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査によると、現在または過去に配偶者又は恋人から言葉や身体に対する暴力等を受けた経験について、「① 身体的暴力」が 14.7% (『何度もあった 10.8%』と『1.2 度あった 3.9%』の合算) と最も多く、次いで「② 精神的暴力」が 10.8%、「③ 性的暴力」が 11.6%であった。



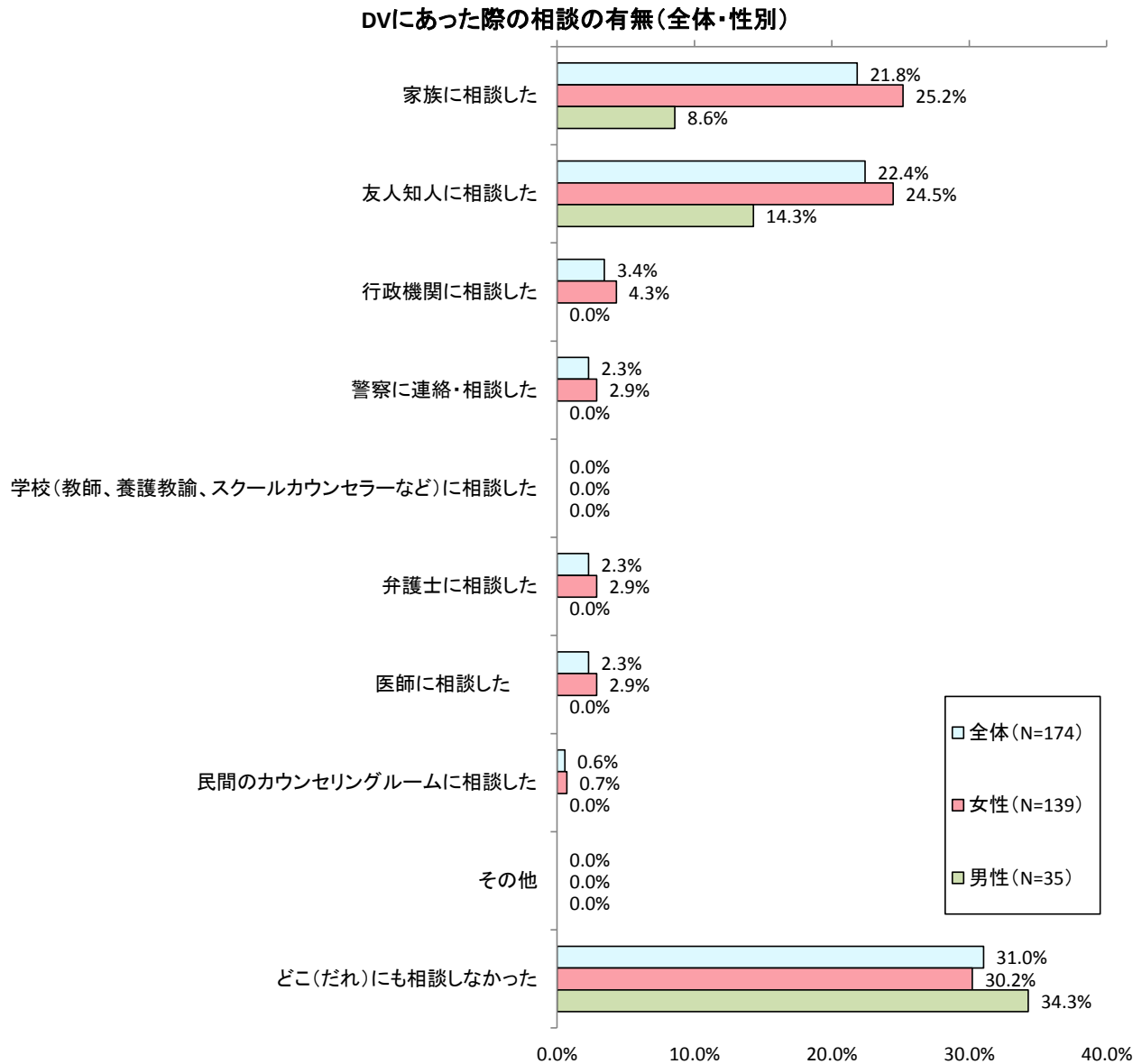
(平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査)
(N=716【男性 277 女性 439】)

配偶者等からのDVの被害経験の有無（暴力の種類別・性別）



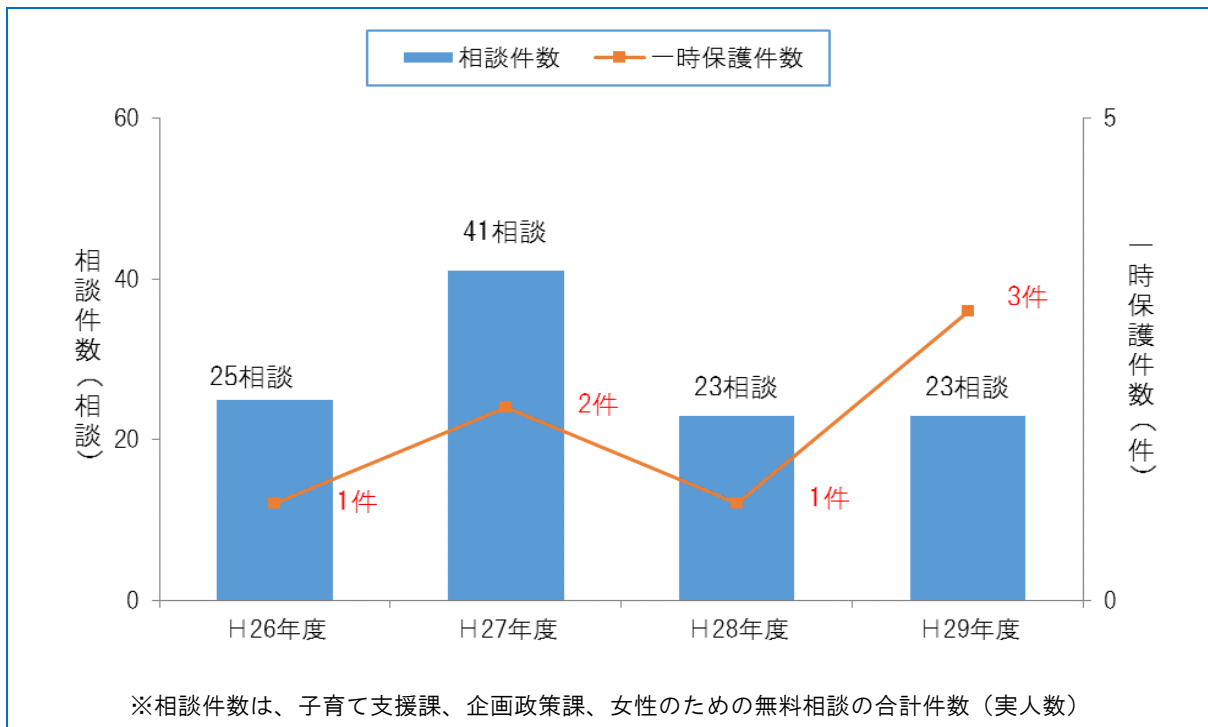
(2) DVを受けた方の相談先

DVを受けた方の相談先については、「どこにも相談しなかった」(31.0%)という回答割合が最も高く、DVは潜在化しやすい特性があるといえる。



(3) DV 相談件数及び一時保護件数

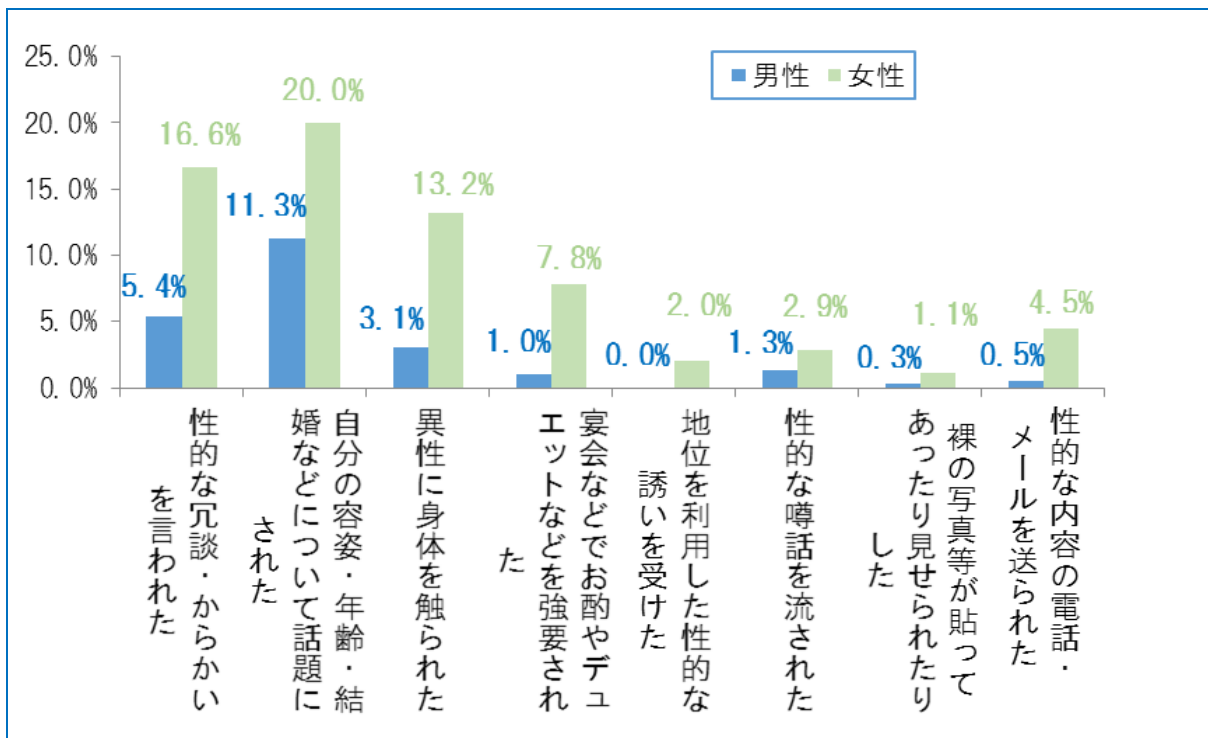
平成 29 年度の DV 相談件数は 23 件となっており、このうち、3 件についてはショートステイ等において一時保護を実施した。



(企画政策課調べ)

(4) セクシュアル・ハラスメントを受けた経験

女性の 2 割が、「自分の容姿・年齢・結婚などについて話題にされた」(20.0%) 経験があると答えている。

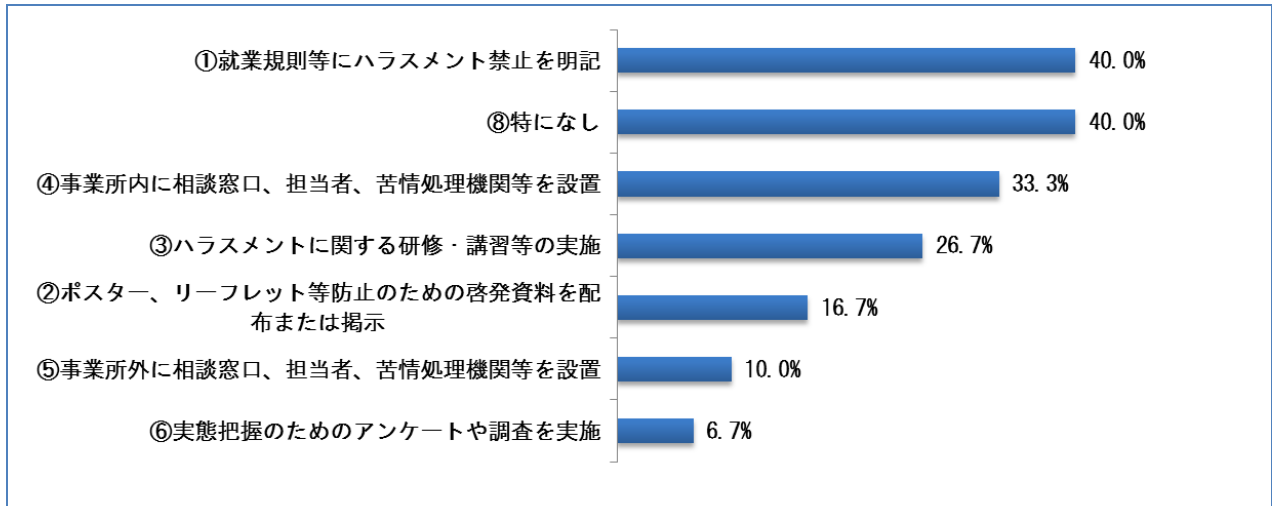


(平成 29 年度霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査)
(N=849【男性 390 女性 446 性別未記入 13】)

(5) 市内事業者におけるハラスメント防止に関する取組状況

平成29年度企業実態調査によると、60.0%の事業者がハラスメント防止対策を実施しており、主な取組として、就業規則等に明記（40.0%）、事業所内に相談窓口、担当者、苦情処理機関設置（33.3%）を実施している。

(ハラスメント防止に関する取組内容)



(平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査)

平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査

1 調査時点

平成29年12月1日現在

2 事業所からの回答状況

- ① 調査対象事業所数…100事業所
- ② 回答事業所数（回答率）…60事業所（60.0%）

2 事業実施状況

施策の方向(1) 暴力の根絶のための社会基盤づくり

具体的施策① 暴力を容認しない意識の醸成

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を徹底させるとともに、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を促進するため、広く市民を対象に暴力の現状や被害者保護のための制度の普及・啓発に取り組む必要がある。</p>												
<p>主な取組</p>	<p>① 11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市役所市民ロビーにおいて、パネル展示及びDV防止啓発ビデオ放映会を実施し、女性への暴力に対する意識啓発を行うとともに相談機関等の周知を行った。(企画政策課)</p>  <p>② 公共施設等の女性トイレに「DV相談ナビカード」等を配置した。同カードは毎月補充しており、補充時の残枚数から多くの方が持ち帰っていると推測される。(企画政策課)</p>  <p>③ 霧島市人権擁護委員による人権相談を開設した。(市民課)</p> <table border="1" data-bbox="406 1254 1375 1572"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法務局常設相談所</td> <td>内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置</td> <td>内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置</td> </tr> <tr> <td>特設相談所</td> <td>年44回開設 内容：公共施設等で開設</td> <td>年44回開設 内容：公共施設等で開設</td> </tr> <tr> <td>相談件数(支局管内)</td> <td>1,236件</td> <td>1,346件</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 次のとおり人権啓発推進まちづくり事業を実施した。(市民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・星塚敬愛園人権啓発現場研修 11月(8人) ・人権定例会担当職員研修 11月 ・人権同和問題職員研修： 6月(119人) ・人権同和問題職員研修： 11月(98人) ・「霧島市じんけんフェスタ」 8月(235人) ・まちづくり会議委員等研修 2月・3月(52人) ・人権の花運動 小学校5校 4月～12月(1,291人) ・特定失踪者に関する庁内連絡会議 6月 	年	H28	H29	法務局常設相談所	内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置	内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置	特設相談所	年44回開設 内容：公共施設等で開設	年44回開設 内容：公共施設等で開設	相談件数(支局管内)	1,236件	1,346件
年	H28	H29											
法務局常設相談所	内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置	内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置											
特設相談所	年44回開設 内容：公共施設等で開設	年44回開設 内容：公共施設等で開設											
相談件数(支局管内)	1,236件	1,346件											

	・北朝鮮拉致被害者家族・特定失踪者家族支援署名（7月・12月・3月） ⑤ 人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、市内中学校において、こども人権セミナーを開催した。（社会教育課）			
	年 度	H27	H28	H29
	参加者数	1,799人	856人	1,401人

具体的施策② 若年層を対象とする暴力予防啓発

男女共同参画の視点	男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習である。人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る必要がある。											
主な取組	① 「子ども人権セミナーin高校」においてデートDVに関する講演会等を実施し、発達段階に応じて男女平等を推進するための啓発活動に努めた。 <div style="text-align: right;">（社会教育課）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>年 度</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>実施校</td> <td>隼人工業高校、鹿児島第一高校</td> <td>霧島高校、国分中央高校</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>772人</td> <td>1,186人</td> </tr> </table>			年 度	H28	H29	実施校	隼人工業高校、鹿児島第一高校	霧島高校、国分中央高校	参加者数	772人	1,186人
年 度	H28	H29										
実施校	隼人工業高校、鹿児島第一高校	霧島高校、国分中央高校										
参加者数	772人	1,186人										

具体的施策③ 暴力根絶に向けた防犯等の取組の促進

男女共同参画の視点	女性に対する暴力など身近な犯罪を予防するため、防犯パトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治会等と連携しつつ、地域安全情報の提供、防犯機器の支給、相談等による指導等を積極的に行う必要がある。
主な取組	① 市内の暗がりを無くし、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを目指し、自治会が集落内に防犯灯を設置する事業費の補助金を霧島市防犯組合連合会に交付した。（安心安全課） ② 生徒の通学路の安全を確保するため、主に集落間の明かりのないところに安全灯を設置した。（安心安全課） ③ 市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、子どもの登下校時の見守り活動や日常生活（通勤、買物、散歩）を通じて自主的にパトロールする防犯パトロール隊の結成を促進した。（安心安全課）

年 度	H27	H28	H29
防犯灯	新規 87基 既設LED交換152基	新規 95基 既設LED交換303基	新規 88基 既設LED交換742基
安全灯	25基	21基	4基
防犯パトロール隊	99団体	99団体	99団体

施策の方向（２） 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進

（霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画）

具体的施策① 被害者の安全確保と情報の保護

男女共同参画の視点	<p>① DV被害者の身の安全を守るため、関係支援機関が連携して適切な保護に結び付けることが重要であり、その際には、被害者の意志と人権の尊重に努め、各人の状況に応じた支援を行う必要がある。</p> <p>② 市の窓口で保有する被害者情報に関しては、個人情報の保護に留意するとともに、避難した被害者を追及する加害者側に住居情報等が伝わってしまうことがないように、被害者情報の適切な取扱いに遵守する必要がある。</p>																																																			
主な取組	<p>① 高齢者や病院を受診したDV被害者について、関係機関と協議・情報共有を行い、連携を図ることができた。（子育て支援課）</p> <p>② 児童虐待防止法に基づく通告制度について、児童虐待防止週間に合わせて広報誌による広報のほか、市役所、各総合支所、市出先機関、市内すべての保育園、幼稚園、小中学校、病院及び診療所へ虐待予防ポスターを使用し、啓発を行った。（子育て支援課）</p> <p>③ DV被害者に対し、鹿児島県女性相談センター等において一時保護等の措置を行った。（子育て支援課）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">施設へ移送</th> <th rowspan="2">助言指導</th> <th rowspan="2">継続指導</th> <th rowspan="2">その他</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>県女性相談センターへ</th> <th>委託先のショートステイ施設へ</th> <th>母子生活支援施設へ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>10件</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>18件</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>29件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>17件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>5件</td> <td>0件</td> <td>9件</td> <td>17件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*本件数は、DV相談窓口である「子育て支援課」における対応件数</p>	年度	施設へ移送			助言指導	継続指導	その他	合計	県女性相談センターへ	委託先のショートステイ施設へ	母子生活支援施設へ	H25	1件	1件	1件	10件	0件	2件	15件	H26	0件	0件	1件	18件	0件	2件	21件	H27	0件	1件	1件	29件	0件	0件	31件	H28	0件	0件	1件	17件	0件	0件	18件	H29	0件	2件	1件	5件	0件	9件	17件
年度	施設へ移送			助言指導	継続指導					その他	合計																																									
	県女性相談センターへ	委託先のショートステイ施設へ	母子生活支援施設へ																																																	
H25	1件	1件	1件	10件	0件	2件	15件																																													
H26	0件	0件	1件	18件	0件	2件	21件																																													
H27	0件	1件	1件	29件	0件	0件	31件																																													
H28	0件	0件	1件	17件	0件	0件	18件																																													
H29	0件	2件	1件	5件	0件	9件	17件																																													

④ 住民基本台帳の閲覧等に関しては、DV被害者を保護する観点から、住民基本台帳法等に基づき取り扱った。(市民課)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
申出件数①	39件	55件	54件	79件	80件
転送受付件数②	46件	55件	59件	63件	82件
閲覧制限数 (①+②)	85件	110件	113件	142件	162件

具体的施策② 相談体制の充実

男女共同
参画の視点

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況に根ざした構造的な問題として把握し対処していく必要がある。

また、女性に対する暴力は、潜在化しがちであるため個人的な問題として矮小化されることのないよう、被害者への相談対応に当たっては、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意することが肝要である。

主な取組

① 「女性のための無料相談」の案内を毎回市報に掲載し、また、「女性のための無料相談」開催チラシを作成し、自治会での班回覧を行った。

(企画政策課)



② 「児童虐待システム」や「霧島市児童虐待防止マニュアル」を活用し、健康増進課や教育委員会、中央児童相談所、霧島警察署などの関係機関と連携をとりながら、通報や相談等に対応し、児童虐待やDV被害対策につなげた。

(子育て支援課)

(DVに起因する児童虐待の件数)

年 度	H28	H29
件数	23件	24件

③ 「霧島市女性のための無料相談(隼人)」における相談案件について、毎月ケース会議を実施することにより、様々な相談内容への対応方法を学ぶことで女性相談員の資質の向上を図った。(企画政策課)

- ④ 男女共同参画の視点から、避難所等における性暴力等に対する防止対策、相談、支援体制について学ぶ職員研修を開催した。

(企画政策課)



■講師：減災と男女共同参画研修推進センター 浅野 幸子さん

年 度	H28	H29
参加者数	100人	98人

具体的施策③ 被害者の自立支援の充実

男女共同参画の視点	DV被害者が新たな場所で自立するには、住居の確保、経済的基盤の確立、心身の回復、就労場所の確保、子どもの養育など様々な問題があるため、本人の意志や人権を尊重しつつ、関係機関と連携し被害者の自立支援を促進する必要がある。																		
主な取組	<p>① 公営住宅への優先入居 「DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱」に基づき、DV被害者を市営住宅に優先入居させているが、近年の入居申出はない状態である。 (建築住宅課)</p> <p>② DV被害者の母子を保護するため、母子からの申込により、母子生活支援施設の入所措置を行い、また子育て短期支援（ショートステイ）事業を紹介するなどの支援を行った。(子育て支援課)</p> <p>③ 生活困窮者等の経済的状況や心身の状態・就労状況などの相談窓口として相談員と支援員（臨時職員）を配置した。また、生活保護受給者には、母子世帯をはじめ、女性も多いことからケースワーカー市職員も女性を配置するなど、相談しやすい体制づくりに努め、適切な相談や支援・情報提供を行った。(生活福祉課)</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護関連</td> <td>相談件数</td> <td>285件</td> <td>325件</td> </tr> <tr> <td>就労相談件数</td> <td>842件</td> <td>840件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活困窮者関連</td> <td>相談件数</td> <td>113件</td> <td>70件</td> </tr> <tr> <td>就労相談件数</td> <td>22件</td> <td>27件</td> </tr> </tbody> </table>			H28	H29	生活保護関連	相談件数	285件	325件	就労相談件数	842件	840件	生活困窮者関連	相談件数	113件	70件	就労相談件数	22件	27件
		H28	H29																
生活保護関連	相談件数	285件	325件																
	就労相談件数	842件	840件																
生活困窮者関連	相談件数	113件	70件																
	就労相談件数	22件	27件																

	④ DV被害者の精神的な回復を図るため、市で実施する「女性のための無料相談」や「心の健康相談」を紹介し、離婚手続など法的な手続きを要する場合は、無料法律相談を紹介するなどの支援を行った。（子育て支援課）
--	---

具体的施策④ 関係機関の協力・連携

男女共同参画の視点	DV被害者のニーズに対応するために、県、関係市町や民間団体等、広域的かつ広範な支援を行う連携体制の構築を図る必要がある。また、加害者更生についての国等の研究成果を把握し、被害者の安全の確保を第一に考えた実践のあり方について検討を行う。
主な取組	男女共同参画の視点から、避難所等における性暴力に対する防止策、相談、支援体制について学ぶ職員研修を開催した。（企画政策課） 開催日：平成30年3月5日 対象者：市職員（98人） 講師：減災と男女共同参画研修推進センター 浅野 幸子さん テーマ：男女共同参画の視点に立った避難所運営

施策の方向（3） セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策① 雇用の場における防止対策の促進

具体的施策② 教育の場における防止対策の促進

男女共同参画の視点	セクシュアル・ハラスメントは、対象となった人の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、就業環境の悪化など能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与える社会的に許されない行為であり、男女共同参画社会の形成を阻害する性別に起因する暴力の一形態である。 その被害は潜在化しがちであり、個人的問題として矮小化されることもあるが、男女の固定的な役割分担、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくことが必要である。
-----------	---

主な取組	<p>① 市職員が気軽にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについて相談できる場を提供するため、メンタルヘルス相談事業と統合し業務委託。希望者は、産業カウンセラーによるカウンセリングを実施。（総務課）</p> <p>(1) 方法 外部機関に委託することにより、相談者は外部機関へ気軽に24時間電話やメールで相談を行い、相談に対する事業者としての対応は相談者が決定する。</p> <p>(2) 委託業者 株式会社 こころ機構</p> <p>② 企業実態アンケート調査の中に、セクシュアル・ハラスメント防止に関する取組の質問事項を設け、分析を行った。（企画政策課）</p> <p>③ 教育や事業所の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する出前講座を実施した。（企画政策課）</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施地</td> <td>鹿児島空港ビルディング(株)、永水小学校、霧島市保育協議会</td> <td>安良小学校、木原小・中学校 鈴かけ園、牧之原むつみ園</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>ストップ・セクハラ講座、 見過ごさないぞ！DV講座</td> <td>ストップ・セクハラ講座 見過ごさないぞ！DV講座</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>124人</td> <td>78人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H28	H29	実施地	鹿児島空港ビルディング(株)、永水小学校、霧島市保育協議会	安良小学校、木原小・中学校 鈴かけ園、牧之原むつみ園	内容	ストップ・セクハラ講座、 見過ごさないぞ！DV講座	ストップ・セクハラ講座 見過ごさないぞ！DV講座	受講者数	124人	78人
年 度	H28	H29											
実施地	鹿児島空港ビルディング(株)、永水小学校、霧島市保育協議会	安良小学校、木原小・中学校 鈴かけ園、牧之原むつみ園											
内容	ストップ・セクハラ講座、 見過ごさないぞ！DV講座	ストップ・セクハラ講座 見過ごさないぞ！DV講座											
受講者数	124人	78人											

3 数値目標の進捗状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値 (直近値)		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	8.2%	23	6.3%	28	6.6%	29
配偶者暴力防止法を知っている市民の割合	54.8%	23	86.7%	28	80.0%	29
「女性のための無料相談」の認知度	28.3%	23	30.3%	28	33.0%	29

重点課題2 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

施策の方向 (1) 生涯を通じた男女の健康支援

施策の方向 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

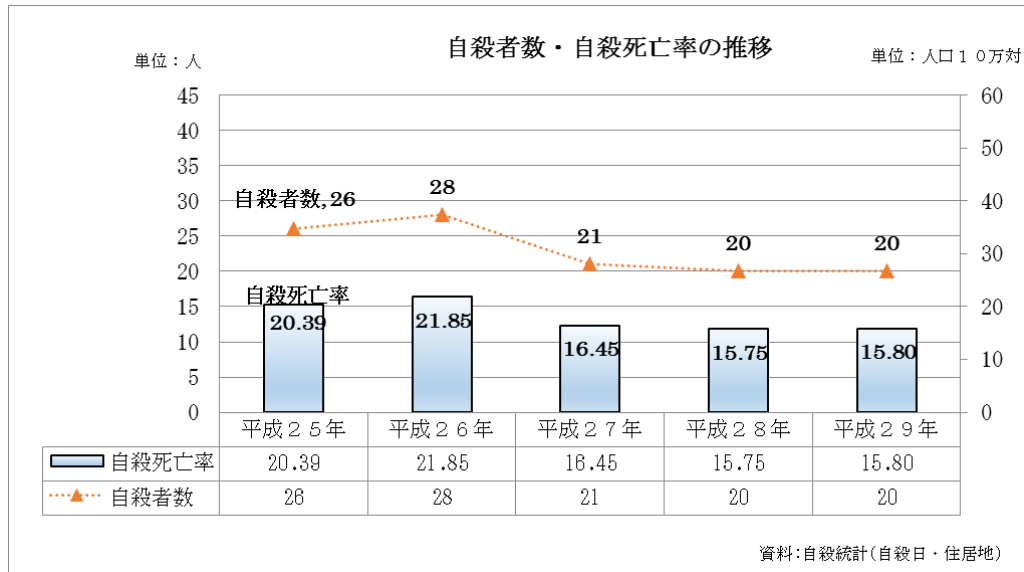
施策の方向 (3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

施策の方向 (4) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

1 統計情報等

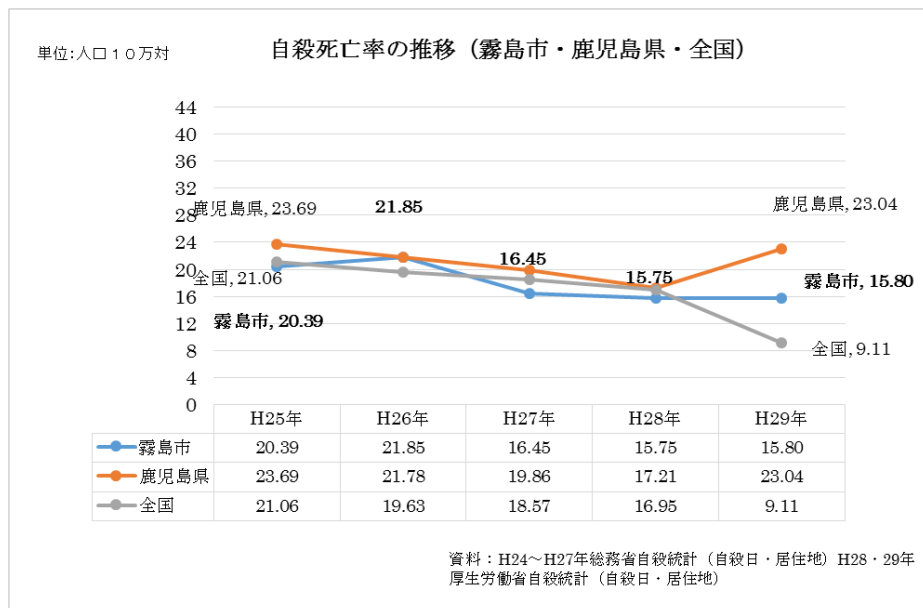
(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡数・率を過去5年間でみると平成27年に減少してから平成28年以降自殺死亡率は16.0を下回っている。



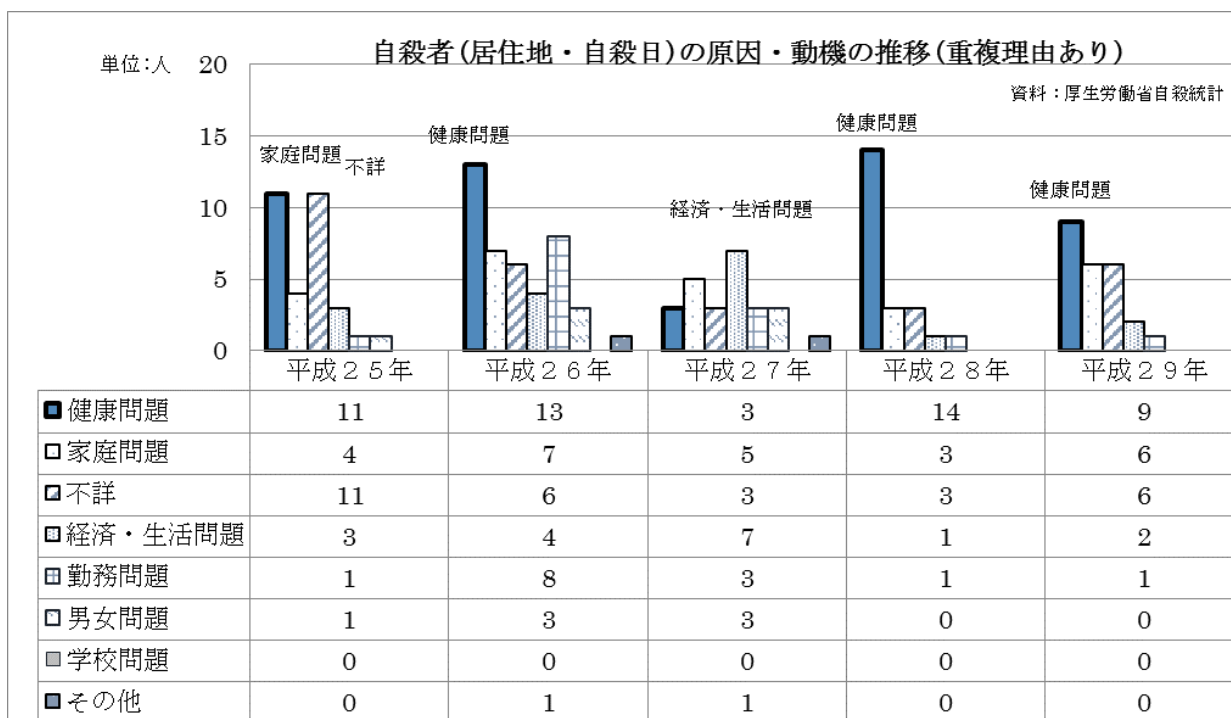
(2) 自殺死亡率(霧島市・鹿児島県・全国)の推移

平成27年以降本市・鹿児島県・全国ともに減少傾向だったが、平成29年は鹿児島県が増加している。



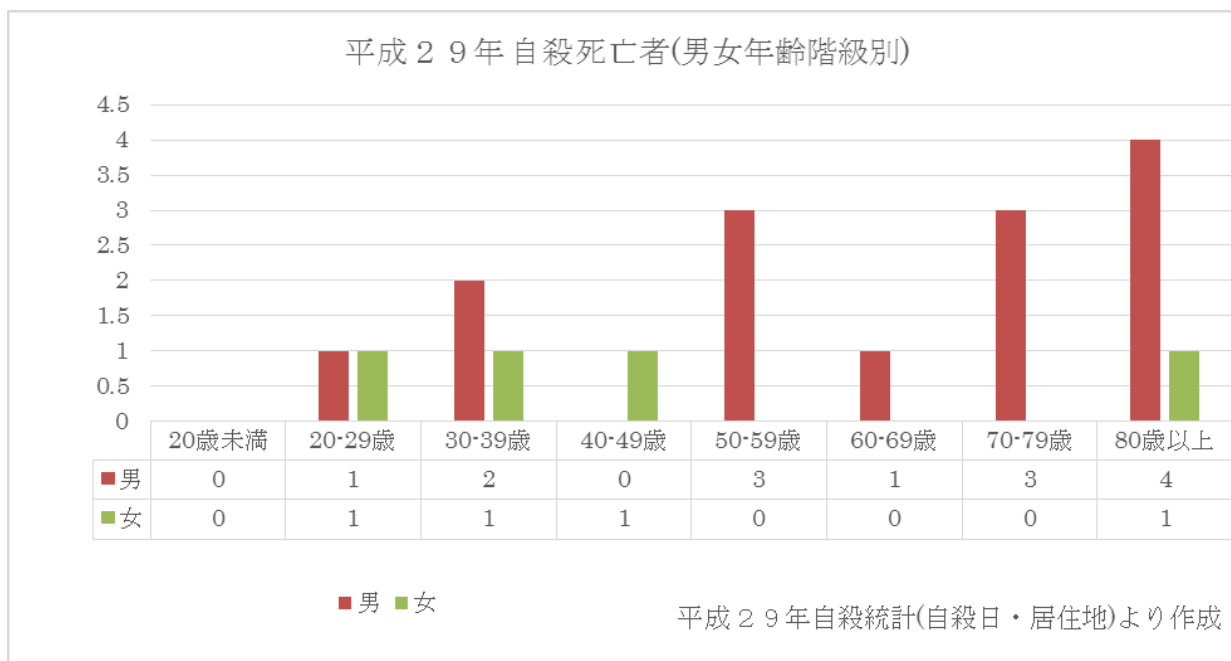
(3) 自殺者の原因・動機（重複理由あり）

平成29年の霧島市の自殺の原因・動機1位は、健康問題が最も多い。



(4) 自殺死亡者の年齢階級別

平成29年の自殺死亡者全体の70%を男性が占め、70歳以上の高齢者が全体の40%、20歳～30代の若い世代が全体の25%となっている。



2 事業実施状況

施策の方向 (1) 生涯を通じた男女の健康支援

具体的施策① 心身及びその健康についての正確な知識の普及

具体的施策② 性差を踏まえた健康づくりの支援

具体的施策③ 性差に応じた検診の実施及び相談体制の充実

具体的施策④ 食育の推進

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>生涯を通じた健康の権利・保持増進のための施策の推進により、健康寿命の更なる延伸を図る必要がある。また、高齢期の状況には、若い時期からのライフスタイルの影響が色濃く表れることから、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かい施策の展開が必要である。</p>												
<p>主な取組</p>	<p>① 女性の健康管理を支援するため、女性検診（子宮頸がん検診・乳がん検診・骨粗しょう病健診）時等に健康相談を実施した。高齢者等の健康づくりを支援するため、市民が集まる機会を利用し、生活習慣病の予防、介護予防等に関する事項について説明を行った。（健康増進課）</p> <table border="1" data-bbox="416 869 1043 1019"> <tr> <td>年 度</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>健康相談開催</td> <td>303回</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>3,763人</td> </tr> </table> <p>② 生涯を通じた健康増進に寄与するため、市民健康講座を開催した。（健康増進課）</p> <p>(1) こころの健康づくり講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：平成29年7月1日 ・参加者数：630名 ・青少年・若年層の心の健康の保持・増進や、良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処法 ・講師：水谷修氏 演題：いのちの授業～優しさと勇気の育て方～ <p>(2) 市民講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：平成29年10月21日 ・参加者数：191名 ・医師・薬剤師・理学療法士・管理栄養士による講演会 演題：あなたの体、大丈夫？～生活習慣が影響する糖尿病～ <p>③ 生活習慣病の早期発見、重症化予防を目的に、後期高齢者医療被保険者を対象に、健康診断（長寿健診）及び人間ドックの助成を行った。（保険年金課）</p> <p>(1) 健康診断（長寿健診）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 5月～12月 <table border="1" data-bbox="416 1928 1128 2022"> <tr> <td>年 度</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>4,519名</td> <td>4,910名</td> </tr> </table>	年 度	H29	健康相談開催	303回	受診者数	3,763人	年 度	H28	H29	受診者数	4,519名	4,910名
年 度	H29												
健康相談開催	303回												
受診者数	3,763人												
年 度	H28	H29											
受診者数	4,519名	4,910名											

(2) 人間ドック助成

年 度	H28	H29
一般コース	102人	971人
女性コース	24人	32人
脳疾患コース	5人	3人
P E T助成コース	12人	11人

- ④ 健康に対する意識づけを図るべく市内全地区自治公民館を対象に健康生きがいつくりモデル事業や地域のひろば推進事業（健康生きがいつくり型）に取り組んだ。

年 度		H29年度
健康生きがいつくりモデル事業	開催回数	171回
	参加者数（延べ人数）	7,726人
地域のひろば推進（健康生きがいつくり型）	開催回数	204回
	参加者数（延べ人数）	11,284人

- ⑤ 各種がん検診を実施した。（健康増進課）

年 度	年 度	H28	H29
胃がん 検 診	受診者数	4,323人	4,198人
	受診率	5.9%	5.7%
大腸がん 検 診	受診者数	6,945人	6,947人
	受診率	9.5%	9.4%
腹部超音波検査	受診者数	4,085人	3,926人
	受診率	—	—
肺がん 検 診	受診者数	12,077人	11,950人
	受診率	16.5%	16.2%

- ⑥ 完全予約制を導入し、受診しやすい検診体制を整備するとともに広報誌やホームページを通じて、乳がん・子宮がんの検診周知を図った。

（健康増進課）

年 度	H28	H29
子宮頸がん検診	5,429人	5,568人
乳がん検診	4,785人	5,067人
骨粗しょう症検診	2,296人	2,203人

具体的施策④ 食育の推進

男女共同参画の視点	男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別による固定的な役割分担意識である。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、特に男性により強く残っている。固定的役割分担意識により、長らく女性が担ってきた家庭の「食」の文化を男女にかかわらず誰もが享受できる「食」の環境づくりを推進していく必要がある。
主な取組	<p>① 「食を通したコミュニケーション豊かな食生活」をテーマに、家族や友人等と会話を楽しみながらゆっくり食べることの大切さを食育の日のイベント等で呼びかけを行った。また、平成30年度からの5カ年計画である健康霧島21（第3次）の「栄養・食生活改善と食育推進」の策定を行った。 （健康増進課）</p> <p>② 霧島・食の文化祭を開催し、多くの市民が霧島の食文化を体感した。また、きりしま食のサミットへの協力を行い、食に関する知識の啓発を図った。 （農政畜産課）</p>

3 数値目標の進捗状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
健診を受診した市民の割合	45.5%	23	44.2%	29	60.0%	29
自殺者数	38人	23	20人	29	減少させる	29
不妊治療助成件数	83人	23	155人	29	85人	29
妊娠11週以内に妊娠届出を行った女性の割合	89.5%	23	90.9%	29	100%	29
スポーツに親しんでいる市民の割合	61.9%	23	62.7%	29	66.0%	29

重点課題3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- 施策の方向 (1) ひとり親家庭等への支援
- 施策の方向 (2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 施策の方向 (3) 障がい者が安心して暮らせる環境の整備
- 施策の方向 (4) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
- 施策の方向 (5) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備
- 施策の方向 (6) その他困難な状況に置かれている人々への支援

1 統計情報等

(1) 要介護（支援）認定者数の推移

要介護（支援）認定者数の推移をみると、全体では年々増加傾向となっており、なかでも要介護度が中度者の増加がうかがえる。

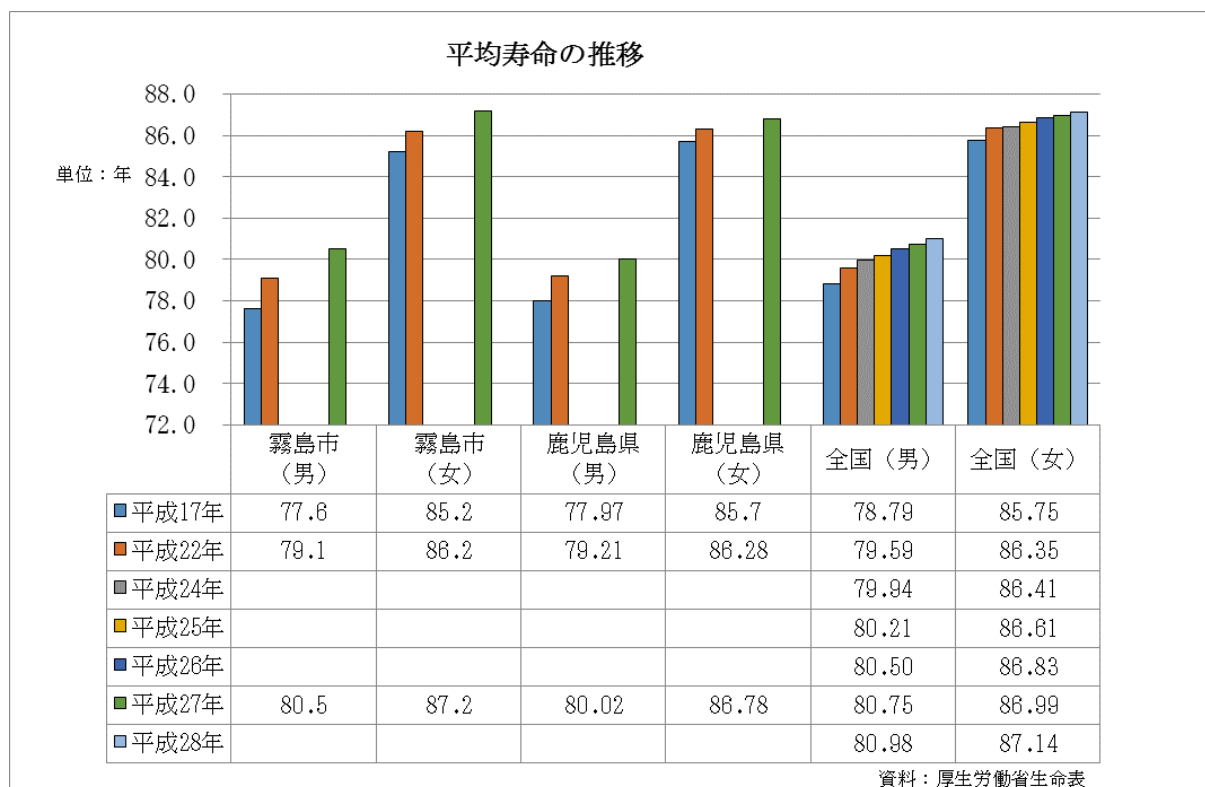
(要介護（支援）認定者数の推移)

区 分	年 度	H27	H28	H29	前年度増減 (H29-H28)
要支援1		886人	907人	841人	▲66人
	構成比	14.76%	14.32%	12.95%	—
要支援2		744人	856人	866人	10人
	構成比	12.39%	13.51%	13.34%	—
要介護1		1,251人	1,311人	1,340人	29人
	構成比	20.83%	20.70%	20.63%	—
要介護2		934人	968人	1,077人	109人
	構成比	15.55%	15.28%	16.58%	—
要介護3		752人	749人	833人	84人
	構成比	12.52%	11.83%	12.83%	—
要介護4		744人	843人	841人	▲2人
	構成比	12.39%	13.31%	12.95%	—
要介護5		694人	700人	696人	▲4人
	構成比	11.56%	11.05%	10.72%	—
合 計		6,005人	6,334人	6,494人	160人

(平成30年度版霧島市保健福祉の概要)

(2) 平均寿命の推移

平均寿命は、本市・鹿児島県・全国ともに年々上昇している。



2 事業実施状況

施策の方向 (1) ひとり親家庭等への支援

具体的施策① ひとり親家庭等への経済的支援

具体的施策② ひとり親家庭の母等の就業及び自立の支援

男女共同 参画の視点	子どもの療育等の面で不安を抱えているひとり親家庭等に対しては、経済的・社会的自立や児童の福祉を増進するための施策を推進する必要がある。																																						
主な取組	<p>① 父親又は母親がいない家庭、父親又は母親が一定の障がいの状態にある家庭などで、児童を監護又は養育している方に対し、児童扶養手当を支給した。 (子育て支援課)</p> <table border="1" data-bbox="392 680 1182 779"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者</td> <td>1,585人</td> <td>1,552人</td> <td>1,500人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭の健康の向上と福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭の父（又は母）及び児童の保険診療による自己負担額を全額助成した。 (子育て支援課) (助成件数)</p> <table border="1" data-bbox="392 1019 1177 1167"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子世帯</td> <td>1,645人</td> <td>1,510人</td> <td>1,575人</td> </tr> <tr> <td>父子世帯</td> <td>124人</td> <td>113人</td> <td>124人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 鹿児島県が行う母子家庭の母及び寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であったもの）の福祉の増進のために必要な資金の貸付について、一部の事務の移譲を受けて相談や申請書等書類の受付を行った。 (子育て支援課)</p> <table border="1" data-bbox="392 1406 1168 1505"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>40件</td> <td>26件</td> <td>32件</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ ひとり親家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、高等職業訓練促進費を支給した。(子育て支援課)</p> <table border="1" data-bbox="392 1700 1179 1798"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>13人</td> <td>15人</td> <td>19人</td> </tr> </tbody> </table>			年 度	H27	H28	H29	受給者	1,585人	1,552人	1,500人	年 度	H27	H28	H29	母子世帯	1,645人	1,510人	1,575人	父子世帯	124人	113人	124人	年 度	H27	H28	H29	受付件数	40件	26件	32件	年 度	H27	H28	H29	受給者数	13人	15人	19人
年 度	H27	H28	H29																																				
受給者	1,585人	1,552人	1,500人																																				
年 度	H27	H28	H29																																				
母子世帯	1,645人	1,510人	1,575人																																				
父子世帯	124人	113人	124人																																				
年 度	H27	H28	H29																																				
受付件数	40件	26件	32件																																				
年 度	H27	H28	H29																																				
受給者数	13人	15人	19人																																				

施策の方向 (2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策① 高齢者の社会参画に対する支援

男女共同参画の視点	高齢期の状況には、働き方や家族の持ち方など若い時期からのライフスタイルの影響が色濃く表れることから、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな施策の展開が必要である。																												
主な取組	<p>① 高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的に各種事業を実施しているシルバー人材センターへ補助金を交付し、高年齢者の就業機会の確保・提供、生きがいの充実及び社会参加の促進を図った。 (長寿・障害福祉課)</p> <table border="1" data-bbox="392 629 1190 757"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバー人材センター会員数</td> <td>1,001人</td> <td>1,008人</td> <td>1,029人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るために、高齢者学級を開設した。(社会教育課)</p> <table border="1" data-bbox="392 898 1190 999"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>1,700人</td> <td>1,647人</td> <td>1,591人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 高齢者の地域活動やボランティア活動への参加を促進するため社会福祉協議会を中心にボランティア養成講座を行うとともに、介護施設、学校、育児施設や団体など受入施設の確保を行った。(長寿・障害福祉課)</p> <p>(高齢者ボランティアの育成状況)</p> <table border="1" data-bbox="392 1285 1190 1476"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講人数</td> <td>243人 (男48・女195)</td> <td>262人 (男51・女211)</td> <td>300人 (男51・女249)</td> </tr> <tr> <td>ボランティア登録者数</td> <td>516人 (男109・女407)</td> <td>568人 (男113・女455)</td> <td>300人 (男51・女249)</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H27	H28	H29	シルバー人材センター会員数	1,001人	1,008人	1,029人	年 度	H27	H28	H29	参加者数	1,700人	1,647人	1,591人	年 度	H27	H28	H29	研修受講人数	243人 (男48・女195)	262人 (男51・女211)	300人 (男51・女249)	ボランティア登録者数	516人 (男109・女407)	568人 (男113・女455)	300人 (男51・女249)
年 度	H27	H28	H29																										
シルバー人材センター会員数	1,001人	1,008人	1,029人																										
年 度	H27	H28	H29																										
参加者数	1,700人	1,647人	1,591人																										
年 度	H27	H28	H29																										
研修受講人数	243人 (男48・女195)	262人 (男51・女211)	300人 (男51・女249)																										
ボランティア登録者数	516人 (男109・女407)	568人 (男113・女455)	300人 (男51・女249)																										

具体的施策② 男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態及び意識に配慮したきめ細やかな施策の展開が必要である。</p>																
<p>主な取組</p>	<p>① 公共交通（路線バス、鉄道など）が整備されていない交通空白・不便地域の高齢者等の移動手段を確保するために、コミュニティバス（ふれあいバス、デマンド交通）を運行した。（企画政策課）</p> <p>（1）ふれあいバス運行事業（委託） 国分：9路線、牧園：13路線、霧島：4路線、溝辺：6路線 横川：10路線、福山：7路線</p> <p>（2）デマンド交通（委託） 霧島地区永水・向田地域、溝辺地区有川地域</p> <p>（3）ふれあいバス路線の大幅な見直しを行い、平成29年10月から見直し後の運行を開始した。 （主な見直し内容） 霧島市立医師会医療センターへのアクセス改善、旧町境を越えたふれあいバスの運行、ふれあいバスからデマンド交通への移行（一部の地域）</p> <p>② 地域の中で、日常的に認知症である方の見守りを行う認知症サポーターを養成した。（長寿・障害福祉課）</p> <table border="1" data-bbox="496 1301 1286 1402"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成数</td> <td>1,842人</td> <td>1,242人</td> <td>1,203人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ もの忘れ外来受診券を発行し認知症の早期発見に努め、県作業療法士会の協力で「脳いきいき教室」を開催した。（長寿・障害福祉課）</p> <table border="1" data-bbox="496 1592 1286 1693"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>35人</td> <td>22人</td> <td>21人</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるため、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を整えている。（長寿・障害福祉課）</p>	年 度	H27	H28	H29	養成数	1,842人	1,242人	1,203人	年 度	H27	H28	H29	参加者数	35人	22人	21人
年 度	H27	H28	H29														
養成数	1,842人	1,242人	1,203人														
年 度	H27	H28	H29														
参加者数	35人	22人	21人														

- ⑤ 独居高齢者等に対し、配食サービスを通して栄養改善、安否確認等を行ない、在宅で自立した生活を継続できるよう支援を行った（長寿・障害福祉課）

年 度	H27	H28	H29
利用実績	120,135食	110,587食	104,320食

具体的施策③ 家族介護の負担軽減

男女共同参画の視点	<p>介護の支援に当たっては、高齢者等の介護等支援体制の充実を図るとともに、男女の人権を尊重した取組を進める必要がある。また、介護を必要とする高齢者は、男性より女性の方が多いため、介護の担い手としての負担は女性に偏っている現状があり、「介護は女性の役割」と固定化されることのないよう配慮する必要がある。</p>								
主な取組	<p>① 介護に関する悩み事などを地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が窓口となって対応している。「まちかど介護相談所」として介護しやすい地域づくりに取組む「霧島市ライフサポートワーカー」を養成し任命している。（長寿・障害福祉課）</p> <p>② 在宅高齢者等を介護している家族に対し介護用品（紙おむつ等）を支給することにより、家族の経済的負担の軽減が図られた。（長寿・障害福祉課）</p> <table border="1" data-bbox="456 1357 1096 1458"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>89人</td> <td>100人</td> <td>95人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H27	H28	H29	受給者数	89人	100人	95人
年 度	H27	H28	H29						
受給者数	89人	100人	95人						


施策の方向 (3) 障がい者が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策① 障がいのある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>共生社会の考えの下、障がい者が地域で自立して暮らせるようにするため、日常生活や社会生活の支援を図っていくことが重要である。このため、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を総合的に推進する必要がある。</p> <p>また、障がい者の虐待の未残防止、早期発見、早期対応を行うため、虐待の背景に性別に起因する問題がないか留意し相談・支援体制を図る必要がある。</p>
<p>主な取組</p>	<p>① 障がい者の雇用の促進に向けて、国分公共職業安定所やあいらいさ障害者就労・生活支援センター、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所等との連携・調整に努めた。(長寿・障害福祉課)</p> <p>② 高齢者や障がい者の方々に配慮した街路整備・公園整備を実施した。 (都市計画課)</p> <p>■街路整備：新川北線の歩道整備工事 ■公園整備：麓1号公園の整備工事</p> <p>③ 地域社会全体で障害のある人やその家族を支えるため、障がい者本人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行った。(長寿・障害福祉課)</p> <p>(業務委託先) 「地域生活支援センターオレンジの里」、「生活支援センターよろこび」、 「生活支援センターほっと」、「地域生活支援センターあけぼの」 「地域生活支援センターひだまり」「地域生活支援センターサポートやすらぎ」</p>

施策の方向（4）外国人が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策① 外国人が安心して暮らせる環境の整備

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>グローバル化の進展に伴い、本市で暮らす外国人の数は年々増加している。また、国際結婚は1980年代半ば以降急増しているが、その8割が夫は日本人で妻は外国人という組合せであり、国際結婚の下で外国人の持つ子どもも増加している。外国人は、言語の違い、文化・価値観の違いにより、地域等において困難な状況に置かれる可能性があり、その状況に応じた支援を進める必要がある。</p>								
<p>主な取組</p>	<p>① 国際理解に対する学習会の一環として、イベント等を開催した。（市民活動推進課）</p> <p>（イベント名称） 国際料理キッチン、国際交流お菓子作り、中国カルチャー体験、韓国カルチャー体験、中国語教室、韓国語教室、韓国語でティータ（国際交流お菓子づくりの様子）イム、English Hour（初級、中級、上級）</p>  <table border="1" data-bbox="392 1014 1182 1115"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>959人</td> <td>889人</td> <td>986人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 外国人で日本語の理解が困難である場合は、国際交流担当課と連携し、相談を実施するようにしているが、平成29年度においては外国人からの相談はなかった。（子育て支援課）</p> <p>③ (1) 小学校では総合的な学習の時間や外国語活動、また、中学校では英語科の授業等で児童・生徒とALTとの交流を行い、異文化理解やコミュニケーション能力の育成を促進した。 (2) 中学生を対象にした「イングリッシュ・サマースクール」において、海外青年協力隊OGの講話を実施し、参加した生徒の異文化理解を深めた。 (3) 外国からの転入生がいる一部の学校に対して、学校全体での支援や学習ICT機器を活用した学習支援等、日本語指導の方策を示した。（学校教育課）</p>	年度	H27	H28	H29	参加者数	959人	889人	986人
年度	H27	H28	H29						
参加者数	959人	889人	986人						

施策の方向 (5) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

- 具体的施策① 子どもに対する暴力・虐待等の根絶
 具体的施策② 防犯・安全対策の強化
 具体的施策③ 社会全体で子どもを支える取組

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>① 子どもに対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を徹底させるとともに、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を促進するため、広く市民を対象に暴力の現状や被害者保護のための制度の普及・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>② 単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、就労状況の変化により、仕事と生活の調和が確立されていない状況下で、子どもが安心・安全に暮らすためには、学校や家庭だけでなく社会全体で応援する取組を推進する必要がある。</p>								
<p>主な取組</p>	<p>① 家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための身近な相談援助機関として家庭児童相談室を設置し、相談員3人で相談等に対応した。(子育て支援課)</p> <table border="1" data-bbox="392 967 1358 1070"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>1,740件</td> <td>1,278件</td> <td>1,338件</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 各種広報媒体を通じて、子どもに対する声かけ事案等の情報提供を行い、防犯パトロール隊に対する指導、助言等を行った。(安心安全課)</p> <p>③ NPO等の市民グループが行う公益的な事業で、自ら企画・提案し実施する事業を募集し、その経費の一部に対し補助を行う「霧島市市民活動支援事業」を実施した。(市民活動推進課)</p> <p>■補助対象事業 公益的なサービスを提供する活動(地域の課題解決に向けた取組)で、市民グループのこれまでの活動を拡充する事業又は新たに実施する事業(子ども、子育てに関するもの)</p> <p>■採択事業数 5事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人美しく豊かな錦江湾を守り育てる会 ・史跡・文化財・景観モデルロード実行委員会 ・NPO法人金剛寺招魂社保存会 ・岩戸蛸愛好会 ・NPO法人ハッピープリンデン 	年度	H27	H28	H29	相談件数	1,740件	1,278件	1,338件
年度	H27	H28	H29						
相談件数	1,740件	1,278件	1,338件						

施策の方向（6）その他困難な状況に置かれている人々への支援

具体的施策① その他困難な状況におかれている人々への支援

男女共同参画の視点	<p>今後、ますます多様化・複雑化する市民の相談内容に適切に対応するため、市は、男女共同参画の視点に立った相談体制を構築する必要がある。また、市全体で男女共同参画を推進していくためには、行政だけではなく、各地域の中で、それらの特性を踏まえて推進していくことが重要であり、そのために核となる人材を育成する仕組みが必要である。</p>																										
主な取組	<p>① 鹿児島県弁護士会に委託して弁護士を派遣していただき、市民（法人を除く。）の直面する法律問題に対する悩みの解決の糸口を提供した。（総務課）</p> <p>■実施形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に3回 （国分シビックセンター2回、隼人市民サービスセンター1回） ・1回あたり6人、1人につき30分 ・利用者負担なし（無料） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>195件</td> <td>199件</td> <td>198件</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 消費生活相談員を3人配置し、専門的知見に基づき適切かつ迅速に苦情の処理及び解決の斡旋を行った。（商工振興課）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>865件</td> <td>762件</td> <td>926件</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 主に市内の高齢者などに消費生活に関するトラブルの未然防止のため出前講座を実施した。（商工振興課）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>13件</td> <td>8件</td> <td>14件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H27	H28	H29	相談件数	195件	199件	198件	年度	H27	H28	H29	相談件数	865件	762件	926件	年度	H27	H28	H29	実績	13件	8件	14件
年度	H27	H28	H29																								
相談件数	195件	199件	198件																								
年度	H27	H28	H29																								
相談件数	865件	762件	926件																								
年度	H27	H28	H29																								
実績	13件	8件	14件																								

3 数値目標の進捗状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
社会参加を行っている高齢者の割合	74.8%	22	68.7%	28	85.0%	29
虐待通報件数	52人	23	44人	29	減少させる	29

重点課題4 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の方向 (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

施策の方向 (2) 男女共同参画に関する広報・啓発の実施

施策の方向 (3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集

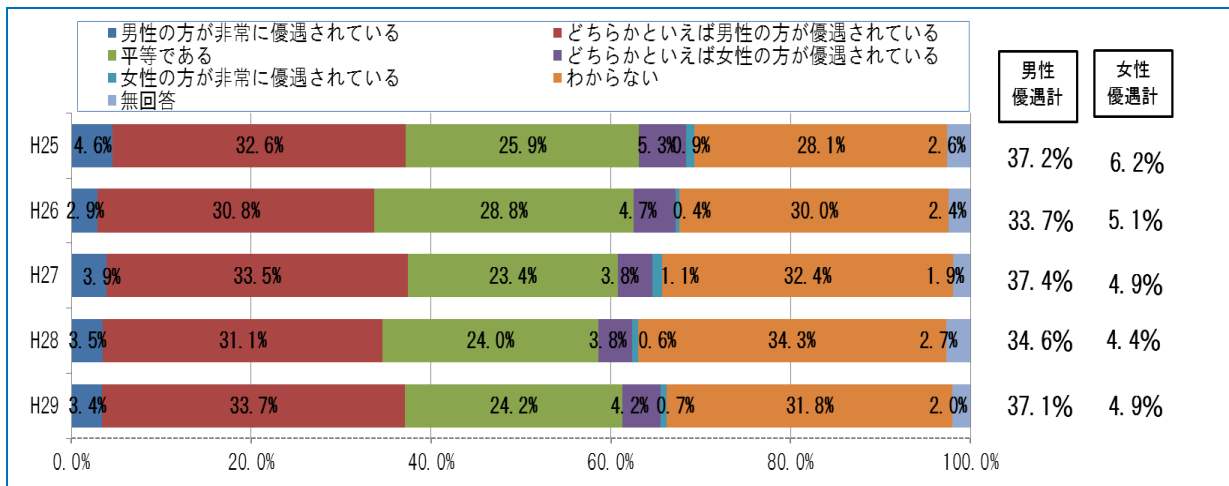
施策の方向 (4) 情報を活用する能力（メディア・リテラシー）向上のための取組

1 統計情報等

(1) 社会全体（霧島市）における男女の地位の平等感

① 年度別比較

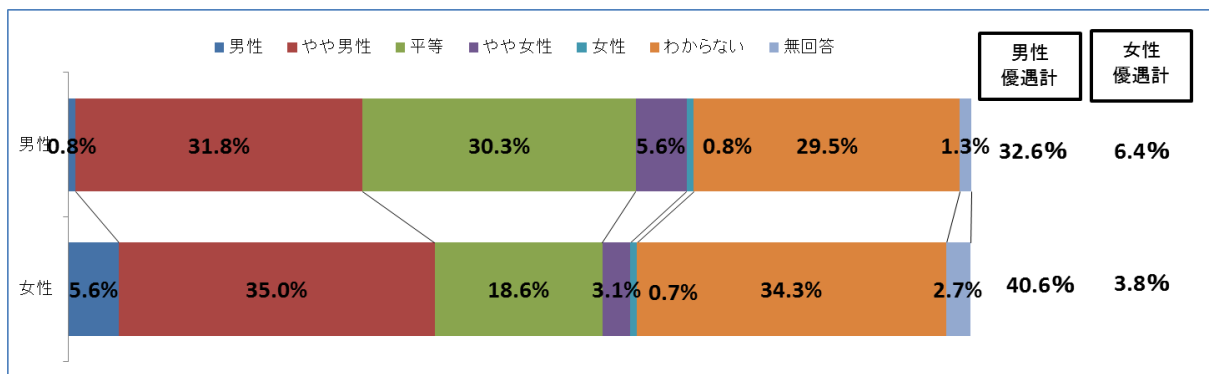
市民意識調査によると、社会全体（霧島市）における男女の地位の平等感については、いずれの年度においても、男性優遇（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が、「平等である」、女性優遇（「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計）よりも大きな割合を占めている。



（霧島市総合計画に関する市民意識調査）

② 性別比較

男性の回答は、「平等である」（30.3%）が「男性優遇」（32.6%）とほぼ同じ割合であるのに対し、女性の回答は「男性優遇」（40.6%）が「平等である」（18.6%）を大きく上回っており、男女間で平等感が異なっている。



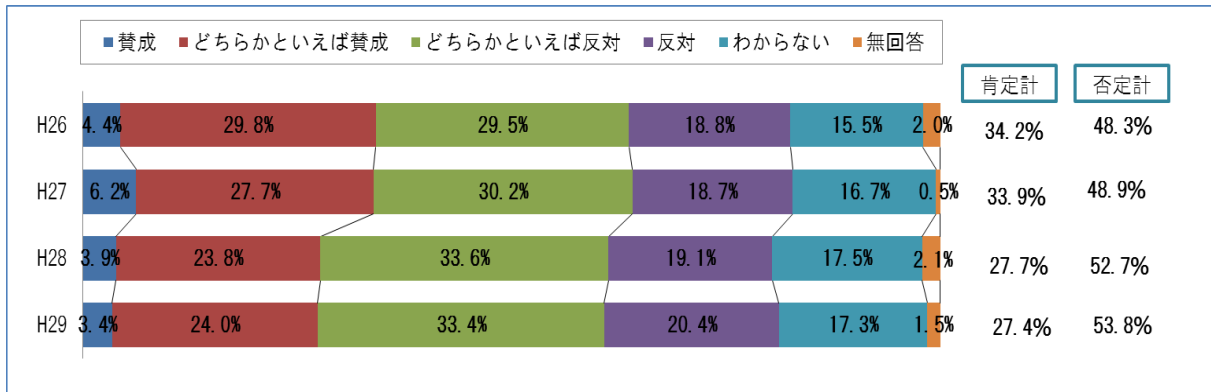
（平成 29 年度霧島市総合計画に関する市民意識調査）

（N=849【男性 390 女性 446 性別未記入 13】）

(2) 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方

① 年度別比較

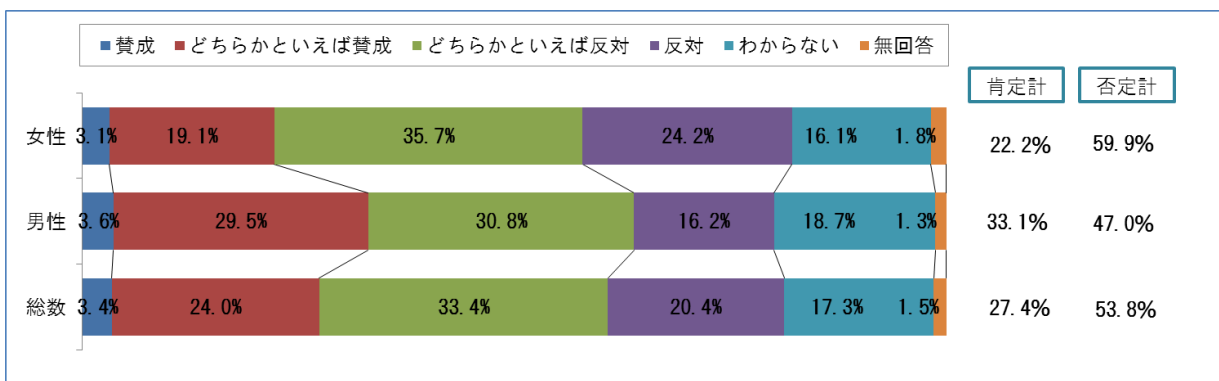
市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「肯定」（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）の割合は年々減少している。



(平成 29 霧島市総合計画に関する市民意識調査)
(N=849【男性 390 女性 446 性別未記入 13】)

② 男女別比較

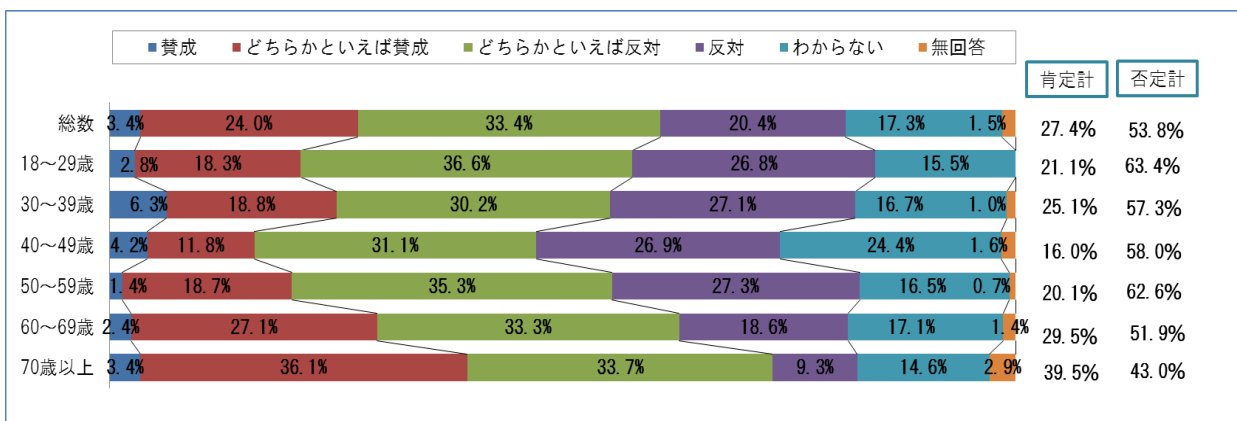
男女とも「否定」が「肯定」を大きく上回っている。



(平成 29 年度霧島市総合計画に関する市民意識調査)
(N=849【男性 390 女性 446 性別未記入 13】)

③ 年代別比較

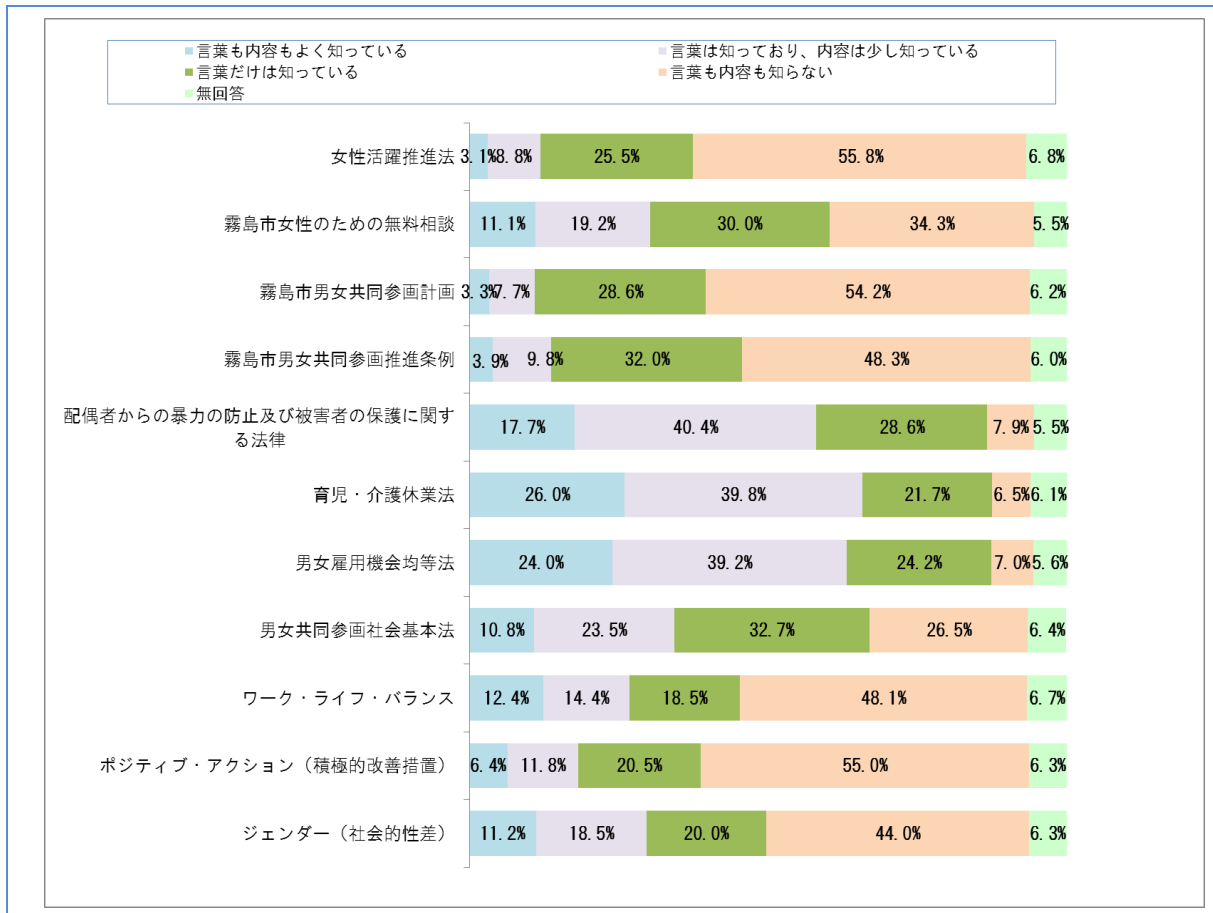
年代別に見ると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、全世代においては、「否定」が「肯定」を上回っている。



(H29 年度霧島市総合計画に関する市民意識調査) N=849【男性 390 女性 446 性別未記入 13】

(3) 男女共同参画関連用語の認知度

市民意識調査によると、男女共同参画関連用語について、「言葉も内容も知らない」という回答割合が高い用語は、「女性活躍推進法」(55.8%)、「ポジティブ・アクション」(55.0%)、「霧島市男女共同参画計画」(54.2%)となっている。



(平成 28 年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査)
(N=840【男性 505 女性 334 性別未記入 1】)

2 事業実施状況

施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

具体的施策① 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的推進

具体的施策② 社会的性別（ジェンダー）に配慮した相談体制の充実



<p>男女共同参画の視点</p>	<p>① 市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画に関係のない施策であっても、現実に男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性がある。そのため、市は、あらゆる施策の策定及び実施に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検したうえで、その影響に十分配慮することが求められる。</p> <p>② 社会的性別（ジェンダー）に起因する市民の様々な問題や悩みに対応するため、各種相談事業において男女共同参画の視点を踏まえた相談対応を図る必要がある。</p>												
<p>主な取組</p>	<p>① 各事業担当課に、前年度実施事業の振り返りを行うため、「男女共同参画進行管理表」の提出依頼を行い、進行管理表の点検、聞き取りを行った。 （企画政策課）</p> <p>② DVをはじめ、様々な人権侵害を受けて苦しんでいる女性の相談を受けるため「女性のための無料相談」を毎月開催した。（企画政策課）</p> <p>■相談状況</p> <p>（国分会場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所 霧島市働く女性の家 ・相談日 毎月第2土曜日 ・被相談者 臨床心理士 (メンタル7研究会・コロソ) <p>（隼人会場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所 隼人市民サービスセンター ・相談日 毎月第4火曜日 ・被相談者 霧島市女性相談員 <p>■相談件数</p> <table border="1" data-bbox="416 1731 1120 1879"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>95件</td> <td>84件</td> <td>91件</td> </tr> <tr> <td>うちDVに関する相談</td> <td>1件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H27	H28	H29	相談件数	95件	84件	91件	うちDVに関する相談	1件	5件	5件
年 度	H27	H28	H29										
相談件数	95件	84件	91件										
うちDVに関する相談	1件	5件	5件										



施策の方向 (2) 男女共同参画に関する広報・啓発の実施

具体的施策① 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発

具体的施策② 市職員の男女共同参画に関する理解促進

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>男女共同参画に関する広報啓発に当たっては、ジェンダー（社会的性別）について誤解の解消に努め、恣意的運用、解釈が行われないよう分かりやすい広報・啓発活動を推進するとともに、正しい理解の浸透のもと、学校、家庭、地域、職場など様々な分野における性別による固定的役割分担が助長されないように配慮する必要がある。</p>																								
<p>主な取組</p>	<p>① 男女共同参画週間に男女共同参画コーナーを設置した。（企画政策課）</p> <p>(1) 期間 平成29年6月23日（金）～6月29日（木）</p> <p>(2) 場所 国分庁舎 1階共通ロビー 国分図書館・隼人図書館</p>  <p>② 男女共同参画地区別セミナーを開催した。（企画政策課）</p> <p>(1) 趣旨：平成22年度より、地区自治公民館単位で実施する「男女共同参画地区別セミナー」を開始し、市内全地区自治公民館で開催する。</p> <p>(2) 対象者：当該地区に居住する市民</p> <p>(3) 講師：はやと草の根会</p> <p>(4) 実績等</p> <table border="1" data-bbox="411 1397 1252 1697"> <thead> <tr> <th>地区自治公民館</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隼人(中福良地区)</td> <td>11人（男性8人・女性3人）</td> </tr> <tr> <td>溝辺(陵南地区)</td> <td>13人（男性6人・女性7人）</td> </tr> <tr> <td>福山(西牧之原地区)</td> <td>9人（男性7人・女性2人）</td> </tr> <tr> <td>霧島(中央地区))</td> <td>11人（男性3人・女性8人）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>44人（男性24人・女性20人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) これまでの開催状況</p> <table border="1" data-bbox="416 1792 1209 1942"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>5回</td> <td>10回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>74人</td> <td>198人</td> <td>44人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 男女共同参画地区別セミナーを開催した。（企画政策課）</p> 	地区自治公民館	参加者数	隼人(中福良地区)	11人（男性8人・女性3人）	溝辺(陵南地区)	13人（男性6人・女性7人）	福山(西牧之原地区)	9人（男性7人・女性2人）	霧島(中央地区))	11人（男性3人・女性8人）	合 計	44人（男性24人・女性20人）	年 度	H27	H28	H29	開催回数	5回	10回	4回	参加人数	74人	198人	44人
地区自治公民館	参加者数																								
隼人(中福良地区)	11人（男性8人・女性3人）																								
溝辺(陵南地区)	13人（男性6人・女性7人）																								
福山(西牧之原地区)	9人（男性7人・女性2人）																								
霧島(中央地区))	11人（男性3人・女性8人）																								
合 計	44人（男性24人・女性20人）																								
年 度	H27	H28	H29																						
開催回数	5回	10回	4回																						
参加人数	74人	198人	44人																						

③ 全市職員が「男女共同参画の視点」を習得することを目的に、男女共同参画職員研修を開催した。（企画政策課）

- ・ 日程 平成30年3月5日（午前・午後2回実施）
- ・ 場所 別館4階 大会議室
- ・ 講師 減災と男女共同参画研修推進センター 浅野 幸子さん
- ・ 受講者数 98人

④ 子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力について学習を充実する必要があるため、子どもが、男女共同参画の基本的な考え方等について、分かりやすく学ぶ「子どもの男女共同参画教室」を開催した。（企画政策課）

【実績等】

開催場所	題目	参加者数
放課後児童クラブ パレットカラー	大型紙芝居、大型絵本 男女共同参画かるたでの説明	35人
城山学童クラブ		25人
みつぎ堂夢縁		36人
小野児童クラブ		31人
国分北児童クラブ		38人
合計		165人



施策の方向（3）男女共同参画に関する調査研究、情報収集

具体的施策① 男女共同参画の現状等に関する情報の収集・提供

具体的施策② 調査や統計における男女別統計（ジェンダー統計）の充実

男女共同参画の視点	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくために、市は、男女共同参画に関する市民意識の変遷、国内外の男女共同参画に関する動向等を的確に把握するとともに、各種統計データ、学術成果など必要な情報を幅広く収集し、分析する必要がある。
主な取組	① 「霧島市総合計画に関する市民意識調査」において、次の質問を設け、「性別による固定的役割分担意識」に関する男女間の意識の違いを把握した。 （企画政策課） （既存設問） ①社会全体における男女の地位の平等感 ②「男性は仕事、女性は家庭」という考え方 ③セクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合 ④ドメスティック・バイオレンスを受けた市民の割合

施策の方向（4）情報を活用する能力（メディア・リテラシー）向上のための取組

具体的施策① メディア・リテラシー向上のための取組

男女共同参画の視点	女性を専ら性的ないし暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等を通じて発信主体が社会一般に拡大していることに加え、パソコンゲーム等バーチャルな分野においても、重大な懸念が表明されるコンテンツの流通が現実問題となっていることから、表現の自由を十分尊重した上で有効な対策を講じる必要がある。
-----------	--

主な取組	<p>① 情報モラルに関する講話をPTA, 家庭教育学級等からの要請を受け実施した。 ■開催回数：9回 ■参加者数：285人 (メディアセンター) (内容) 子どもに情報機器を持たせるときに、親として考えなければならないこと、情報機器が与える様々な影響</p> <p>② 教員を対象にして、情報教育, 情報モラル指導の充実の講座を実施した。 ■開催回数：18回 ■参加者数：284人 (メディアセンター)</p> <p>③ 市民向けのメディアセンター主催講座等において、「情報モラル」、「ネットトラブル防止」の学習を実施した。(メディアセンター)</p> <p>④ 小・中学生向けの情報モラル出前授業を実施し、「インターネットの安全な利用」や「人権」について学習した。(メディアセンター) ■開催回数：7回 ■参加者数：1,121人</p>
------	---

3 数値目標の進捗状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	29.7%	23	24.2%	28	38.8%	29
「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	37.6%	23	27.4%	28	36.0%	29
「霧島市男女共同参画推進条例」の認知度	—	23	45.7%	28	27.0%	29

重点課題5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

施策の方向 (1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

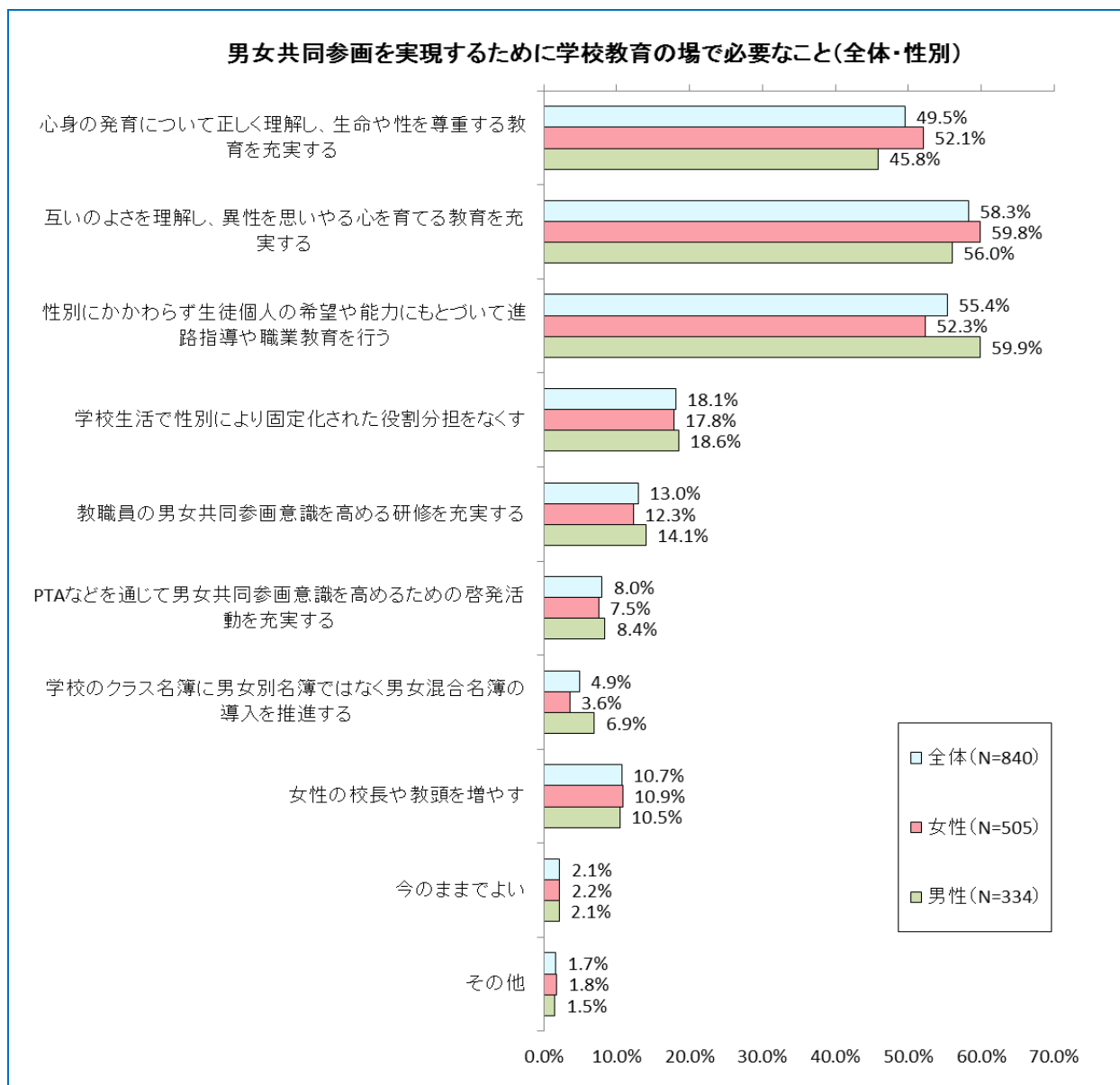
施策の方向 (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

施策の方向 (3) 家庭生活における男女共同参画の理解促進

1 統計情報等

(1) 男女共同参画を実現するために学校教育の場で必要なこと

市民意識調査によると、男女共同参画を実現するために学校教育の場で必要なこととして、「互いのよさを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を実現する」(58.3%)が最も多く、次いで「性別にかかわらず生徒個人の希望や能力にもとづいて進路指導や職業教育を行う」(55.4%)となっている。



(平成28年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査) 複数選択可
N=840 (男性=334 女性=505 性別未記入=1)

2 事業実施状況

施策の方向（1）人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

具体的施策① 教育関係者への意識啓発

男女共同参画の視点	男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を有することが不可欠である。このような意識を涵養し、男女がともに個性と能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は極めて重要である。そのため、学校教育はもとより社会教育分野等、様々な教育関係者、指導者等の男女共同参画への理解が深められる研修の充実を図る必要がある。												
主な取組	<p>① 教育関係者を対象に男女共同参画に関する出前講座を実施した。</p> <p style="text-align: right;">（企画政策課）</p> <table border="1" data-bbox="427 725 1382 1021"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校</td> <td>永水小学校、霧島市保育協議会</td> <td>平山小学校、安良小学校、木原小・中学校</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>見過ごさないぞ！DV講座</td> <td>男女共同参画入門講座 ストップ！セクハラ講座</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>58人</td> <td>24人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H28	H29	実施校	永水小学校、霧島市保育協議会	平山小学校、安良小学校、木原小・中学校	内容	見過ごさないぞ！DV講座	男女共同参画入門講座 ストップ！セクハラ講座	受講者数	58人	24人
年 度	H28	H29											
実施校	永水小学校、霧島市保育協議会	平山小学校、安良小学校、木原小・中学校											
内容	見過ごさないぞ！DV講座	男女共同参画入門講座 ストップ！セクハラ講座											
受講者数	58人	24人											

具体的施策② 人権尊重と男女平等を推進する取組の充実

男女共同参画の視点	男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習である。人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る必要がある。												
主な取組	<p>① 事業所等を対象に男女共同参画に関する出前講座を実施した。</p> <p style="text-align: right;">（企画政策課）</p> <table border="1" data-bbox="416 1644 1362 1939"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施団体</td> <td>鹿児島空港ビルディング(株) 老人クラブ霧島支部長寿大学</td> <td>鈴かけ園、牧之原むつみ園</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>ストップ！セクハラ講座 男女共同参画入門講座</td> <td>見過ごさないぞ！DV講座 ストップ！セクハラ講座</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>91人</td> <td>54人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H28	H29	実施団体	鹿児島空港ビルディング(株) 老人クラブ霧島支部長寿大学	鈴かけ園、牧之原むつみ園	内容	ストップ！セクハラ講座 男女共同参画入門講座	見過ごさないぞ！DV講座 ストップ！セクハラ講座	受講者数	91人	54人
年 度	H28	H29											
実施団体	鹿児島空港ビルディング(株) 老人クラブ霧島支部長寿大学	鈴かけ園、牧之原むつみ園											
内容	ストップ！セクハラ講座 男女共同参画入門講座	見過ごさないぞ！DV講座 ストップ！セクハラ講座											
受講者数	91人	54人											

② 家庭教育学級（51学級）において、人権教育の時間を設け、人権や家庭教育の大切さについて学んだ。（社会教育課）

③ 次のとおり人権啓発推進まちづくり事業を実施した。（市民課）

- ・星塚敬愛園人権啓発現場研修 11月（8人）
- ・人権同和問題職員研修： 6月（119人）
- ・人権同和問題職員研修：11月（98人）
- ・「霧島市じんけんフェスタ」 8月（235人）
- ・まちづくり会議委員等研修 2月・3月（52人）
- ・人権の花運動 小学校5校 4月～12月（1,291人）
- ・特定失踪者に関する庁内連絡会議 6月
- ・北朝鮮拉致被害者家族・特定失踪者家族支援署名（7月・12月・3月）

④ 人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、市内中学校において、こども人権セミナーを開催した。（社会教育課）

年 度	H27	H28	H29
参加者数	1,799人	856人	1,401人

⑤ 「子ども人権セミナーin高校」においてデートDVに関する講演会等を実施し、発達段階に応じて男女平等を推進するための啓発活動に努めた。

（社会教育課）

年 度	H27	H28	H29
実施校	福山高校、国分高校	隼人工業高校、第一高校	霧島高校、国分中央高校
参加者数	1,041人	772人	1,186人

施策の方向（2）多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

具体的施策① 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実

具体的施策② 生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進

男女共同参画の視点	多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワメントに寄与するため、生涯にわたってあらゆる機会に学習することができるよう、学習機会の提供や社会参画の促進のための施策を充実させる必要がある。
-----------	---

主な取組

① 管理職研修会や進路指導担当者会において、性別にとらわれることなく自らの生き方を考え、将来の目的意識をもち、主体的に進路選択できる生徒を育成する進路指導がなされるよう、教職員に指導を行った。(学校教育課)

② 小学校の半成人式や中学校立志式等において、卒業生の体験談や一流と言われる技能や専門性をもつ人の話や様々な業種の方々による職業講話、男女双方に講話や実技指導等を実施した。(学校教育課)

③ 市民のニーズを十分に把握した上で、ふるさとのよさを知り、発見するためのテーマを設定し、地域の特性や特定のテーマを設けて開設する公民館短期講座を実施した。(社会教育課)

年 度	H27	H28	H29
講座数	11講座	10講座	10講座
参加者数	259人	281人	250人

④ いつでも、どこでも、だれでも気軽に受講でき、新しい自分を発見するきっかけづくりを積極的に支援するため、公民館定期講座を実施した。

(社会教育課)

年 度	H27	H28	H29
講座数	135講座	140講座	134講座
参加者数	3,355人	3,284人	3,063人

⑤ 青少年健全育成地域体験活動事業「きりしまチャレンジャー」、わんぱくきりしまっ子自然体験事業「いざ行け！きりしま探検隊」を開催し、性別を超えた異年齢集団活動を通じて、協力すること、他人を思いやる気持ちの大切さを学んだ。(社会教育課)

年 度	H28	H29
きりしまチャレンジャー	410人	486人
いざ行け！きりしま探検隊	40人	40人

⑥ 市民向けのパソコン講座等を開催し、情報通信ネットワーク社会に対応できる能力の向上を図った。(メディアセンター)

年 度	H28	H29
開催回数	40回	40回
参加者数	336人	384人

施策の方向（3）家庭生活における男女共同参画の理解促進

具体的施策① 男性の家庭生活への参画の支援・促進

男女共同参画の視点	男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別による固定的な役割分担意識である。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、特に男性により強く残っている。男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、男性自身の固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発を実施していく必要がある。			
主な取組	① 公民館定期講座（国分・隼人地区）において、男性を対象とした料理教室を実施した。（社会教育課）			
	年 度	H27	H26	H29
	男性料理教室（国分）	30人	30人	26人
	男性料理教室（隼人）	20人	20人	20人
	② 介護予防を目的とした地域の高齢者を中心とする様々な交流やコミュニティを生み出していく地域福祉の拠点（地区自治公民館・自治会）を設け、地域の高齢者等が利用することにより、生活習慣病予防や生活機能低下を予防する地域のひろば推進事業を実施した。（長寿・障害福祉課）			
	（1）実施地区数：24ヵ所 （3）延べ参加者数：11,284人 （2）実施回数 ：204回			

3 数値目標の進捗状況

項目	現状値 （計画策定時）		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
男女共同参画に関する講座等を実施した公立小中学校の割合	27.1%	23	43.8%	29	75.0%	29
各種講座の応募者数	5,766人	23	4,563人	29	5,950人	29
男女共同参画関連事業への男性の参加率	20.5%	23	48.6%	29	30.0%	29

重点課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- 施策の方向 (1) 行政分野における女性の参画の促進
- 施策の方向 (2) 地域及び教育分野における女性の参画の促進
- 施策の方向 (3) 雇用分野における女性の参画の促進
- 施策の方向 (4) 女性の能力開発と人材育成

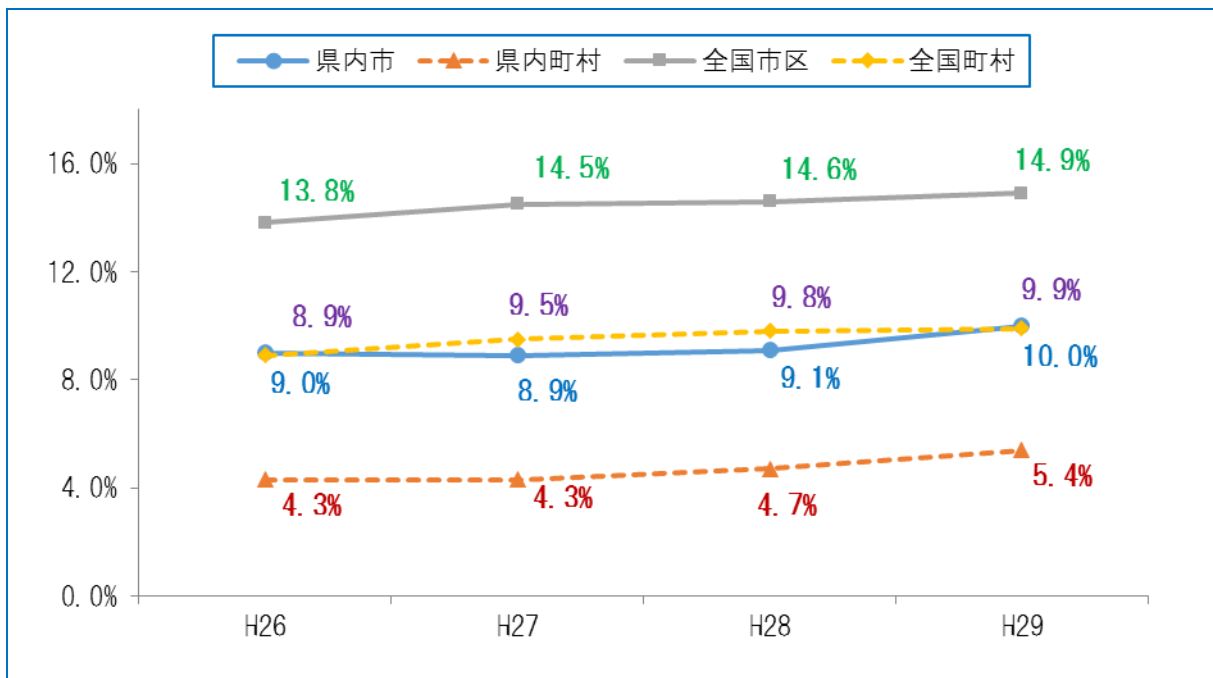
1 統計情報等

(1) 市議会の議員における女性の参画状況

本市議会議員の在職状況を見ると、平成30年3月31日現在で女性は3人で、議員総数（26人）に占める女性の割合は11.5%となっている。

なお、県内の市町村議会議員の在籍状況を見ると、平成29年12月31日現在で女性は56人（前年51人）で、市議会が41人（前年38人）、町村議会が15人（前年13人）となっている。また、議員総数に占める女性の割合は8.1%（前年7.3%）で、市議会が10.0%（前年9.1%）、町村議会が5.4%（前年4.7%）となっている。

一方、全国の市（区）町村議会議員に占める女性の割合は、平成29年12月31日現在で、市（区）議会は14.9%（前年14.6%）、町村議会は9.9%（前年9.8%）となっている。



（総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」）

(2) 審議会等への女性の参画状況

ア 各種委員会等委員における女性の参画状況

本市における各種委員会等の状況を見ると、平成30年3月31日現在において、委員会等の総数6のうち、女性が1人以上属している委員会等の数は3（前年3）で、委員会等の総数に占める割合は50.0%（前年50.0%）となっている。

次に、委員の在職状況を見ると、委員総数55人（前年55人）のうち女性は8人（前年8人）で、委員総数に占める割合は14.5%（前年14.5%）となっている。

なお、県内市町村における各種委員会等の委員の在職状況を見ると、平成29年3月31日現在で委員総数に占める女性の割合は13.4%（前年12.5%）で、市が13.6%（前年13.0%）、町村が13.1%（前年11.9%）となっている。

*各種委員会とは、地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関
教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

（本市の各種委員会等における状況（平成30年3月31日現在））

区 分	委員会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
本 市	6	3	50.0%	55	8	14.5%

（県内市町村の各種委員会等における状況（平成29年3月31日現在））

区 分	委員会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
県 内 市	106	58	54.7%	787	107	13.6%
県内町村	118	57	48.3%	651	85	13.1%
合 計	224	115	51.3%	1,438	192	13.4%

（県男女共同参画室調べ）

（本市及び県内市町村の各種委員会等における女性委員の割合の推移）（各年度：3月31日現在）



（県男女共同参画室調べ）

イ 本市の審議会等委員における女性の参画状況

本市における審議会等の状況をみると、平成30年3月31日現在で女性が1人以上属している審議会等の数は50で、審議会等の総数52に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は、96.2%（前年96.1%）となっている。次に、委員の在職状況をみると、女性は191人（前年202人）で、委員総数に占める女性の割合は30.0%（前年29.7%）となっている。

なお、県内市町村における審議会等の状況をみると、平成29年3月31日現在で、審議会等の総数に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は85.3%（前年84.1%）で、市が87.6%（前年87.0%）、町村が80.5%（前年78.1%）となっている。また、委員総数に占める女性の割合は24.7%（前年24.2%）で、市が26.0%（前年26.2%）、町村が21.6%（前年19.3%）となっている。

* 審議会等とは、地方自治法第202条の3に基づき、法律、政令及び条例により設置されている附属機関並びに各自治体の規則や要綱等により設置されている協議会等をいう。

（本市の審議会等における状況（平成30年3月31日現在））

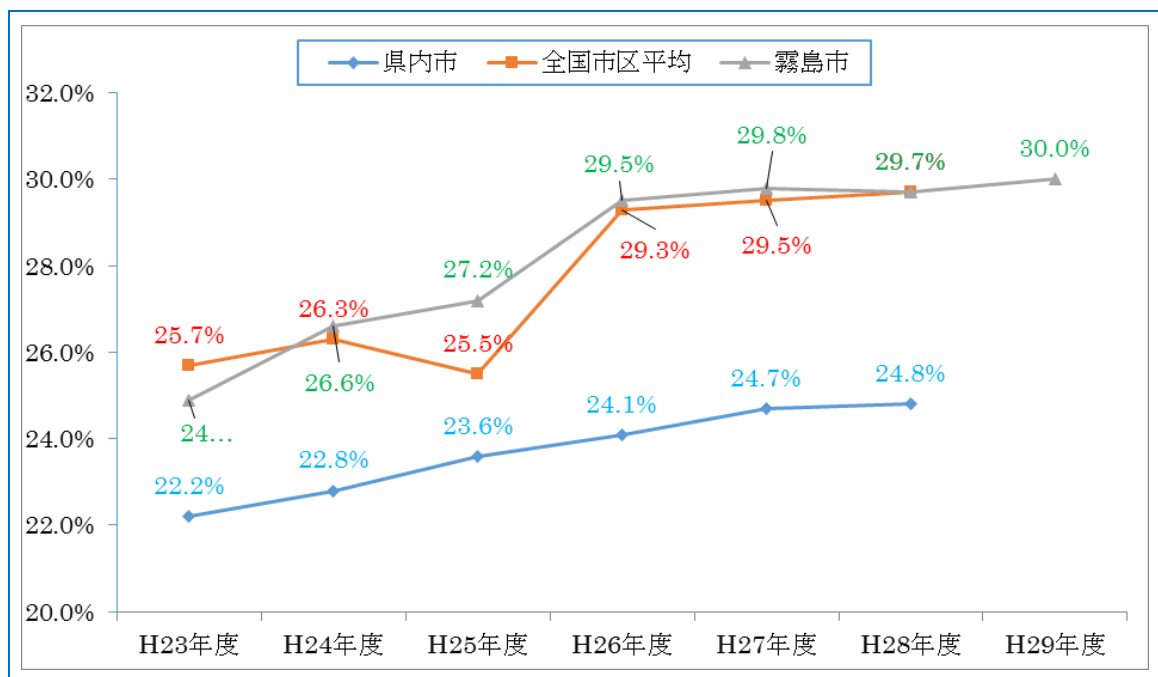
区 分	審議会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
霧島市	52	50	96.2%	636	191	30.0%

（県内市町村の審議会等における状況（平成29年3月31日現在））

区 分	審議会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
市	1,019	893	87.6%	15,855	4,130	26.0%
町村	493	397	80.5%	6,806	1,470	21.6%
市町村計	1,512	1,290	85.3%	22,661	5,600	24.7%

（県男女共同参画室調べ）

（市の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の推移）



（内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況）

ウ 本市の審議会等委員における女性の参画状況

○ 附属機関等における女性委員の割合の推移

各年度3月31日現在

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値A	20.6%	21.5%	22.8%	24.5%	24.9%	26.6%	27.2%	29.5%	29.8%	29.7%	30.0%
目標値B	20.9%	23.0%	25.0%	27.0%	29.0%	31.0%	33.0%	35.0%	37.0%	39.0%	40.0%
A-B	-0.3%	-1.5%	-2.2%	-2.5%	-4.1%	-4.4%	-5.8%	-5.5%	-7.2%	-9.3%	-10.0%

○ 各附属機関等における女性委員の登用状況

平成30年3月31日現在

審議会等名称	主管課	委員総数 (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)
1 霧島市青少年問題協議会	市民活動推進課	15	3	20.0%
2 霧島市情報公開・個人情報保護審査会	総務課	5	1	20.0%
3 霧島市個人情報保護審議会	総務課	5	1	20.0%
4 霧島市防災会議	安心安全課	39	2	5.1%
5 霧島市国民保護協議会	安心安全課	37	3	8.1%
6 霧島市安心安全まちづくり推進協議会	安心安全課	15	5	33.3%
7 霧島市交通安全対策会議	安心安全課	10	0	0.0%
8 霧島市交通災害共済審査会	安心安全課	6	3	50.0%
9 霧島市入札等監視委員会	工事契約検査課	3	1	33.3%
10 霧島市男女共同参画審議会	企画政策課	12	6	50.0%
11 霧島市市民活動促進委員会	市民活動推進課	8	2	25.0%
12 霧島市ケーブルテレビ放送運営委員会	情報政策課	10	3	30.0%
13 霧島市環境対策審議会	環境衛生課	15	6	40.0%
14 霧島市人権啓発推進まちづくり会議	市民課	19	4	21.1%
15 霧島市隼人人権啓発センター運営審議会	市民課	13	2	15.4%
16 霧島市国民健康保険運営協議会	保険年金課	14	7	50.0%
17 霧島市民生委員推薦会	保健福祉政策課	6	3	50.0%
18 霧島市要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	15	4	26.7%
19 霧島市子ども・子育て会議	子育て支援課	15	7	46.7%
20 霧島市高齢者施策委員会	長寿・障害福祉課	15	9	60.0%
21 霧島市健康・生きがいづくり推進協議会	健康増進課	14	3	21.4%
22 霧島市予防接種健康被害調査委員会	健康増進課	5	0	0.0%
23 自殺対策検討委員会	健康増進課	13	4	30.8%
24 食育推進検討委員会	健康増進課	13	9	69.2%
25 母子保健検討委員会	健康増進課	9	5	55.6%
26 歯科保健専門委員会	健康増進課	14	6	42.9%
27 予防接種専門委員会	健康増進課	9	1	11.1%
28 霧島市立医師会医療センター管理運営委員会	健康増進課	12	2	16.7%
29 霧島市都市計画審議会	都市計画課	15	6	40.0%
30 霧島市景観審議会	都市計画課	9	2	22.2%
31 霧島市公共下水道事業運営委員会	上下水道課	14	3	21.4%
32 霧島市教育委員会外部評価委員会	教育総務課	5	2	40.0%
33 霧島市教育支援委員会	学校教育課	11	6	54.5%
34 霧島市いじめ問題対策委員会	学校教育課	8	4	50.0%
35 霧島市スポーツ推進審議会	保健体育課	9	3	33.3%
36 霧島市学校給食運営審議会	保健体育課	14	5	35.7%
37 霧島市公民館運営審議会(7地区分)	社会教育課	13	6	46.2%
38 霧島市社会教育委員	社会教育課	13	7	53.8%
39 霧島市文化財保護審議会	社会教育課	13	4	30.8%
40 霧島市立図書館協議会	国分図書館	10	7	70.0%
41 霧島市メディアセンター運営委員会	メディアセンター	6	3	50.0%
42 霧島市営温泉供給事業運営協議会	霧島総合支所市民生活課	6	1	16.7%
43 霧島市空家等対策協議会	建築指導課	13	2	15.4%
44 霧島市公共施設マネジメント計画推進委員会	財産管理課	10	5	50.0%
45 霧島市行政不服審査会	総務課	5	1	20.0%
46 霧島市中小零細企業振興会議	商工振興課	15	2	13.3%
47 霧島市農村地域工業導入促進対策協議会	商工振興課	8	3	37.5%
48 霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会	環境衛生課	14	6	42.9%
49 霧島市ふるさと創生有識者会議	企画政策課	15	5	33.3%
50 霧島市障害者自立支援協議会	長寿・障害福祉課	15	1	6.7%
51 霧島市教育福祉連携地域運営協議会	学校教育課	10	3	30.0%
52 鹿児島空港周辺地域環境整備委員会	地域政策課	19	2	10.5%
合計		636	191	30.0%

(3) 行政への女性の参画状況

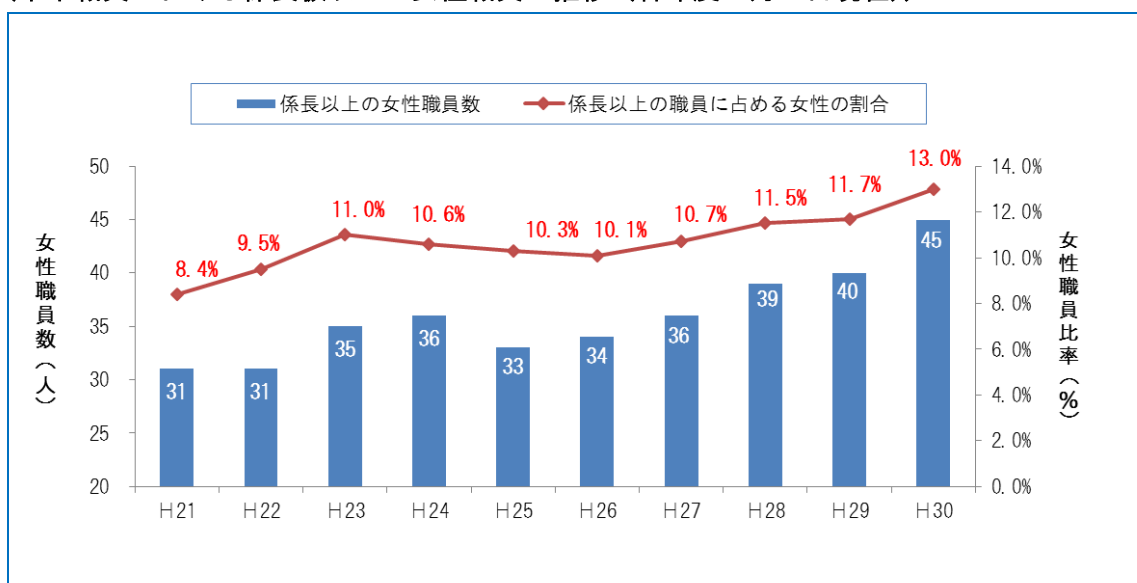
ア 本市職員における女性の登用状況

市職員における職員の在職状況をみると、平成30年4月1日現在で女性職員は276人（前年272人）、職員総数に占める女性の割合は25.1%（前年24.5%）となっている。

また、係長級以上の職員の在職状況をみると、女性は45人（前年40人）で、係長級以上の職員に占める女性の割合は13.0%（前年11.7%）、課長級以上の職員の在籍状況は6人（前年7人）で、課長級以上の職員に占める女性の割合は7.0%（前年7.1%）となっている。

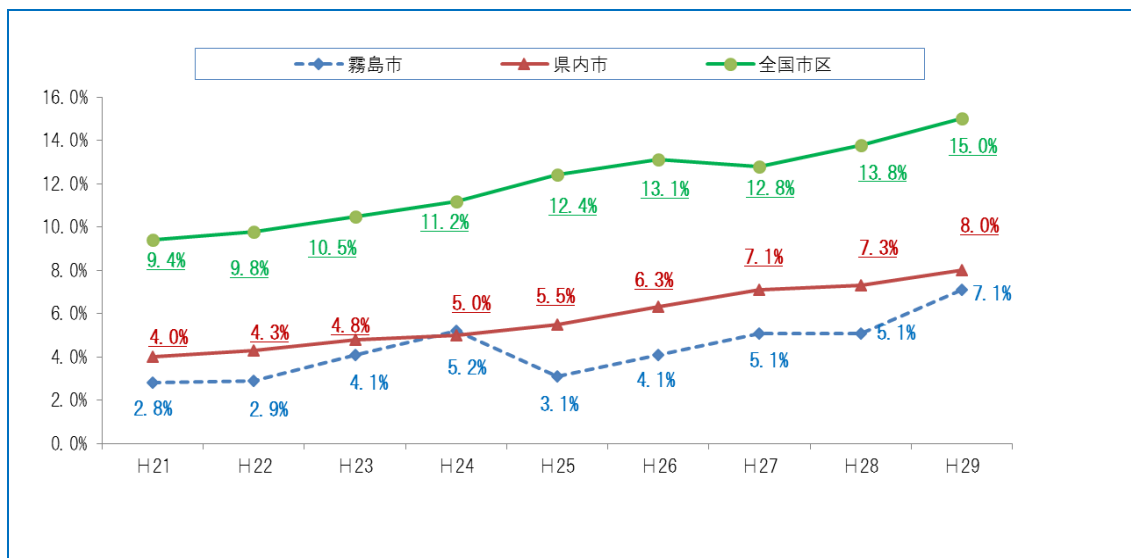
なお、平成29年4月1日現在で、県内の市町村における係長級以上の職員に占める女性の割合は、市は14.9%、町村は19.7%であり、課長級以上の職員に占める女性の割合は、市は8.0%、町村は7.3%となっている。

(本市職員における係長級以上の女性職員の推移（各年度4月1日現在）)



(市企画政策課調べ)

(本市、県内市及び全国市の管理職（課長級以上）における女性の割合の推移)



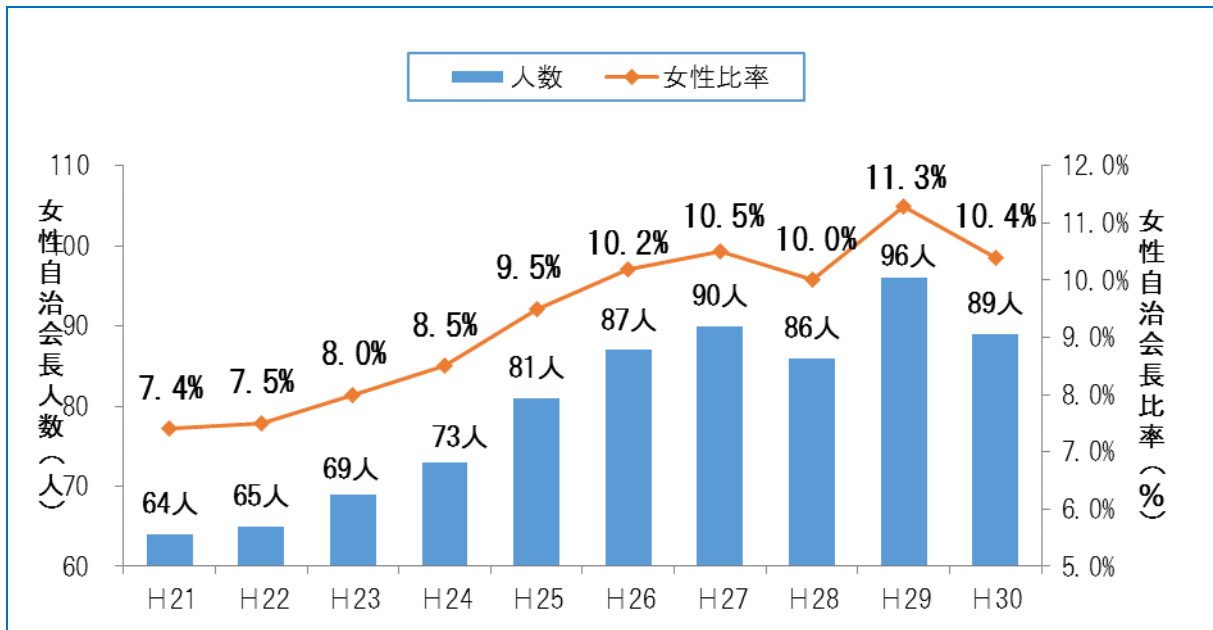
(地方公共団体に関する男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、市企画政策課調べ)

(4) 自治会における女性の参画状況

本市の自治会組織における女性の参画状況をみると、平成30年5月1日現在で女性の自治会長は89人（前年96人）、自治会長の総数854人に占める女性の自治会長の割合は10.4%（前年11.3%）となっている。

なお、県内の自治会、区会、町内会、公民会などの自治会組織における代表者総数に占める女性の割合は、平成29年5月1日現在で6.6%となっている。

(本市の自治会長の総数に占める女性の割合の推移)



(市企画政策課調べ)

(県内の自治会組織における女性の参画状況 (平成29年5月1日現在))

区分	総数	うち女性	割合
市	5,584人	366人	6.6%
町村	1,327人	89人	6.7%
計	6,911人	455人	6.6%

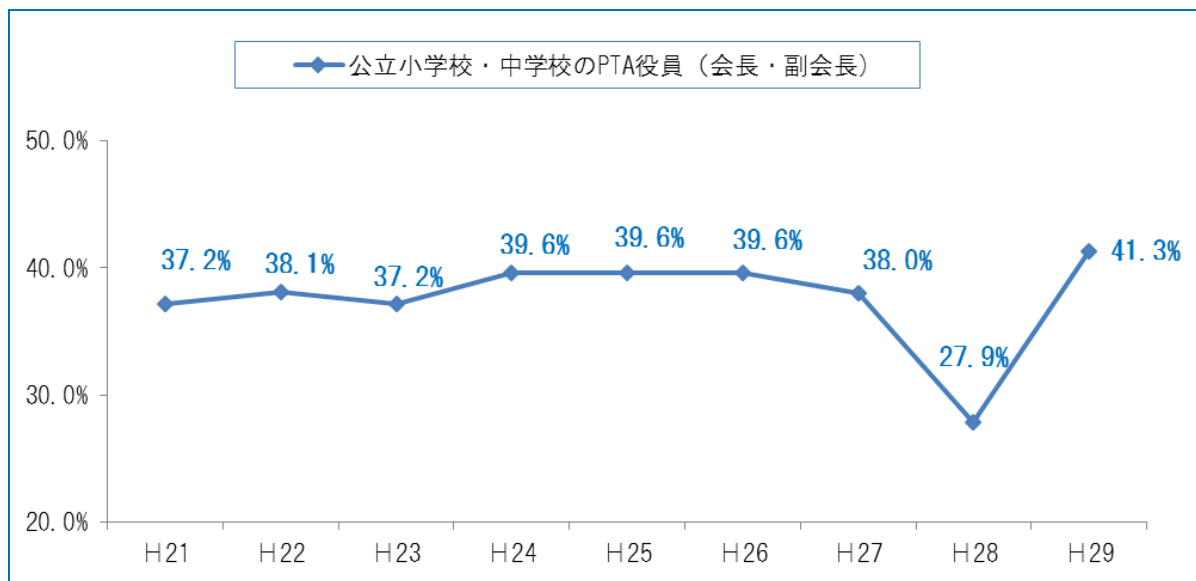
(県男女共同参画室調べ)

(5) P T Aにおける女性の参画状況

本市の公立小学校・中学校のP T Aの役員（会長、副会長）総数に占める女性の割合は、平成30年6月1日現在で41.3%（前年27.9%）であり、そのうち会長は6.4%（前年4.4%）、副会長は51.6%（前年34.3%）となっている。

なお、平成29年6月1日現在における県内の公立小学校・中学校のP T Aの役員（会長、副会長）総数に占める女性の割合は、37.2%（前年39.3%）であり、そのうち会長は6.0%（前年5.4%）、副会長は47.1%（前年50.4%）となっている。

(本市の公立小学校・中学校のP T Aの役員（会長、副会長）総数に占める女性の割合の推移)



(市企画政策課調べ)

(本市の公立小学校・中学校のP T Aにおける状況（平成30年6月1日現在））（単位：人、%）

区分	役員総数	うち女性	割合	会長	うち女性	割合	副会長	うち女性	割合
本市	208	86	41.3	47	3	6.4	161	83	51.6

(県内の公立小学校・中学校のP T Aにおける状況（平成29年6月1日現在）)

区分	役員総数	うち女性	割合	会長	うち女性	割合	副会長	うち女性	割合
市	2,340	942	40.3	518	33	6.4	1,822	909	49.9
町村	718	196	27.3	216	11	5.1	502	185	36.9
計	3,058	1,138	37.2	734	44	6.0	2,324	1,094	47.1

(県男女共同参画室調べ)

2 事業実施状況

施策の方向（1）行政分野における女性の参画の促進

具体的施策① 附属機関等委員への女性の登用の促進

具体的施策② 女性職員の登用等の促進

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>あらゆる分野に男女が等しく参画することは、男女が対等なパートナーとして能力を発揮し、ともに責任を分かち合うことの重要性のみならず、その決定の受け手が男性と女性の両方であるということからも重要である。</p> <p>市の政策決定に、女性のニーズや視点を反映させるという観点から、霧島市男女共同参画計画に定める審議会等の女性委員の登用目標値の達成に向け、全庁あげて計画的な登用促進を図る必要がある。</p>												
<p>主な取組</p>	<p>① 「附属機関等の委員の選任に係るポジティブ・アクション（例）」を、関係部署の長に示したことにより、女性委員の割合が0.3ポイント上昇（29.7%→30.0%）するなど、一定の成果が上がった。（関係各課）</p> <p>（附属機関等の委員の選任に係るポジティブ・アクション（例））</p> <table border="1" data-bbox="427 920 1388 1610"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 920 632 969">選任種別</th> <th data-bbox="632 920 1388 969">積極的改善措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 969 632 1115">委員構成</td> <td data-bbox="632 969 1388 1115">団体推薦、団体職指定、学識経験及び行政関係の区分に女性が少ない場合、市民公募の区分を増やすことにより、女性を登用するよう努めること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1115 632 1261">団体推薦</td> <td data-bbox="632 1115 1388 1261">団体の長や役員に限定した推薦依頼をしている場合、長や役員に限定せず女性の推薦を依頼することにより、女性を登用するよう努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1261 632 1406">学識経験</td> <td data-bbox="632 1261 1388 1406">専門分野に女性が少ない場合、専門分野を狭義で捉えず、関連ある領域にまで範囲を広げることにより、女性を登用するよう努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1406 632 1503">市民公募</td> <td data-bbox="632 1406 1388 1503">全体として女性が少ない場合、男性と女性がほぼ同じ能力で残ったときは、女性を登用するよう努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1503 632 1610">その他市長が必要と認めるもの</td> <td data-bbox="632 1503 1388 1610">全体として女性が少ない場合、男女共同参画の観点から、女性委員を登用するよう努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 「霧島市女性委員登用規程」に基づく、附属機関等の委員選出時に事前協議を行うこととした。また、女性委員が極端に少ない附属機関を所管する課へヒアリングを行うなど、女性委員登用に向けた取組を行った。 （企画政策課）</p> <p>③ 女性職員の能力開発を図るべく、庁内研修のほか、女性職員を長期研修に派遣した。（総務課）</p>	選任種別	積極的改善措置の内容	委員構成	団体推薦、団体職指定、学識経験及び行政関係の区分に女性が少ない場合、市民公募の区分を増やすことにより、女性を登用するよう努めること。	団体推薦	団体の長や役員に限定した推薦依頼をしている場合、長や役員に限定せず女性の推薦を依頼することにより、女性を登用するよう努める。	学識経験	専門分野に女性が少ない場合、専門分野を狭義で捉えず、関連ある領域にまで範囲を広げることにより、女性を登用するよう努める。	市民公募	全体として女性が少ない場合、男性と女性がほぼ同じ能力で残ったときは、女性を登用するよう努める。	その他市長が必要と認めるもの	全体として女性が少ない場合、男女共同参画の観点から、女性委員を登用するよう努める。
選任種別	積極的改善措置の内容												
委員構成	団体推薦、団体職指定、学識経験及び行政関係の区分に女性が少ない場合、市民公募の区分を増やすことにより、女性を登用するよう努めること。												
団体推薦	団体の長や役員に限定した推薦依頼をしている場合、長や役員に限定せず女性の推薦を依頼することにより、女性を登用するよう努める。												
学識経験	専門分野に女性が少ない場合、専門分野を狭義で捉えず、関連ある領域にまで範囲を広げることにより、女性を登用するよう努める。												
市民公募	全体として女性が少ない場合、男性と女性がほぼ同じ能力で残ったときは、女性を登用するよう努める。												
その他市長が必要と認めるもの	全体として女性が少ない場合、男女共同参画の観点から、女性委員を登用するよう努める。												

(女性職員の長期派遣研修)

	H28	H29
派遣研修	■ 自治研修センター 23人	■ 市町村アカデミー 1人 ■ 自治研修センター 22人
長期派遣 研修	■ 全国市長会 1人 ■ 霧島国際音楽ホール 1人 ■ 鹿児島県後期高齢者医療 広域連合 1人	■ 霧島国際音楽ホール 1人

④ 女性が組織の中で活躍し、いかにキャリアを積んでいくかについて学ぶ「キャリアアップ研修」を実施。

(主任主事、主事級女性職員：41人)

⑤ 平成30年4月1日付け人事異動においては、管理職(課長級)へ新たに女性職員2人を登用した。(総務課)

(平成29年4月1日現在)

(平成29年4月1日現在)※実態調査後に作成

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	うち一般行政職		
				総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
部長級	11	0	0.0	9	0	0.0
次長級	5	0	0.0	5	0	0.0
課長級	82	7	8.5	70	6	8.6
管理職計	98	7	7.1	84	6	7.1
補佐級	162	18	11.1	108	12	11.1
係長級	83	15	18.1	52	8	15.4
合計	343	40	11.7	244	26	10.7

※「係長級」とは、「係長ポスト」とし、「主査」、「主任」等の係長相当職は含まない。



(平成30年4月1日現在)

(平成30年4月1日現在)※実態調査後に作成

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	うち一般行政職		
				総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
部長級	11	0	0.0	9	0	0.0
次長級	3	0	0.0	3	0	0.0
課長級	72	6	8.3	60	5	8.3
管理職計	86	6	7.0	72	5	6.9
補佐級	170	20	11.8	118	14	11.9
係長級	91	19	20.9	55	12	21.8
合計	347	45	13.0	245	31	12.7

※「係長級」とは、「係長ポスト」とし、「主査」、「主任」等の係長相当職は含まない。

施策の方向 (2) 地域及び教育分野における女性の参画の促進

具体的施策① 地域における女性の参画の促進

具体的施策② 教育分野における女性の参画の促進

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>あらゆる分野に男女が等しく参画することは、男女が対等なパートナーとして能力を発揮し、ともに責任を分かち合うことの重要性のみならず、その決定の受け手が男性と女性の両方であるということからも重要である。</p> <p>地域社会においては、会長や役員などへの女性の参画の割合は男性に比べて低い状況にあることを踏まえ、地域における意思決定過程への女性の参画を促進する必要がある。</p>																								
<p>主な取組</p>	<p>① 男女共同参画地区別セミナーを開催した。 (企画政策課)</p> <p>(1) 趣旨：平成 22 年度より、地区自治公民館単位で実施する「男女共同参画地区別セミナー」を開始し、10 年間を目途に、市内全地区自治公民館で開催する。</p> <p>(2) 対象者：当該地区に居住する市民</p> <p>(3) 講師：はやと草の根会</p> <div data-bbox="1002 683 1394 976" data-label="Image"> </div> <p>(地区別セミナーの様子)</p> <p>(4) 実績等</p> <table border="1" data-bbox="411 1061 1252 1361"> <thead> <tr> <th>地区自治公民館</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隼人(中福良地区)</td> <td>11 人 (男性 8 人・女性 3 人)</td> </tr> <tr> <td>溝辺(陵南地区)</td> <td>13 人 (男性 6 人・女性 7 人)</td> </tr> <tr> <td>福山(西牧之原地区)</td> <td>9 人 (男性 7 人・女性 2 人)</td> </tr> <tr> <td>霧島(中央地区))</td> <td>11 人 (男性 3 人・女性 8 人)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>44 人 (男性 24 人・女性 20 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) これまでの開催状況</p> <table border="1" data-bbox="416 1503 1209 1653"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>5回</td> <td>10回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>74人</td> <td>198人</td> <td>44人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 管理職研修会や職場におけるセクハラ等の防止に向けた適切や対応を図るための研修を行った。 (学校教育課)</p>	地区自治公民館	参加者数	隼人(中福良地区)	11 人 (男性 8 人・女性 3 人)	溝辺(陵南地区)	13 人 (男性 6 人・女性 7 人)	福山(西牧之原地区)	9 人 (男性 7 人・女性 2 人)	霧島(中央地区))	11 人 (男性 3 人・女性 8 人)	合 計	44 人 (男性 24 人・女性 20 人)	年 度	H27	H28	H29	開催回数	5回	10回	4回	参加人数	74人	198人	44人
地区自治公民館	参加者数																								
隼人(中福良地区)	11 人 (男性 8 人・女性 3 人)																								
溝辺(陵南地区)	13 人 (男性 6 人・女性 7 人)																								
福山(西牧之原地区)	9 人 (男性 7 人・女性 2 人)																								
霧島(中央地区))	11 人 (男性 3 人・女性 8 人)																								
合 計	44 人 (男性 24 人・女性 20 人)																								
年 度	H27	H28	H29																						
開催回数	5回	10回	4回																						
参加人数	74人	198人	44人																						

施策の方向（3）雇用分野における女性の参画の促進

具体的施策① 事業者における女性の参画の促進

男女共同参画の視点	雇用の分野における実質的な男女の均等な機会と待遇を確保するため、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の情報提供や普及に努め、女性の参画拡大に関し事業者の主体的取組を促進する必要がある。
主な取組	① 市内100事業所に対し、「男女共同参画に関する企業実態調査」を実施した。本調査結果は報告書としてとりまとめ、全事業者にフィードバックし、併せて、「両立支援等助成金に関するリーフレット」を送付した。 <p style="text-align: right;">（企画政策課）</p>

施策の方向（4）女性の能力開発と人材育成

具体的施策① 地域社会における女性の人材の育成

男女共同参画の視点	女性は男性と比べて、様々な分野においてその能力が十分に発揮されていない状況があることから、キャリアアップや社会参画など様々な分野への女性のチャレンジを可能にするため、自分にあった生き方、働き方を考える場や就業への技能取得の機会等様々な支援が必要である。
-----------	--

3 数値目標の進捗状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
附属機関等の委員に占める女性の割合	24.9%	23	30.0%	29	40.0%	29
女性委員がない附属機関等の数	6機関	23	2機関	29	0機関	29

重点課題7 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向 (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向 (2) 女性の能力発揮等の支援

施策の方向 (3) 自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

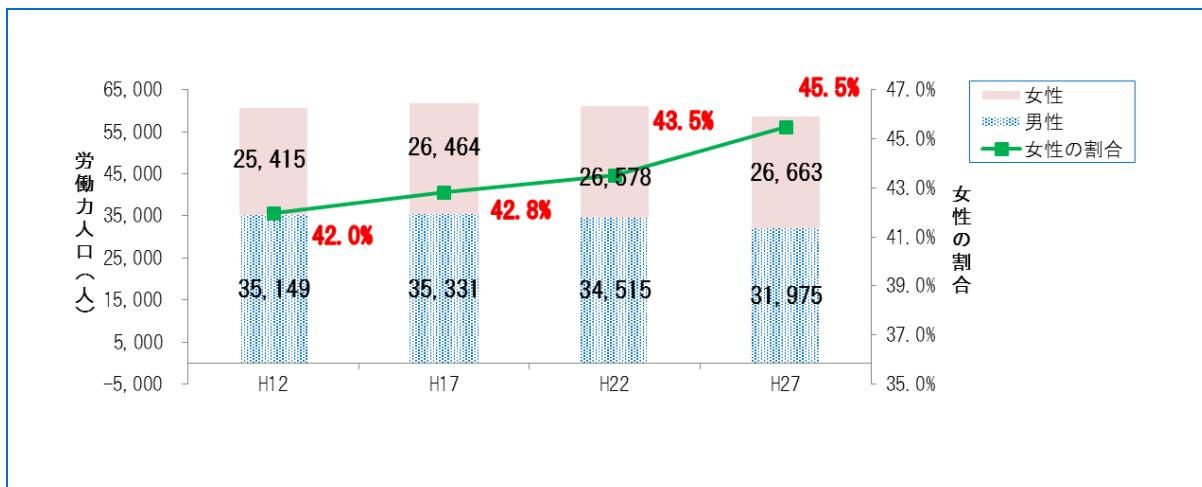
施策の方向 (4) 男女に偏りの見られる職業分野への参画の促進

1 統計情報等

(1) 労働力人口

本市における労働力人口（就業者及び完全失業者の合計）全体に占める女性の割合は、平成27年10月1日現在で45.5となっており、前々回調査時（平成17年）から2.7ポイント、前回調査時（平成22年）から2.0ポイント上昇している。

(労働力人口の推移)

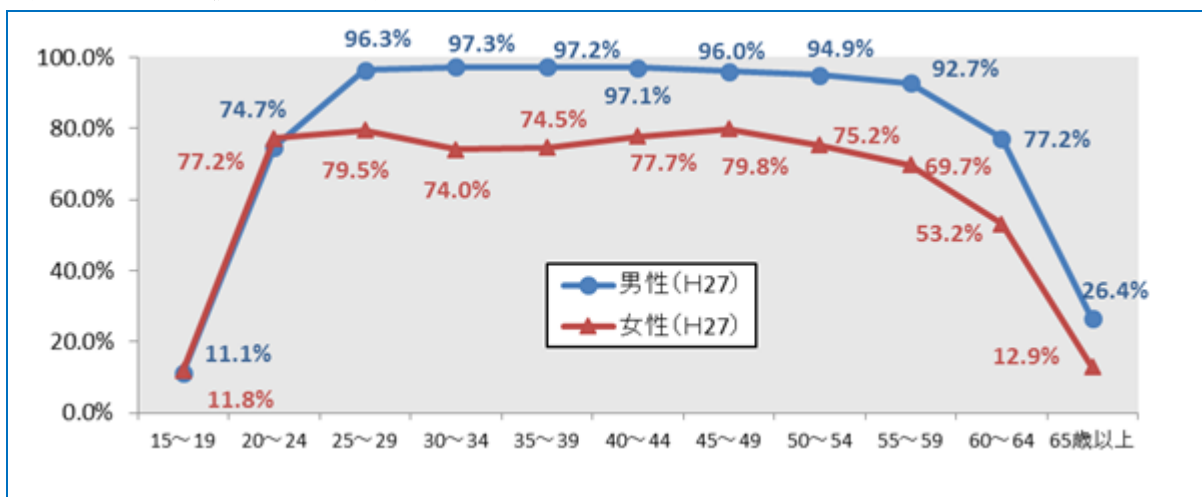


(総務省「国勢調査」)

(2) 労働力率

本市における労働力率の状況を年齢階級別にみると、男性は25歳から59歳までの全ての年齢層で大きな変化がないものの、女性は30歳代を低とするM字型となっており、結婚、出産、子育て期に離職している。

(男女別年齢階級別労働力率)

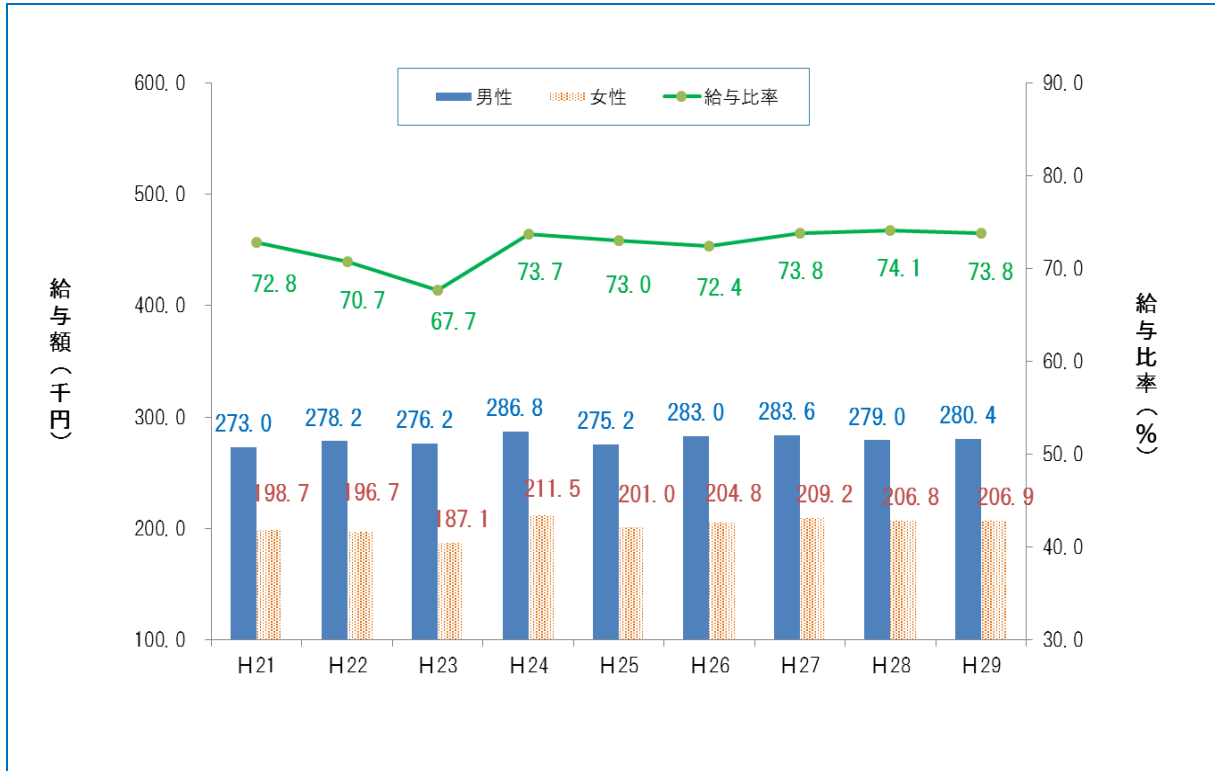


(総務省「平成27年国勢調査」)

(3) 賃金（参考値）

県内の民営事業者における一般労働者の賃金（平均所定内給与額）の状況を見ると、平成29年6月現在で男性の賃金に対する女性の賃金の割合は73.8%（前年74.1%）となっている。

（鹿児島県における男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移）



（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）

(4) 市内事業所の状況

① 市内の事業所における課長級以上の職員に占める女性の割合

平成29年度企業実態調査*によると、市内事業所における課長級以上の職員に占める女性の割合は18.3%（前年13.9%）となっている。役職別で見ると、役員・事業主30.5%、部長相当職10.7%、課長相当職11.8%となっている。

なお、産業分類別では、「医療・福祉分野」、「教育・学習支援業」が高い割合となっている。

(市内事業所における産業分類別の女性管理職の状況)

業種区分	集計事業所数	役員・事業主 ①			部長相当職 ②			課長相当職 ③			係長相当職 ④			合計(①+②+③+④)			参考(平成28年度)		
		男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率
①農業、林業、漁業	1	4	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	8	0	0.0%	—	—	—
②鉱業、採石業、砂利採取業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③建設業	11	40	14	35.0%	14	2	14.3%	10	0	0.0%	11	3	27.3%	75	19	25.3%	98	17	17.3%
④製造業	14	15	4	26.7%	17	0	0.0%	47	2	4.3%	35	2	5.7%	114	8	7.0%	505	22	4.4%
⑤電気、ガス、熱供給、水道業	1	3	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	6	0	0.0%	13	0	0.0%	8	0	0.0%
⑥情報通信業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦運輸業、郵便業	6	14	2	14.3%	22	0	0.0%	44	6	13.6%	48	4	8.3%	128	12	9.4%	32	3	9.4%
⑧卸売業、小売業	7	11	2	18.2%	5	0	0.0%	10	0	0.0%	19	12	63.2%	45	14	31.1%	63	10	15.9%
⑨金融業、保険業	2	1	0	0.0%	1	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	10	0	0.0%	20	5	25.0%
⑩不動産業、物品賃貸業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	33.3%
⑪学術研究、専門・技術サービス業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	137	3	2.2%
⑫宿泊業、飲食サービス業	2	5	1	20.0%	4	0	0.0%	2	0	0.0%	5	5	100.0%	16	6	37.5%	48	6	12.5%
⑬生活関連サービス業、娯楽業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑭教育、学習支援業	2	4	3	75.0%	2	1	50.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	8	5	62.5%	29	17	58.6%
⑮医療、福祉	6	18	8	44.4%	8	5	62.5%	13	9	69.2%	16	13	81.3%	55	35	63.6%	142	83	58.5%
⑯複合サービス業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑰サービス業(他に分類されないもの)	7	12	5	41.7%	5	0	0.0%	6	0	0.0%	4	2	50.0%	27	7	25.9%	12	0	0.0%
⑱不明	1	1	0	0.0%	3	1	33.3%	4	0	0.0%	6	1	16.7%	14	2	14.3%	81	9	—
合計	60	128	39	30.5%	84	9	10.7%	144	17	11.8%	157	43	27.4%	513	108	21.1%	1,178	176	14.9%

(平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査)

平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査

1 調査時点

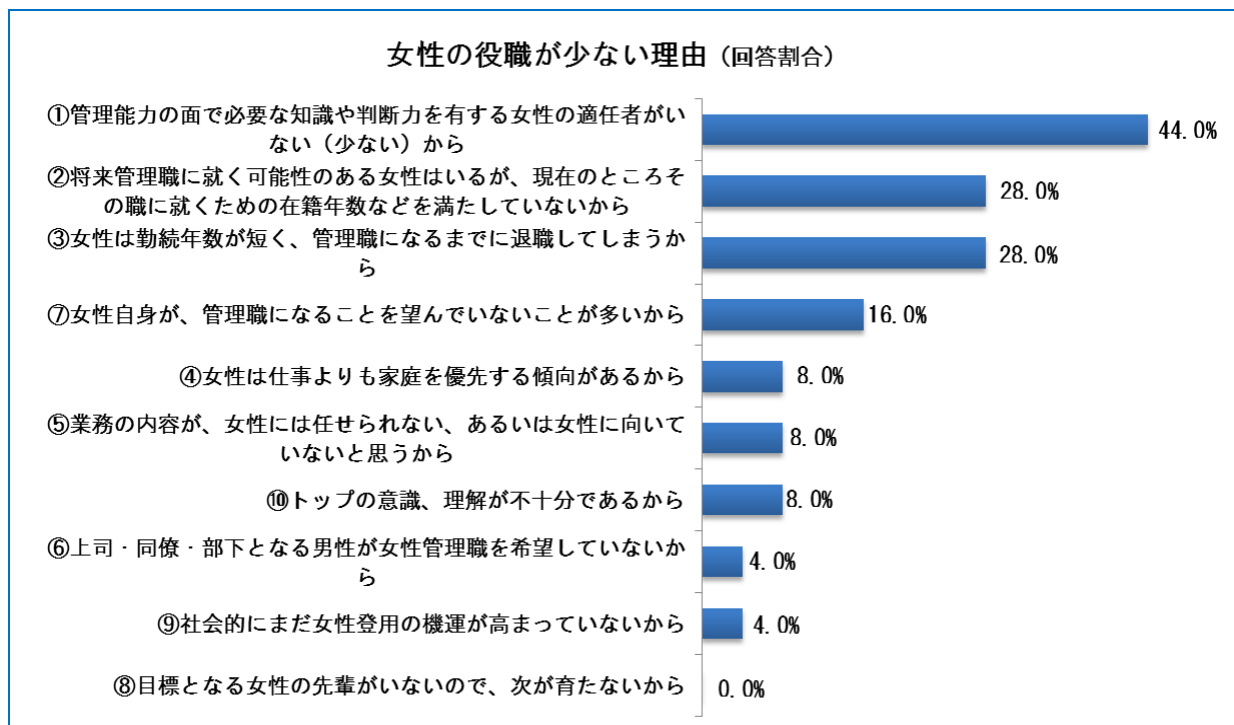
平成29年12月1日現在

2 事業所からの回答状況

- ① 調査対象事業所数 ……100事業所
- ② 回答事業所数(回答率) ……60事業所(60.0%)

② 女性管理職が少ない理由

平成29年度企業実態調査によると、女性管理職が少ない理由として「管理能力の面で必要な知識や判断力を有する女性の適任者がいない（少ない）」（44.0%）という回答が最も多かった。

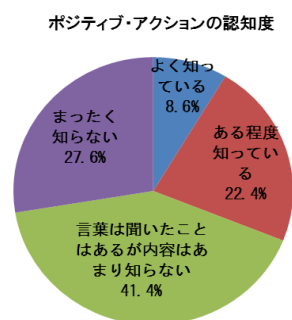


（平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査）

③ ポジティブ・アクションの認知度

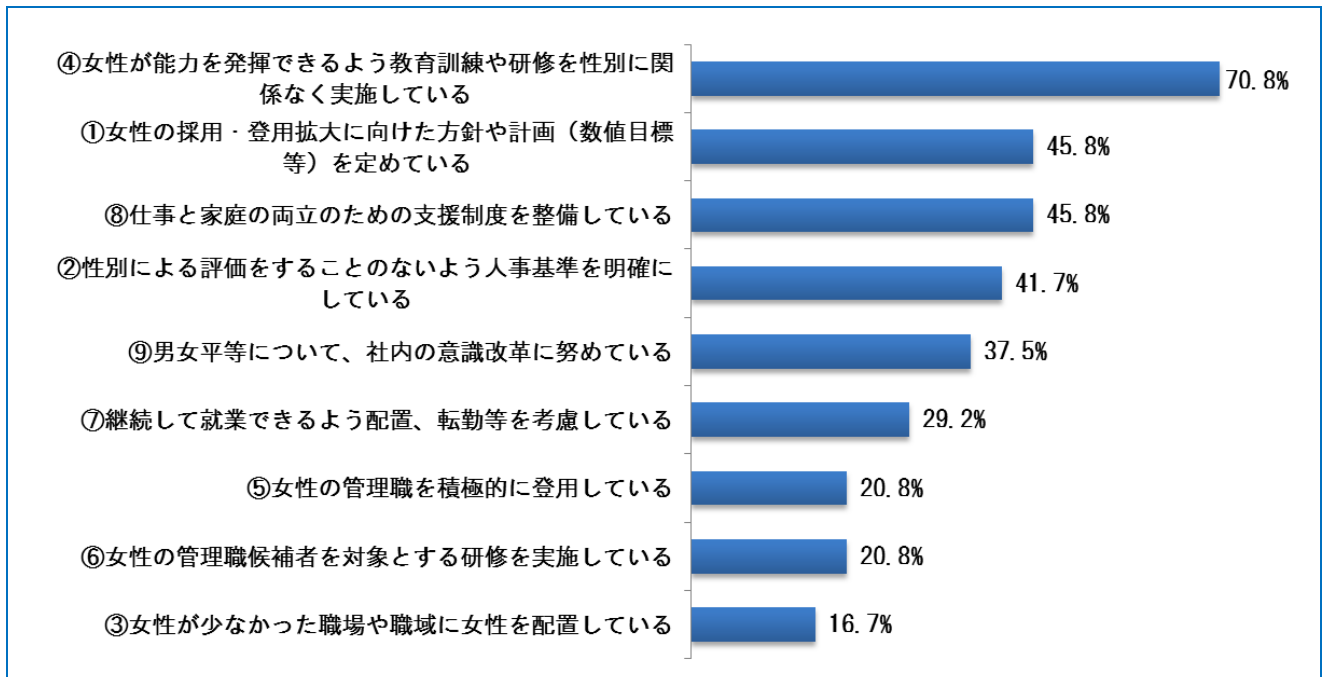
平成29年度企業実態調査によると、ポジティブ・アクションの認知度は、「言葉は聞いたことはあるが内容はあまり知らない」（41.4%）までの割合が一番高く、内容を理解しているレベル（「よく知っている」、「ある程度知っている」の合計）は約3割となっている。

選択肢	回答数
よく知っている	5
ある程度知っている	13
言葉は聞いたことはあるが内容はあまり知らない	24
まったく知らない	16



④ ポジティブ・アクションの取組内容

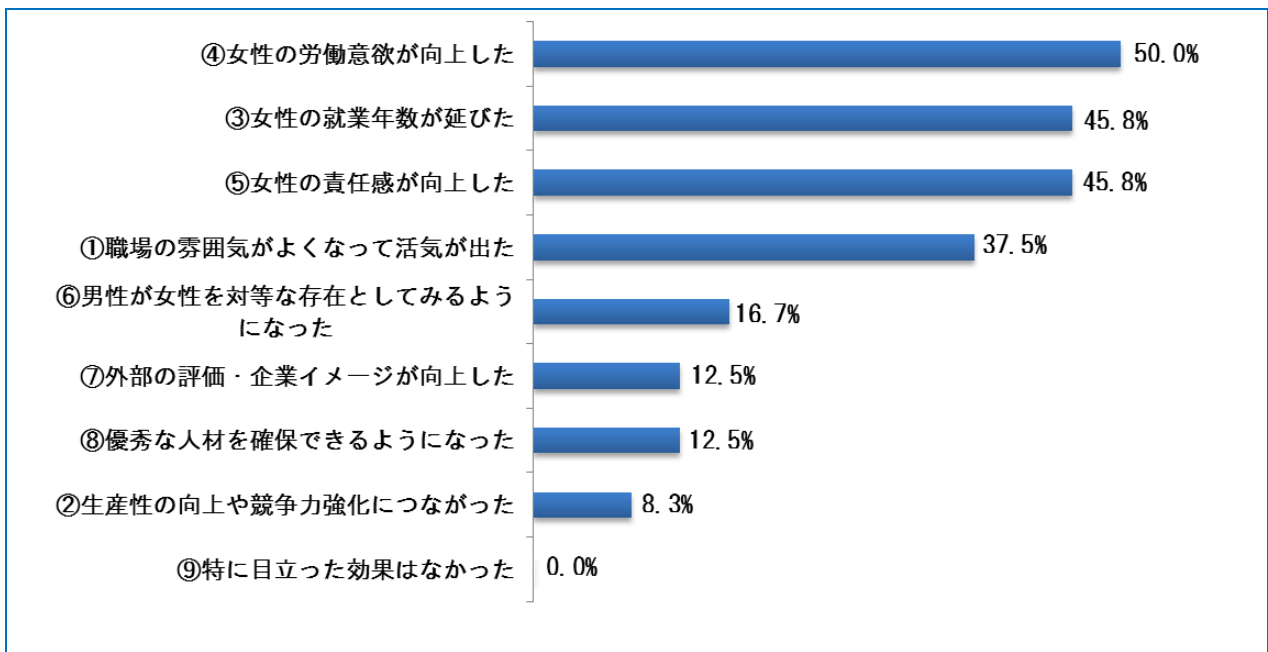
平成29年度企業実態調査によると、ポジティブ・アクションの取組内容として、「女性が能力を發揮できるよう教育訓練や研修を性別に関係なく実施している」が70.8%と最も多く、「女性が少なかった職場や職員に女性を配置している」が16.7%と最も少なかった。



（平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査）

⑤ ポジティブ・アクションの取組の効果

平成29年度企業実態調査によると、ポジティブ・アクションの取組の効果として、「女性の労働意欲が向上した」「女性の就業年数が延びた」「女性の責任感が向上した」が高い割合を占めている。



（平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査）

2 事業実施状況

施策の方向（1）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 具体的施策① 男女雇用機会均等法等の法令や諸制度の普及・啓発
- 具体的施策② 女性の就労状況の把握
- 具体的施策③ 女性雇用労働者の母性健康管理の支援
- 具体的施策④ セクシュアル・ハラスメント防止の取組
- 具体的施策⑤ 女性を対象として労働に関する相談体制の充実
- 具体的施策⑥ 非正規労働者への支援

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、ダイバーシティ（多様性）の推進につながり、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持つ。</p> <p>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、同法の履行確保はもとより、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による男女間格差の是正、セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置などに取り組んでいく必要がある。</p>
<p>主な取組</p>	<p>① 「男女雇用機会均等法」に関するパンフレット等を窓口カウンターや各種施設に設置した。（商工振興課）</p> <p>② 労働者派遣法改正に関する周知を広報誌で行ったり、労働問題に関するチラシ等を窓口に設置した。（商工振興課）</p> <p>③ 市内事業所における男女共同参画の取組状況及び就労環境等について調査することを目的に、「男女共同参画に関する企業実態調査」を実施し、その結果を当該事業者にフィードバックした。これにより、取組の進んでいる事業所には更なる取組を、取組の進んでいない事業所には取組の実施を促した。（企画政策課）</p> <p>④ 妊娠中の女性労働者に対し、母子健康手帳の交付時に「母性健康管理指導事項連絡カード」を周知した。（健康増進課）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 「母性健康管理指導事項連絡カード」 妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカード</p> </div> <p>⑤ 最低賃金の改正及び無料労働相談について、市報やホームページにて広報を行った。（商工振興課）</p>

施策の方向 (2) 女性の能力発揮等の支援

具体的施策① 就業継続、再就職の支援

具体的施策② 職業能力開発及び起業に対する支援

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>女性は、結婚や育児等のために職業生活を中断することが多く、再就職等に向けてチャレンジしたいという意欲はあっても、就業のための情報やノウハウを十分に有していないことが多い。女性は男性と比べて、性別による固定的な役割分担等により、現状では様々な分野においてまだその能力が十分に発揮されていない状況があるため、再就職等に関心を持っている女性に対する情報提供、能力開発等の提供といった支援に取り組む必要がある。</p>
<p>主な取組</p>	<p>① ハローワークきりしまが毎月8の付く日に発行している「求人情報きりしま」を窓口を設置し、毎回、市ホームページに掲載した。(商工振興課)</p> <p>② 市ホームページにおいて、マザーズサロンかごしま(マザーズコーナー)に関する広報を行った。(商工振興課)</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>*マザーズコーナーとは</p> <p>子育てをしながら就職を希望している方に対し、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行う。</p> </div> <p>③ 鹿児島県が作成している「新規就農者向けのパンフレット」を窓口カウンターに設置するほか、新規就農者受け入れのための霧島市の支援事業について鹿児島県農業・農村振興協会を通じ、広報した。(農政畜産課)</p>

施策の方向 (3) 自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

具体的施策① 農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大

具体的施策② 商工業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>雇用の分野においては、労働者の適正な労働条件の確保のため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等さまざまな関係法令が整備されているが、自営業など雇用以外の就労者の場合、そのような関係法令が整備されていない。そのため、女性が自営業において家族従業者として働いている場合には、働く場と生活の場が一体化しているために、労働と家事等の負担が大きくなりがちである。近年、主に農業経営において、家族員間で経営方針、労働報酬、休日及び労働時間等について協議し、合意した事項を書面などで取り決める「家族経営協定」が普及しつつあり、市は、こうした自営業で働く男女が、共に能力を発揮し、生産や経営に共同して参画できるよう情報提供等の必要な支援を行っていく必要がある。</p>
-----------------------	--

主な取組	<p>家族経営協定の推進については、これまでと同様、県の技術普及員や市の経営専門指導員の戸別巡回において「農村漁村の経営は、家族の話し合いと男女の共同参画により充実・成長する」ことを説明し、農家の希望により締結に至っている。（農政畜産課）</p>			
	年 度	H27	H28	H29
	家族経営協定締結数	77家族	78家族	78家族

施策の方向（4）男女に偏りの見られる職業分野への参画の促進

具体的施策① ロールモデルの収集・提供

男女共同参画の視点	<p>少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加の促進が求められている。そのため、性別による固定的な役割分担意識の解消を図りながら、女性の起業に対する支援等、女性の潜在力を活かすための取組を進める必要がある。</p>
主な取組	<p>広報誌等において、以下のような取組を紹介した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の風景や随想コーナー、思い出の味コーナーで女性の活躍を紹介した。 ・男女共同参画に関する情報をお知らせ記事として掲載。 ・男女共同参画に関する情報をホームページに掲載するとともにFMきりしまの市政情報番組でも放送した。（秘書広報課）

3 数値目標の進捗状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
「男女雇用機会均等法」の認知度	65.1%	23	87.4%	28	83.0%	29
積極的改善措置に取り組む事業者の割合	—	23	41.4%	29	40.0%	29
家族経営協定締結数	75戸	23	78戸	29	87戸	29

重点課題8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

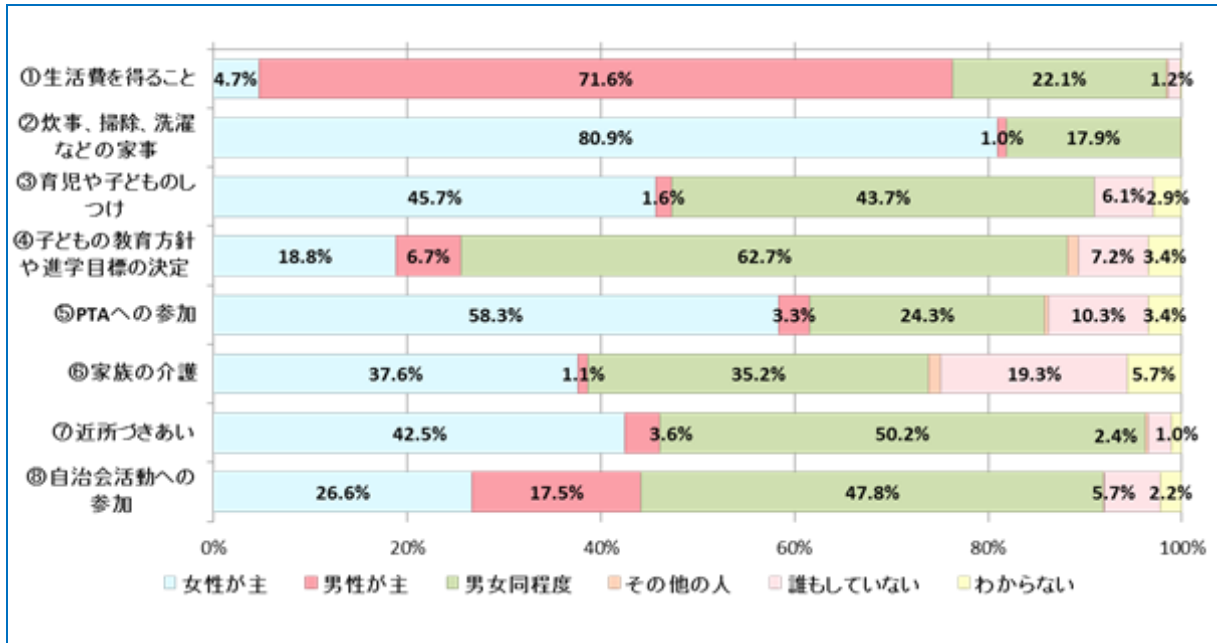
施策の方向 (1) 仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備

施策の方向 (2) 多様なライフスタイルに対応した支援の充実

1 統計情報等

(1) 日常生活における性別分担

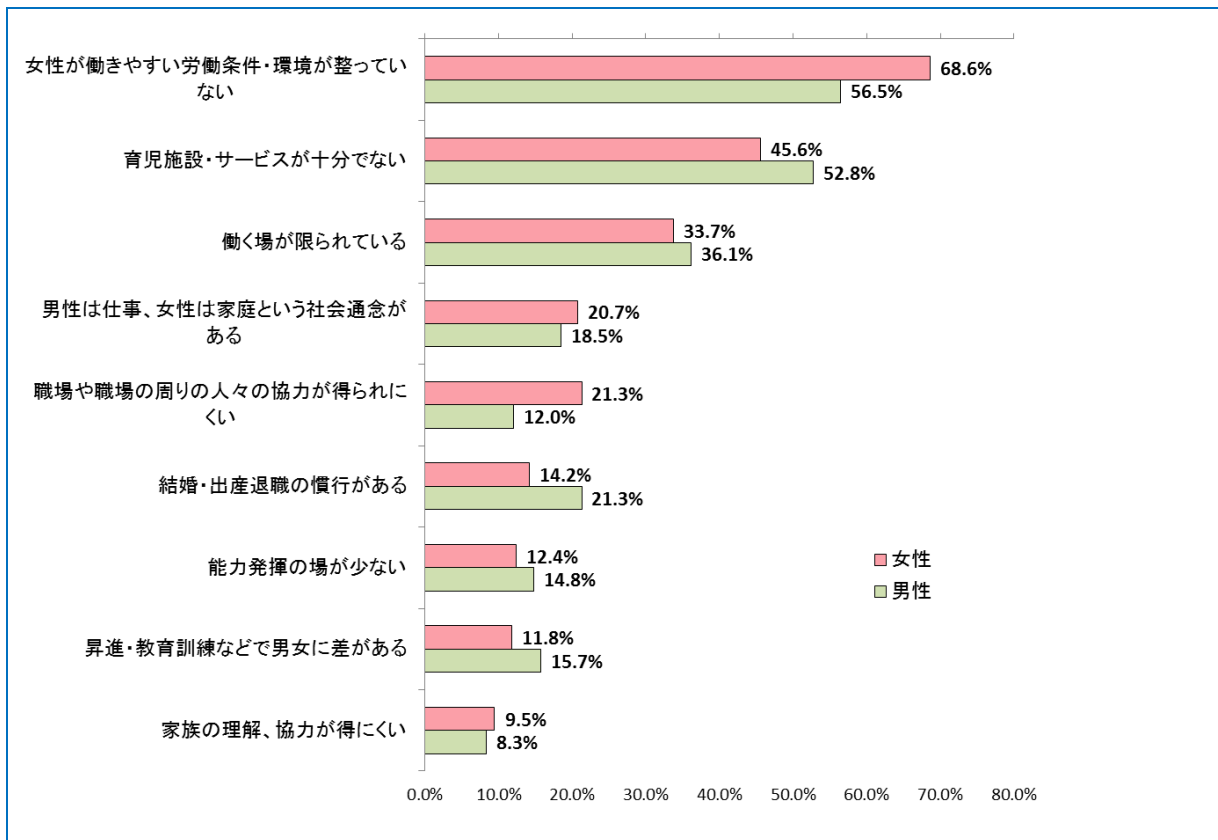
市民意識調査によると、「炊事、掃除、洗濯などの家事」80.9%、「PTAへの参加」58.3パーセントで「主に女性」が担っている割合が高い。



(平成 28 年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査)

(2) 女性が働きにくいと思う理由 N=277 (男性=108 女性=169)

市民意識調査によると、女性が働きにくいと思う理由として、多くの方が、「女性が働きやすい労働条件・環境が整っていない」、「育児施設・サービスが十分でない」を挙げている。



(平成28年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査)

(3) 育児休業制度の導入状況

平成29年度企業実態調査によると、育児休業の利用率は、女性が95.1%、男性が14.0%であった。

区分	出産した女性従業員	配偶者が出産した男性従業員
全体人数 A	41人	43人
内、育児休業を取得している人数 B	39人	6人
育児休業取得率 B÷A	95.1%	14.0%

(平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査)

2 事業実施状況

施策の方向（1）仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備

- 具体的施策① 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
 具体的施策② 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及
 具体的施策③ 労働者の余暇活動・自己啓発等の支援

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>多様な就業ニーズを踏まえ、職業生活とそれ以外の活動を両立できる柔軟な就業形態の普及や諸制度の利用が促進されるように努めるとともに、特に男性については、従来の職場中心の意識やライフスタイルから働き方の見直しや仕事以外の活動（特に家事・育児・介護など家庭的責任）に関わりやすくするための啓発や支援を行っていくことが重要である。</p>												
<p>主な取組</p>	<p>① 国及び県の男女共同参画週間（6月23日～29日）に、市役所ロビーにおいて、「ワーク・ライフ・バランス啓発DVD」を放映するとともに、FMきりしまにて広報した。また、国分図書館で男女共同参画に関する絵本などを集めた特集コーナーを設け周知した。（企画政策課）</p> <p>② 「子育てガイドブック」等の子育て支援情報を各子育て窓口等に設置し、市ホームページに掲載している「ぐんぐんの木」の子育て支援情報を随時更新した。また、子育て支援ガイドブック「ぐんぐんの木」を全面見直しを実施し、情報を発信した。（子育て支援課）</p> <p>③ 市内100事業者を対象に「男女共同参画に関する企業実態調査」を実施し、その中で「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」「育児・介護休暇等の取得状況」について調査し、調査結果を事業所に送付した。これにより、取組の進んでいる事業所には更なる取組を、取組の進んでいない事業所には取組の実施を促した。（企画政策課）</p> <p>④ 豊かな生活と女性の地位向上のために家庭や職場に必要な知識・技術を取得できるよう、スポーツ、レクリエーション、グループ活動等を通じて女性の福祉の増進を図ることを目的に、霧島市働く女性の家において各種講座を開催した。（商工振興課）</p> <table border="1" data-bbox="544 1637 1241 1827"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座数</td> <td>17講座</td> <td>17講座</td> <td>18講座</td> </tr> <tr> <td>講座参加者数 (実人数)</td> <td>442人</td> <td>442人</td> <td>331人</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ FMきりしま、MCTの地域メディアを通じて、また、市ホームページ、市広報誌を通して市内体育施設及びスポーツ教室等を紹介した。指定管理者による自主事業では、ヨガ、ボディピラティス、アクアビクスのほか、走り方教室</p>	年 度	H27	H28	H29	講座数	17講座	17講座	18講座	講座参加者数 (実人数)	442人	442人	331人
年 度	H27	H28	H29										
講座数	17講座	17講座	18講座										
講座参加者数 (実人数)	442人	442人	331人										

	などの講習のほか、テニスやフットサル等の大会を実施し、多くの市民が参加した。(スポーツ・文化振興課)			
	⑥ 多様なライフスタイルに対応した支援の一環として、労働者の余暇活動・自己啓発支援を目的として、市内7地区拠点公民館等において、公民館講座を実施した。(社会教育課)			
	年 度	H27	H28	H29
短期講座	講座数	11講座	10講座	10講座
	参加者数	259人	281人	250人
定期講座	講座数	135講座	140講座	134講座
	参加者数	3,355人	3,284人	3,063人

施策の方向 (2) 多様なライフスタイルに対応した支援の充実

具体的施策① 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの整備

具体的施策② 子育て支援体制の整備・充実

男女共同参画の視点	<p>安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方に立ち、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実等を推進する必要がある。</p> <p>また、育児に関する問題は、女性だけがその責任や義務を負うわけではなく、男性も共に責任を負い関わっていく問題であることから、育児に関する相談に当たっては、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない観点から対応することが必要である。</p>																												
主な取組	<p>① 就学前の児童で以下の条件に該当する場合に一時預かり事業を実施した。 (子育て支援課)</p> <p>(1) 断続的な保育 保護者のパート就労や、技能習得のための職業訓練校への通学、大学就学などによって、家庭での保育が断続的に困難となり、一時的に預けたい場合。</p> <p>(2) 緊急な保育 保護者の病気や出産、ご家族の看護や冠婚葬祭などで、ご家庭での保育が困難となり、一時的に預けたい場合。</p> <p>(3) リフレッシュ保育 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する(児童を体験的に入所させる場合等を含む。)ために、一時的に預けたい場合。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">年 度</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立 保育園</td> <td>実施箇所</td> <td>3箇所</td> <td>5箇所</td> <td>6箇所</td> <td>7箇所</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>530人</td> <td>477人</td> <td>461人</td> <td>896人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公立 保育園</td> <td>実施箇所</td> <td>2箇所</td> <td>3箇所</td> <td>3箇所</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>124人</td> <td>151人</td> <td>97人</td> <td>90人</td> </tr> </table>	年 度		H26	H27	H28	H29	私立 保育園	実施箇所	3箇所	5箇所	6箇所	7箇所	利用者数	530人	477人	461人	896人	公立 保育園	実施箇所	2箇所	3箇所	3箇所	2箇所	利用者数	124人	151人	97人	90人
年 度		H26	H27	H28	H29																								
私立 保育園	実施箇所	3箇所	5箇所	6箇所	7箇所																								
	利用者数	530人	477人	461人	896人																								
公立 保育園	実施箇所	2箇所	3箇所	3箇所	2箇所																								
	利用者数	124人	151人	97人	90人																								

(4) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園児（教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども）を対象に、預かり保育を実施する幼稚園等に補助を行う。（延べ人数63,034人）

- ② 就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の開所時間を超えた保育（通常保育時間の終了後、概ね30分・1時間・2時間）を実施した。（子育て支援課）

年 度		H26	H27	H28	H29
私立 保育園	実施箇所	24 箇所	28 箇所	29 箇所	33 箇所
	利用者数	28,522 人	36,751 人	63,754 人	65,917 人
公立 保育園	実施箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	7 箇所
	利用者数	4,150 人	3,300 人	1,389 人	1,314 人

- ③ 児童が病気あるいは病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で児童を保育する「病児・病後児保育事業」を実施した。（子育て支援課）

年 度	H26	H27	H28	H29
利用者数	559 人	392 人	663 人	860 人

- ④ 日曜祝日に保護者が勤務等により児童を保育できない場合に休日保育を実施した。（子育て支援課）

年 度	H26	H27	H28	H29
実施保育園数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
利用者数	149 人	94 人	87 人	522 人

- ⑤ 保護者の就労などにより、放課後の家庭保育が困難な児童（原則小学校1年生から6年生の児童が対象）に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を支援した。（子育て支援課）

年 度	H27	H28	H29
実施施設数	37児童クラブ (民営36、直営1)	41児童クラブ (民営40、直営1)	45児童クラブ (民営44、直営1)
入所児童数	1,262人	1,440人	1,675人

- ⑥ 子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助の実施等の地域子育て支援センター事業を実施した。（子育て支援課）

	年 度	H27	H28	H29
	実施場所	6箇所	6箇所	7箇所
	利用者数	63,913人	67,985人	57,171人

具体的施策③ 地域住民等の力を活用した介護支援の充実

男女共同 参画の視点	介護の支援に当たっては、高齢者等の介護等支援体制の充実を図るとともに、男女の人権を尊重した取組を進める必要がある。また、介護を必要とする高齢者は、男性より女性の方が多いため、介護の担い手としての負担は女性に偏っている現状があり、「介護は女性の役割」と固定化されることのないよう配慮する必要がある。															
主な取組	<p>① 介護に関する悩み事などを地域包括支援センターや地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業所が窓口となって対応している。</p> <p>また、介護相談や地域の集まりの場づくりを行う「まちかど介護相談所」として介護しやすい地域づくりに取組む「霧島市ライフサポートワーカー」を養成し任命している。（長寿・障害福祉課）</p> <p>② 高齢者の地域活動やボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会を中心にボランティア養成講座を行うとともに、介護施設、学校、育児施設や団体など受入施設の確保も行った。（長寿・障害福祉課）</p> <p>（高齢者ボランティアの育成状況）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講人数</td> <td>239人 (男40・女199)</td> <td>243人 (男48・女195)</td> <td>262人 (男51・女211)</td> <td>300人 (男51・女249)</td> </tr> <tr> <td>ボランティア 登録者数</td> <td>478人 (男100・女378)</td> <td>516人 (男109・女407)</td> <td>568人 (男113・女455)</td> <td>300人 (男51・女249)</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H26	H27	H28	H29	研修受講人数	239人 (男40・女199)	243人 (男48・女195)	262人 (男51・女211)	300人 (男51・女249)	ボランティア 登録者数	478人 (男100・女378)	516人 (男109・女407)	568人 (男113・女455)	300人 (男51・女249)
年 度	H26	H27	H28	H29												
研修受講人数	239人 (男40・女199)	243人 (男48・女195)	262人 (男51・女211)	300人 (男51・女249)												
ボランティア 登録者数	478人 (男100・女378)	516人 (男109・女407)	568人 (男113・女455)	300人 (男51・女249)												

3 数値目標の進捗状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
ワーク・ライフ・バランスの認知度	22.4%	23	45.3%	28	36.0%	29
男性の育児休業取得率	0.6%	23	14.0%	29	増加させる	29
子育て支援施設の利用者数	40,513人	23	70,470人	29	69,000人	29
一時預かり延人数	9,648人	23	9,044人	29	9,700人	29
保育所入所者数	2,932人	23	3,656人	29	3,300人	29

重点課題9 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

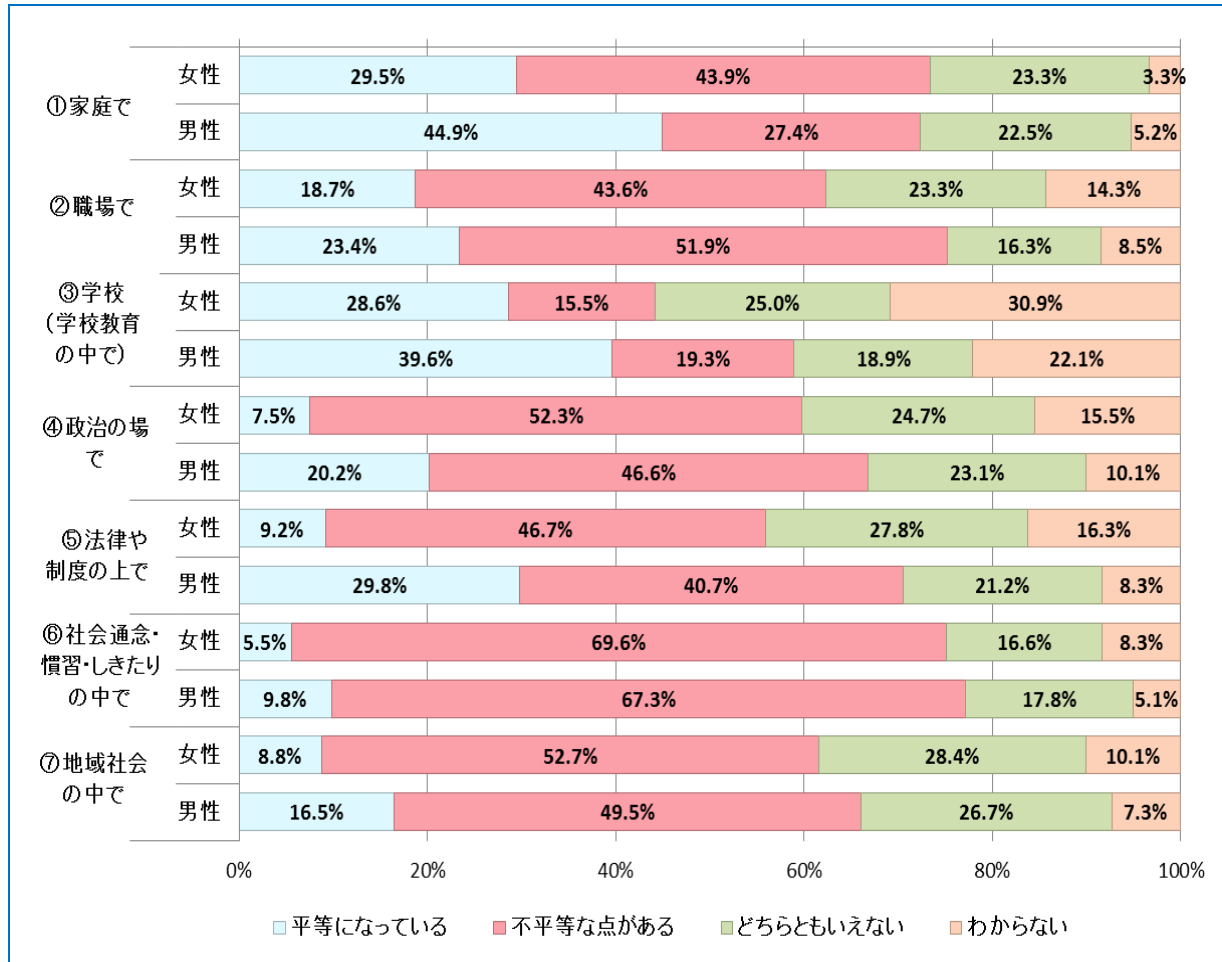
施策の方向（1）地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向（2）防災における男女共同参画の推進

1 統計情報等

（1）様々な分野における男女の地位の平等意識

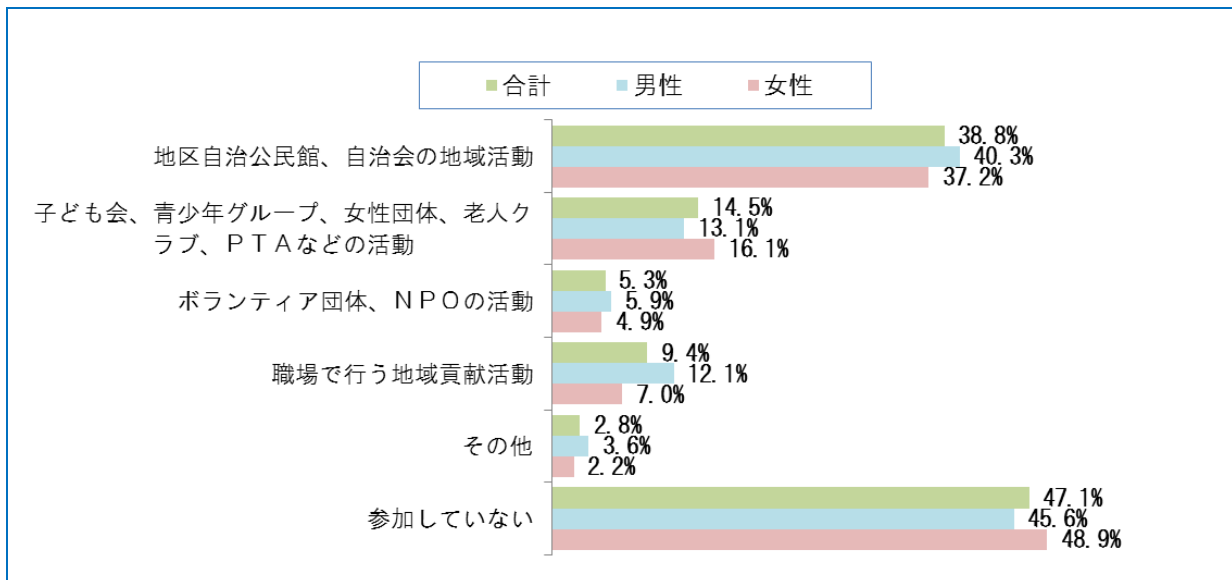
平成28年度に実施した市民意識調査によると、男女ともに「社会通念・慣習・しきたりの中で」、不平等と感じている割合が高い。



(平成28年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査)

(2) 地域における活動への参画状況

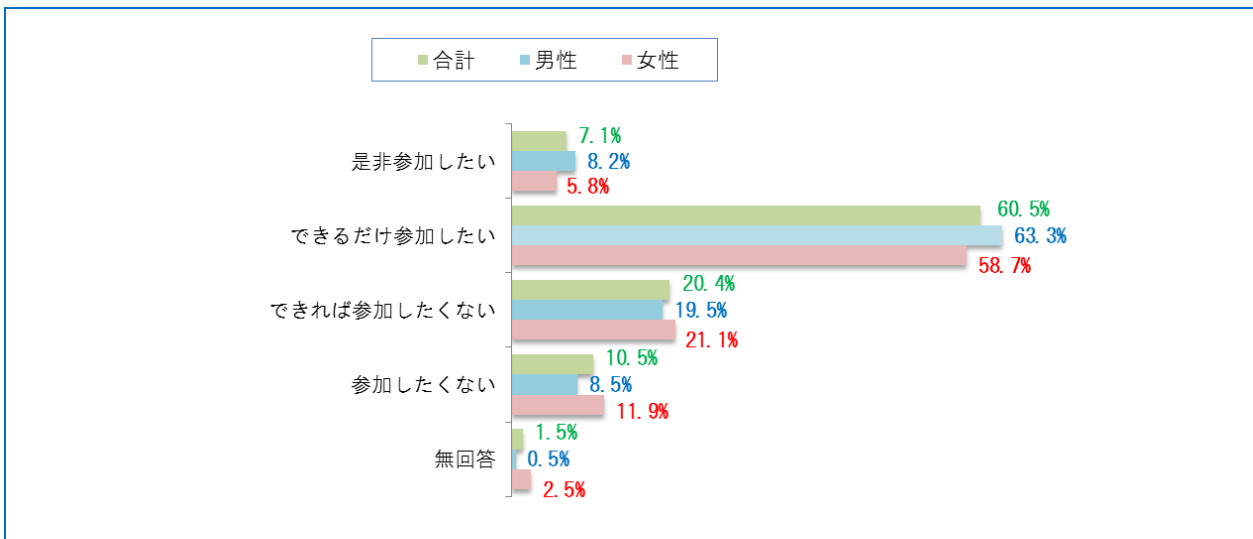
平成29年度市民意識調査によると、地域活動等への参加について男性、女性共に「地区自治公民館、自治会の地域活動」が最も多い。また、男女ともに「参加していない」が40%を超えている。



(平成 29 年度霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査)

(3) 今後も（あるいは今後は）地域の活動に参加したいと思うか

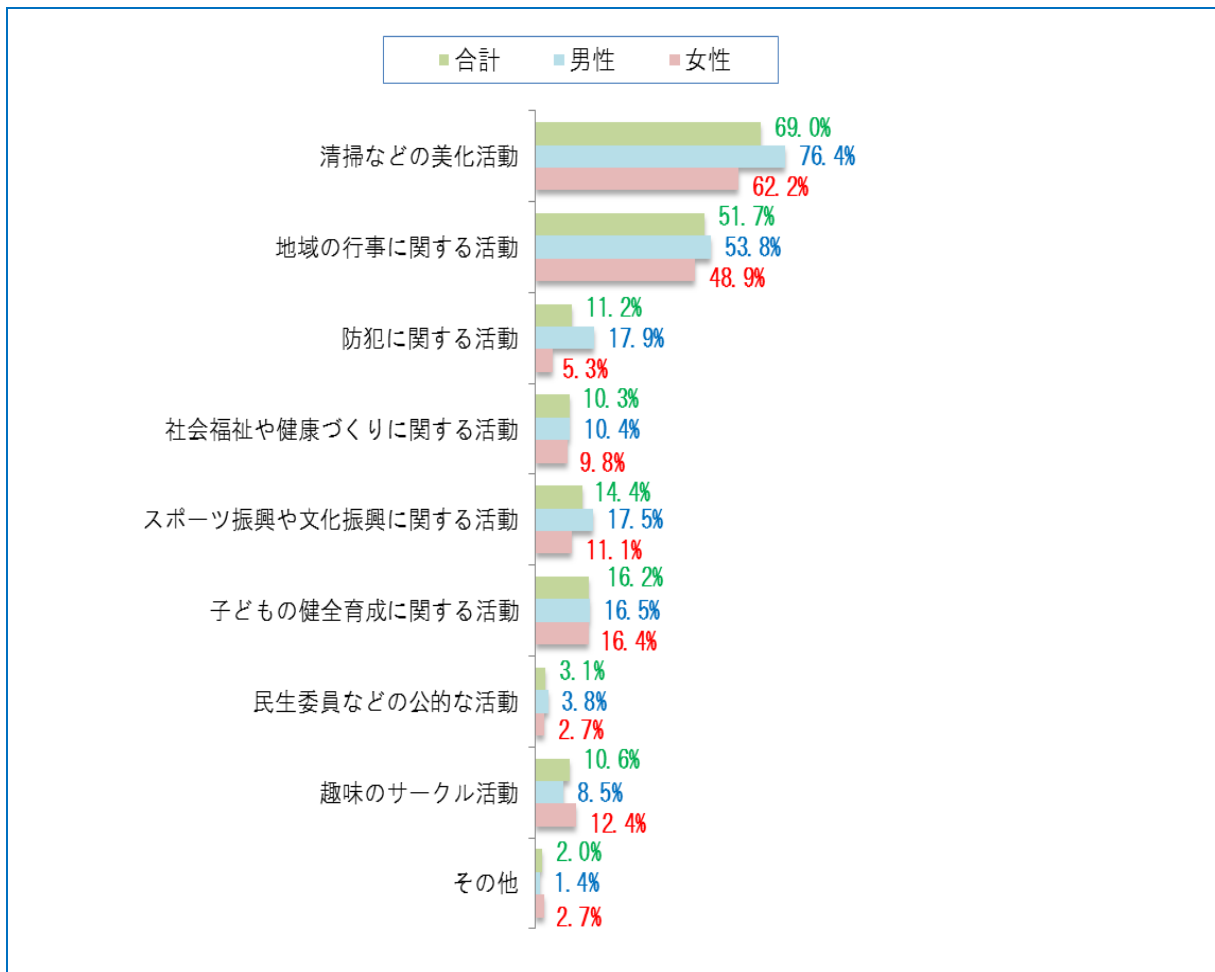
市民意識調査によると、「今後も（あるいは今後は）地域の活動に参加したいと思うか」に対し、「できるだけ参加したい」が60.5%で最も多く、「是非参加したい」7.1%と合わせると67.6%が地域活動等に参加したい意向を持っており、「できれば参加したくない」(20.4%)、「参加したくない」(10.5%)の合計30.9%を大きく上回っている。



(平成 29 年度霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査)

(4) 地域活動の内容について

市民意識調査によると、地域活動の内容について、「清掃などの美化活動」(69.0%)が最も多く、次いで「地域の行事に関する活動」(51.7%)となっている。



(平成29年度霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査)

2 事業実施状況

施策の方向（1）地域社会における男女共同参画の推進

- 具体的施策① 地域コミュニティ活動への男女共同参画の視点の導入
- 具体的施策② 地域コミュニティ活動に関わるきっかけづくり
- 具体的施策③ 地域コミュニティ活動への参加促進のための活動支援
- 具体的施策④ 男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくりの推進

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>「地域」は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。</p> <p>また、地域づくりに当たっては、地域で生活する人々のライフスタイルや価値観、暮らしに関わる課題は様々であることを踏まえ、多様な視点を持った人々が地域における政策・方針決定過程に参画できる機会を確保することが重要である。</p>								
<p>主な取組</p>	<p>① 霧島市生涯学習ボランティアバンクにおいて、ボランティア登録者の技術・資質向上、相互の交流を深めるため、次のとおり研修会を開催した。</p> <p style="text-align: right;">（社会教育課）</p> <p>(1) 第1回目 演題：「良好な人間関係を築くやり取りは」～聞き上手になる、傾聴力を高めるポイントについての講義～</p> <p>(2) 第2回目 演題：「AEDの取扱いや応急手当の習得」～心肺蘇生法の手順、AEDの取扱いについて～</p> <p>（ボランティアセンター登録者数）</p> <table border="1" data-bbox="459 1496 1200 1594"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア登録者</td> <td>1,632人</td> <td>1,565人</td> <td>1,578人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 自治会加入推進月間の2月に、霧島市自治公民館連絡協議会と連携し、自治会未加入世帯に対して自治会加入を呼びかけた。併せて、市内の主要企業を訪問して自治会加入促進についての説明と啓発ポスターの掲示依頼、主な公共施設への啓発ポスターの掲示等の加入促進活動を行った。</p> <p style="text-align: right;">（市民活動推進課）</p>	年 度	H27	H28	H29	ボランティア登録者	1,632人	1,565人	1,578人
年 度	H27	H28	H29						
ボランティア登録者	1,632人	1,565人	1,578人						

- ③ 地域住民が主体となって地域の特色を生かした独自のテーマを設定し、その実現に向けて意欲的に取り組む地域の活動の支援を行った。

(市民活動推進課)

【事業概要】

- 1年目…地域まちづくり委員会を組織し、地域の現状分析を行い、市に報告書を提出する。
- 2年目…地域の10年後を見据えた地域まちづくり計画を策定する。
- 3年目以降…計画の目標達成に向けて、毎年、実施計画書を作成し、自助・互助・公助による地域づくりを行う。また、5年ごとに地域を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の見直しを行う。

(地域まちづくり計画策定状況)

年 度	H28	H29
現状分析事業	1地区	0地区
計画書策定事業	1地区	1地区
計画見直し事業	6地区	13地区

平成30年3月31日現在 89地区自治公民館のうち87地区自治公民館で策定済

- ④ 市民グループが行う公益的な活動で、自ら企画・提案し実施する事業を募集し、その経費の一部に対し補助金を交付した。(市民活動推進課)

(補助対象事業)

公益的なサービスを提供する活動(地域の課題解決に向けた取組み)で、市民グループのこれまでの活動を拡充する事業又は新たに実施する事業

(霧島市市民活動支援事業)

年 度	H27	H28	H29
採択事業数	9事業	11事業	9事業

- ⑤ 高齢者や障がい者など援護を必要とする人々に対し、声かけや安否確認などを行うネットワークづくりの核となる在宅福祉アドバイザーが活動を行っている。

(長寿・障害福祉課)

施策の方向（２）防災における男女共同参画の推進

具体的施策① 防災分野の政策・方針決定過程における女性の参画拡大

具体的施策② 男女共同参画の視点に立った防災及び災害対応の実施

男女共同参画の視点	<p>災害発生時には、日常的になっている性別役割分担の意識が顕在化しがちである。この問題の背景にあるのは、防災、災害対応に女性の視点が入っていないこと、子育てや女性への配慮が足りないということ、さらには、平時における防災の検討や避難所運営など災害の現場での意思決定に女性が参画していないことが挙げられる。そのため、市は、男女共同参画の視点から課題等を抽出し、防災分野における男女共同参画の取組に生かしていく必要がある。</p>																							
主な取組	<p>① 防災に関する知識の普及として、出前講座を実施した。（安心安全課）</p> <p>（出前講座実施状況）</p> <table border="1" data-bbox="392 775 1225 936"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数</td> <td>14件</td> <td>20件</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>1,359人</td> <td>1,319人</td> <td>1,551人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 防災の分野における男女共同参画の一環として、市避難所に女性職員を積極的に配置した。（安心安全課）</p> <p>（避難所における女性職員配置数） （各年度4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="392 1176 1225 1279"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性職員配置数</td> <td>56人</td> <td>56人</td> <td>57人</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	H27	H28	H29	実施件数	14件	20件	23件	参加者数	1,359人	1,319人	1,551人	年 度	H27	H28	H29	女性職員配置数	56人	56人	57人
年 度	H27	H28	H29																					
実施件数	14件	20件	23件																					
参加者数	1,359人	1,319人	1,551人																					
年 度	H27	H28	H29																					
女性職員配置数	56人	56人	57人																					

3 数値目標の進捗状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
自治会加入率	67.9%	23	60.3%	29	70.0%	29
男女共同参画セミナーを実施した地区自治 公民館の割合	11.2%	23	49.4%	29	65.2%	29

IV 資料編

■霧島市男女共同参画推進条例 (平成24年3月29日条例第5号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 男女共同参画を推進するための基本的施策(第10条—第20条)
- 第3章 霧島市男女共同参画審議会(第21条—第27条)
- 第4章 雑則(第28条)

附則

我が国は、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等が保障され、男女平等の実現に向けて、国際的な連携のもと、法令の整備をはじめとする取組が行われてきた。わたしたちのまち霧島市においても、これまで、国、県等の動向を踏まえつつ、平成20年3月に「霧島市男女共同参画計画」を、平成22年3月には、県内の市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を積極的に展開してきた。

しかしながら、今なお、女性に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行などが依然として存在し、個人が自立した人間として発達する可能性が性別により制約されており、真の男女平等の達成のためには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、霧島市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女がお互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画をより一層推進していく必要がある。

わたしたちは、ここに、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、その取組を、市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の実施に関する必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることが

できる環境整備に向けた社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意識が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。

(6) 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と地域及び家庭における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他の社会のあらゆる教育及び学習に携わる者は、教育及び学習が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育及び指導を行うよう努めるものとする。

(阻害行為の禁止)

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭そ

他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及びドメスティック・バイオレンスを助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、霧島市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に資するよう配慮するものとする。

(広報活動)

第13条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を公表するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第16条 市は、附属機関等の委員の委嘱を行う場合には、当該委員の男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未

満とにならないよう努めるものとする。

(市民への支援)

第17条 市は、市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援等)

第18条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、必要があると認めるときは、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

2 市は、事業者のうち、農林水産業、商工業その他の分野の自営業における男女共同参画を推進するため、これらに従事する男女に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(防災の分野における男女共同参画の推進)

第19条 市は、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興を含む。)体制を確立するよう必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第20条 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を妨げる行為に関し、市民及び事業者から相談があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者から苦情の申出があった場合には、問題解決に向けた必要な措置を講ずるものとする。

第3章 霧島市男女共同参画審議会
(設置等)

第21条 第11条第2項に規定する事項を行うほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、霧島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するものとする。

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(審議会への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている霧島市男女共同参画計画は、第11条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。